

14. 5-54



111.5
4



始



司 法 資 料

第 二 百 九 十 號

佛 國 民 事 訴 訟 法 改 正 草 案

〔禁轉載〕（昭和十一年四月）

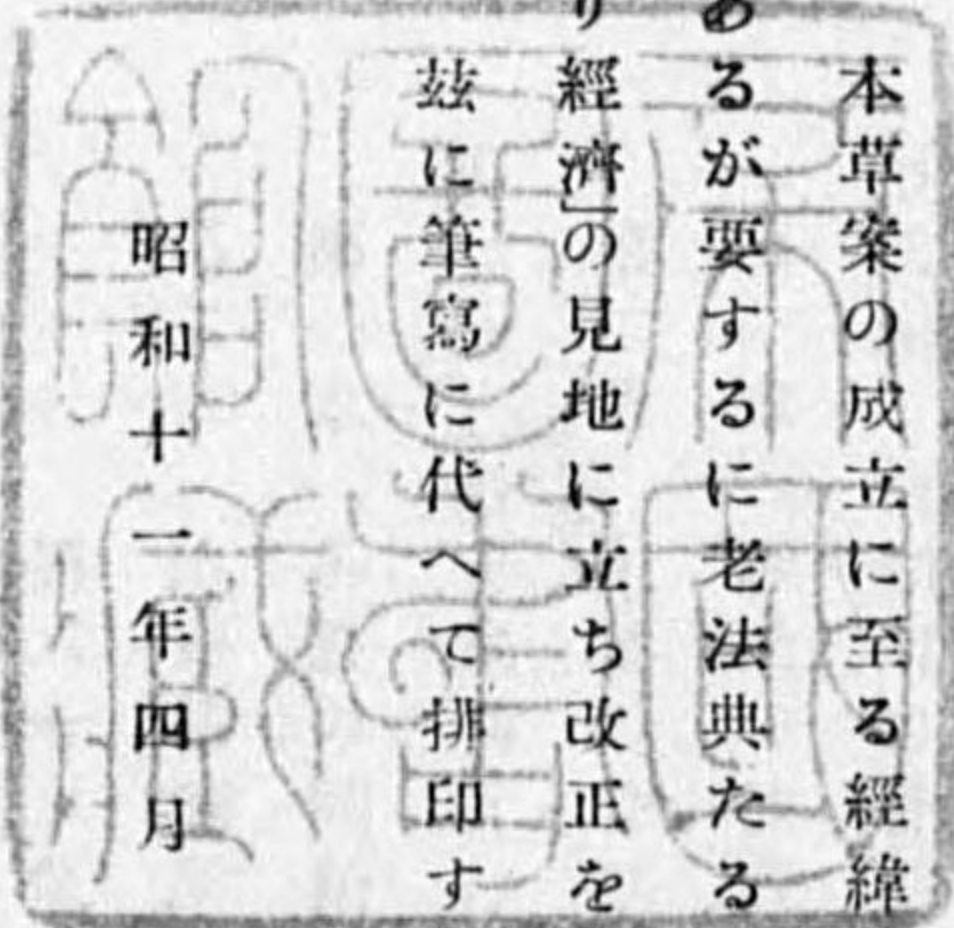
司 法 省 調 查 課

同課寄贈本

本號には一千九百三十三年六月七日佛國辯護士協會の採擇に係る佛國民事訴訟法改正草案の邦譯を収録した。

この翻譯は斯界に令名ある現秋田地方裁判所長松野祐裔氏を煩はしたものである。

本草案の成立に至る経緯並其の改正要點は本號の目次に次々ジャンテツプルトン氏の報告に詳であるが要するに老法典たる一千八百六年四月二十四日布告の現行法に「より正確」より「敏速」の外更に「より經濟の見地に立ち改正を加へんと企圖したものである。」
茲に筆寫に代へて排印する。



司法大臣官房調査課

14-54

目次

民事訴訟法の改正に關する報告 全國辯護士協會會長設立者ジャンナツブルトン氏所述

民事訴訟法草案

第一編 總 則(第一條乃至第十六條)…………… 六

第二編 裁判所の管轄(第十七條乃至第四十一條)…………… 三

第一章 訴訟の性質に依る管轄(第十七條乃至第三十六條)…………… 三

第二章 土地の管轄(第三十七條乃至第四十一條)…………… 元

第三編 治安裁判所の訟訴手續(第四十二條乃至第七十一條)…………… 三

第一章 訴訟の開始(第四十二條乃至第五十三條)…………… 三

第二章 治安裁判所に於ける附帶參加訴訟受繼訴の取下(第五十四條乃至第六十三條)…………… 三

第三章 訴訟費用、上訴、忌避、占有訴訟(第六十四條乃至第七十一條)…………… 七

第四編 始審裁判所の訴訟手續(七十二條乃至第二百四十三條)…………… 元

第一章 勸解(七十二條乃至第七十七條)…………… 元

第二章 裁判上の請求(第七十八條乃至第八十三條)…………… 四

14-54



東京大正官報編輯部

東京大正官報編輯部



第三章 審理(第八十四條乃至第九十二條)…………… 四

第四章 開廷(第九十三條乃至第一百條)…………… 五

第五章 判決(第一百一條乃至第十九條)…………… 五

第六章 闕席判決及故障(第二十條乃至第二十五條)…………… 五

第七章 抗辯(第二十六條乃至第三十四條)…………… 五

 第一節 外國人より又は法律若は判決の要求する他の場合に於て立つべき保證(第二十七條乃至第三十一條)…………… 五

 第二節 移送(第三十二條乃至第三十三條)…………… 五

 第三節 無効(第三十四條)…………… 五

第八章 附帶事件(第三十五條乃至第四十五條)…………… 六

第九章 證人訊問(第四十六條乃至第六十一條)…………… 六

第十章 否認(第六十二條乃至第六十七條)…………… 六

第十一章 検査を許容する審理處分(第六十八條乃至第二百條)…………… 六

 第一節 通過(第六十八條乃至第七十條)…………… 六

 第二節 鑑定(第七十一條乃至第七十九條)…………… 六

 第三節 臨檢(第八十條乃至第八十三條)…………… 七

第四節 書類の檢眞及偽造記入の訴(第八十四條乃至第二百條)…………… 七

第十二章 當事者訊問(第二百一條乃至第二百五條)…………… 七

第十三章 管轄裁判所の指定(第二百六條乃至二百九條)…………… 七

第十四章 忌避(第二百十條乃至第二百五條)…………… 七

第十五章 判事を相手取る訴(第二百六條乃至第二百二十八條)…………… 七

第十六章 訴訟消滅(第二百二十九條乃至第二百三十四條)…………… 七

第十七章 一裁判所より他の裁判所へ移送の請求(第二百三十五條乃至第二百四十三條)…………… 七

第五編 商事裁判所の訴訟手續(第二百四十四條乃至第二百四十九條)…………… 七

第六編 上訴(第二百五十條乃至第二百八十八條)…………… 八

 第一章 控訴(第二百五十條乃至第二百六十二條)…………… 八

 第二章 判決攻撃の非常方法(第二百六十三條乃至第二百八十八條)…………… 八

 第一節 第三者異議(第二百六十三條乃至第二百六十四條)…………… 八

 第二節 再審(第二百六十五條乃至第二百六十九條)…………… 八

 第三節 上告(第二百七十條乃至第二百八十八條)…………… 八

 第一款 通過(第二百七十條乃至第二百七十六條)…………… 九

第二款 上告期間(第二百七十七條)…………… 一四七

第三款 大審院の訴訟手續(第二百七十八條乃至第二百八十八條)…………… 一四七

第七編 判決の執行(第二百八十九條乃至第四百二十八條)…………… 一四九

第一章 保證の寄託及受諾(第二百八十九條乃至第二百九十六條)…………… 一四九

第二章 計算書の提示(第二百九十七條乃至第三百七條)…………… 一五一

第三章 強制執行の總則(第三百八條乃至第三百三十條)…………… 一〇三

第四章 無資力債務者の財産管理(第三百三十一條乃至第三百五十條)…………… 一〇九

第五章 保全差押(第三百五十一條乃至第三百五十八條)…………… 一〇六

第六章 拂渡差押(第三百五十九條乃至第三百六十九條)…………… 一〇八

第七章 執行差押(第三百七十條乃至第四百十二條)…………… 一〇三

第一節 動産差押(第三百七十條乃至第三百七十九條)…………… 一〇三

第二節 不動産差押(第三百八十條乃至第四百十二條)…………… 一〇六

第八章 身體拘束(第四百十三條乃至第四百二十條)…………… 一〇五

第九章 金錢の配當(第四百二十一條乃至第四百二十八條)…………… 一〇六

第八編 雜訴訟手續(第四百二十九條乃至第五百十七條)…………… 一〇八

第一章 緊急訴訟手續(第四百二十九條乃至第四百三十六條)…………… 一〇八

第一節 催告及檢證(第四百二十九條乃至第四百三十二條)…………… 一〇八

第二節 急速審理(第四百三十三條乃至第四百三十六條)…………… 一〇九

第二章 辨濟の提供及供託(第四百三十七條乃至第四百四十三條)…………… 一〇九

第三章 擔保差押及他地の債務者に對する拂渡差押(第四百四十四條乃至四百四十九條)…………… 一〇九

第四章 動産取戻差押(第四百五十條乃至第四百五十一條)…………… 一〇七

第五章 任意讓渡に對する増價競賣(第四百五十二條乃至第四百五十七條)…………… 一〇七

第六章 證書の正本又は謄本の交付及更正(第四百五十八條乃至第四百七十一條)…………… 一〇九

第七章 妻に對する許可(第四百七十二條乃至第四百七十五條)…………… 一〇九

第八章 夫婦財産の分離(第四百七十六條乃至第四百八十三條)…………… 一〇九

第九章 夫婦別居及離婚(第四百八十四條乃至第五百八條)…………… 一〇九

第一節 離婚の訴訟手續(第四百八十五條乃至第五百四條)…………… 一〇九

第二節 夫婦別居(第五百五條乃至第五百八條)…………… 一〇九

第十章 親族の意見(第五百九條乃至第五百十二條)…………… 一〇九

第十一章 禁治産及輔佐人の選任(第五百十三條乃至第五百十七條)…………… 一〇九

第九編 相續開始に關する訴訟手續(第五百十八條乃至第五百九十條)…………… 一〇九

第一章	死亡後の封印貼付(第五百十八條乃至第五百三十六條).....	一六
第二章	封印の貼付(第五百三十七條).....	一七
第三章	封印の除去(第五百三十八條乃至第五百五十條).....	一七
第四章	財産目録の調製(第五百五十一條乃至第五百五十四條).....	一七
第五章	動産の賣却(第五百五十五條乃至第五百六十條).....	一七
第六章	未成年者に屬する不動産の賣却(第五百六十一條乃至第五百六十九條).....	一八
第七章	遺産の分割及競賣(第五百七十條乃至第五百七十七條).....	一八
第八章	相続の限定承認(第五百七十八條乃至第五百八十六條).....	一八
第九章	夫婦財産共通及相続の拋棄並嫁資不動産の賣却(第五百八十七條).....	一八
第十章	相続人の曠缺したる相続財産の管理人.....	一八
第十編	仲裁手續(第五百九十一條乃至第六百八條).....	一九
第十一編	雜則(第六百九條乃至第六百十七條).....	一九

目次終

司法資料 佛國民事訴訟法改正草案

民事訴訟法の改正に關する全國辯護士協會々長 (創立者) チヤン・アツプルトン氏の報告

全國辯護士協會(Association national des Avocats)は一九二九年四月三日ニリスに開催したる總會に於て一委員會を任設し之に民事訴訟手續に取入るべき改良點を探究し且改正民事訴訟法草案を起草することを委託せり。該委員會は左の諸氏を以て構成せられたり。

- 委員長兼報告委員(チヤン・アツプルトン)
- 副委員長(ストラスダール)
- 巴里辯護士會常議員(法制定案委員會書記長) チヤコブソン
- 巴里辯護士會々長(公爵) ヲウーゾン
- 巴里辯護士會常議員(チヨパール)
- 巴里辯護士會前常議員(サラン)
- ニス辯護士會々長(シヤルボンニエ)
- アヂヤン辯護士會前會長(アンブラルド)

本委員會錄事 巴里辯護士會々員職業研究會書記長 プレツチエー

巴里辯護士會々員前代訟人 ラビアルト

コルマル辯護士會々員 フェーネー

リブールヌ辯護士會々員 ラロッシュ

エーアンブランス辯護士會前會長 ガブリエル・アルノー

マルセーユ辯護士會々員 ダヒツド

委員會は數次の會合を重ね一九三三年陽春其の事業を完成し委員長より同年六月七日グルノーブルに開催せる協會の總會に之を報告せり。(尤も一部の報告は既に一九三一年五月二五日ベルサイユに開催せる總會に之を報告せり)グルノーブルに於ける總會は幸に委員會の提案を採擇し滿場一致を以て左の決議を可決せり。曰く。

『總會は委員會の作成したる民事訴訟法草案を印刷に附したる上之に對する意見觀察及批評を徵する爲め本協會々員たる辯護士全員に送附すべきことを議決す』

右總會の決議の執行として此の報告と共に草案の條文を發表するものなり

第一

佛國民事訴訟手續に改正を加ふるの必要なるは現在何人も争なき所なるが既に四十年前に於て巴

里大學法科學長ガルソンネ氏は其の名著民事訴訟法論第二卷第五百三十九項中に左の如く論述せり。曰く。

『現行訴訟法典は一六六七年の勅令及巴里城内裁判所の訴訟慣行を餘りに墨守したる模寫本として夙に陳腐に屬せり。裁判上の形式の必要を殆ど争はざる人々すら現行法典の思慮と用意とは敬意を拂ひつゝも其の慎重の過度、進行の遲緩、書面の冗繁之を一言にして云へば國家が國民に對して負ふ所の裁判には非ざる緩慢にして且費用高き裁判を聽て法典の責に歸したり』と。

ガルソンネ氏の優秀なる後繼者として其の全生涯を民事訴訟手續の研究に捧げたるセザルブル學長も其の先輩の所説を一層高調せり。

一九三一年一月二五日ラバット控訴院に於て統監ルシアンサーン氏の司會の下に開かれたる協會の席上セザルブル氏はモロッコの訴訟手續が佛本國の訴訟手續よりも明白に優越なるを論證し後者に付其の陳套なること緩慢なること及非常に費用高きことを劇しく指摘せり。同時に氏は立法者の爲めに訴訟手續の改正に付心得ざるべからざる綱領を示せり。吾人の採擇せるものは實に此の綱領に外ならず。セザルブル氏は曰く。

『立法者が訴訟手續を審究して専門的法規を制定するに付眼目とすべき主要なる特質を探究せんと欲するに當り直に感得するを要する單純なる二三の觀念あり。其の觀念とは他なし。被審判者は裁判所に入出し易きを要し且容易に判事と接觸し得るを要す。此の接觸にして第一に確立せられ

たる上は次に訴訟手續の迅速なるを要す。而も其の迅速は判事及裁判所の心證を完全ならしむる爲め最大の正確を伴はざるべからず。裁判を爲したる後は之を書庫内に其の儘眠らしむべからず。權利と正義との満足の爲めに迅速に之を執行することを要す。最後に特に重要な考察として争訟及訴訟手續の費用は成るべく最小限ならしむるを要す」と。

此の最後の點に付ては右に引用したるセザル・ブル學長の所説を嘗てダゲツソ一の吐露したる名言を以て補完することを得べし。曰く。

『王權の第一の義務は其の臣民に對し裁判を爲し又は爲さしむるに在り。是れ臣民に對する國王の負債なり。若し國王にして臣民に贈與する債務を負ふ所のものを或意味に於て臣民に賣却すとせば蓋不完全に債務を辨濟するものに外ならず』と。

熟ら外國法制と我内國法制とを彼此瞥見するときは如何なる點に於て我等が後れて取殘され居るや並に世界に於ける我國の威光の爲めにも我民事訴訟手續の主義と近世の學問及實際が外國法中に進入せしめたる主義との對照を結局主張し得るに至ることの如何に緊要なるやを容易に覺知すべし。獨逸法制及奧太利法制は殊に吾等が本改正事業を管理したると同一方針に於て彼等の民事訴訟手續に關する諸法律を著しく改訂せり。吾等は此點に關し特別に注意を引かれざるを得ざりき。何となれば吾等は獨逸の訴訟手續が一八七九年の法律に依りアルサス及ローレン兩州に移入せられ其の時以來數度修正せられたること及該訴訟手續が簡易及效能に於て一六六七年の勅令の模寫たる一八

〇六年の我老法典よりも遙に優良なることを忘るべからざればなり。一八七一年無念にも母國より分割せられたる兩州内の三縣が大戦の結果國民的單一に回復せられたる以來法制的統一の問題が斷えず當局官憲の面前に發生せり。奈破翁時代の總ての大法典は非常に考案工夫を凝らしたる各移入法に依り右三縣内に之を適用すること得たり。然るに民事訴訟法典のみは同縣内に適用すべく爲し得ざりき。該法典の移入は堪へ難き退歩として且大戰の翌日より佛蘭西領に復歸したるアルサス及ローレン兩州に對して爲したる約束の違反として萬人一様に考へたる所なればなり。

右約束は要するに佛國の現行諸法律は回復せられたる諸縣にも其の效力を及ぼすべく唯從前の地方法律よりも不完全なる法律は例外とすと云ふに在りき。此の例外は明に民事訴訟法に適合す。さればストラスブル辯護士會前會長にして現に上ライン下ライン及モセーユの地方辯護士會々長たる上院議員エツカルト氏は此の點に關しニースに於ける本協會の總會の席上左の如く述べたり。曰く。

『吾人は原則としてアルサス及ローレン兩州に於ける法制統一の賛成者なれども民事訴訟手續に關する諸法律は相當の修正を加へざる限り之を右兩州に移入施行することに反對するものなり』と。同氏は尙附加して曰く

『佛蘭西の民事訴訟手續に就き特に吾人の痛感する所のものは其の遲緩、其の形式主義及手續無効の累積なり。吾人が一部分は路易十四世の時代に制定せられ而て現代の需要に適せざる此の訴訟手

續の移入施行に終始反對するは是が爲なり」と。

國內辯護士協會の前會長たるエツカルト氏の噴々たる法律上の聲價と著明なる愛國主義とを知る者にとりては右の重大なる演述は大に注意に値するものと謂はざるべからず。若我民事訴訟手續にして總ての近代法制を残らず發達せしめたる方針に於て更生せらるるに非ざれば爾く重要にして亦實際的なる訴訟手續の分野に於て我回復したる諸縣との立法上の統一を實行することを斷念するを要すべし。民衆の生活及裁判上の慣習に於ける特質的要點に關しては吾等の思索及行動の方法はアルサス及ローレン兩州の我同胞のそれとは同じからざるべし。是れこそ常に活躍する獨逸主義の眼中には疑も無く絶好の工作にして亦國民的統一と安全とを潰滅する虞ある地方法規 (Home rule) の何かの筋書に隠れて陰暗なる目的を追求する人々の爲めに屈強なる根據地なるべけれ。

然らば曾ては獨逸の爲め保壘として役立つことに權力を以て強制せられたる此の感嘆すべき北東地方をして約三世紀に亘り盡したる歴史的任務に終を告げ而して同一の衷情を以て佛蘭西の哨兵たらしむる爲めにも民事訴訟手續の改正は必要なりと謂ふべし。

右の綱領は之を實行するにさまで困難ならず。既に國際的場面に於て我偉大なる友人バウガン、ウキリヤムの力作たる混合仲裁々判所の訴訟手續規則が吾等に方法を示し又我國法特に參事院及縣參事會に於て履踐すべき訴訟手續を規定し而て數回修正完補を経たる一八七二年七月二四日の法律及一八八九年七月二二日の法律も本委員會の採擇したる原則を幾度も繰返し宣言したり。加之我國の

天才的立法者はモロッコに於ける佛國裁判所の爲めに全世界の法學者及實際家の賞讃を博し且最も迅速にして廉價なる裁判を爲す爲め當世の最も著き努力として萬人一齊に認むる訴訟手續の一系統を創作するを得たればなり。

吾等は改正草案編成の仕事に當り先づ第一に我立法者の固有の功業を感得するの要あることを認めたり。吾等は民事訴訟法典の舊昔の縁框を維持したり。然れども吾等は一方に於て其の中より近世の法制が排斥する一切の事項殊に無効の濫用過度の形式主義、抗辯及附帶請求の繁多、期間の過長を力めて除去せり。他方に於て我刑事訴訟手續に於けるが如く訴訟の始より判事をして審理を指揮せしむる原則並に裁判官の報告を先にする書面審理及口頭辯論の原則を民事訴訟手續に加入せり。吾等は現在餘りに無益なる勸解の手續を義務的且實行的のものと爲したり。吾等は呼出召集及送達に付郵便及電信の職務を擴張したり。最後に吾等は裁判費用殊に登録税を制限するに適當なる規定を提案せり。

是より以下多少の細目に入らんとす。

第一

委員會の起案したる民事訴訟法草案は六百十七條より成り千四十二條を算する現行法典より少きこと四百二十五條なり。然れども一八〇六年の公布に係る現行法典よりは完備せり。何となれば草

案には第一に現行法典中に閑却せる訴訟手續の總則を規定したる一編を包含し第二に現在訴訟法典と商法典との中に散在せる商事裁判所に關する規定を總括し第三に現行法典に於ては簡略に失したる上告に付き完全なる體裁を以て規定したればなり。

立案に當りては他の諸法典及諸法律中に散亂せる訴訟手續の規定と新訴訟手續とを調和せしむる様考慮するの要あり。殊に民法々典中に殆ど人工的に挿入せられたる離婚の訴訟手續の如きは然りとす。されば委員會は民法第二百三十四條及次條に代る新規定の制定を立案せり。夫婦別居及禁治産の訴訟手續に付ても亦同様なり。尙委員會は左の如く規定したる第六百九條を立案せり。曰く。特別法が舊訴訟手續より引用したる裁判上又は裁判外の手續を命ずる總ての場合に於ては本法の規定したる應當する手續を以て之を補充す。

總則に關するものに付委員會の鼓吹せられたる思想は左の如く規定したる第四條に要約せらる。曰く。

訴訟手續法の目的は裁判を受くる者をして裁判所及司法事務との接近を容易ならしめ其の防禦の自由及辯論の對審性を確保し適應せる處分に依り法則を威力あらしめ判事をして事案を闡明することを得しめ專横に對して裁判を受くる者を保護するに在り。裁判上の手續は權利を伸張し且之を保護する爲めに設けたるものにして權利を妨害する爲めに之を用ゆべからず。尙草案第六條は委員會の事業の指導精神を明確にせり。曰く。

訴訟手續は判事之を指揮す訴訟手續は書面に之を記載す判事は原告の書面上の出訴 (requête écrite) に依り訴訟を受理す此の出訴は裁判上の請求 (demande en justice) を成し之に因り時効を中斷し失權を防止し延滞利息を起算せしむ判事は原告の出訴を被告及争訟に出現することの必要又は有益なる各關係人に告知せしめ併せて其の釋明及答辯を書面を以て提出すべきことを勸告せしむ當事者は常に口頭の意見を自ら提出し又は資格ある辯護人 (défendeurs qualifiés) をして提出せしむる權利を有す

訴訟の爲めに當事者に助言し其の訴狀を作成し訴訟中當事者を補佐し又は代理するを職業とする無資格者は刑法第二百五十八條の刑に處せらるべし

草案第七條に於て委員會は訴訟費用の制限に専心せり。左の如し。

裁判官は無償にて裁判を爲すべし訴訟に關して徴收する如何なる性質の課税及手数料も登録税を科する書類の提出の爲めに要する額を加へて訴訟の金錢上の利益の四分の一を超過することを得ず直接に金錢上の利益を表出せざるか又は訴訟書類の審査のみにては利益を計算すること能はざる訴訟に付ては徴收の最高額は當事者の資力及訴訟の輕重に従ひ判事之を評定すべし

草案第十條は裁判の促進に關す。曰く

裁判は迅速なるを要す過失又は懈怠に因り争訟の解決を遅延せしめたる裁判官辯護士又は代理人は懲戒上の過失を犯したるものとす其の外裁判官に對しては之を相手取る訴を爲すことを得

答辯抗辯管轄違の申立を無益に果行し又は其の他の不當なる術策に依り不正に争訟の解決を遅延せしめたる當事者に對しては判事は出廷を命じ且適切なる單一の行爲を以て其の答辯に供すべきことを催告すべし判事は猶豫なく事件の裁判に進行すべく其の裁判は對審と看做さるべし遅延の責に任ずべき當事者は百フラン以上三千フラン以下の民事罰金(amende civile)及相手方に對する損害賠償を言渡さるべし

草案第十一條以下は同一原則の適用を引續き規定せり。即ち先づ訴訟手續に於ける無効の數と結果とを制限し次に期間の不遵守の場合に於ける許すべき原狀回復を規定せり。

草案第十四條は郵便に依る送達と共に必要に應じ電信に依る送達を認む。尙同條は司法吏員(agent judiciaire)に依る送達の依然必要な場合を規定す。草案第十六條は豫判問題(questions préjudiciables)を制限し且之を決定する爲めの迅速訴訟手續を定む。

草案第二編は各種裁判所の管轄に付き第三編は治安裁判所の訴訟手續に付第四編は始審裁判所の訴訟手續に付夫れ々々規定せり。

勸解の試(tentative de conciliation)は未成年者又は無能力者の爲めには義務的なりとす。但時宜に依り其の試の後和解(transaction)の爲め法律の規定したる手續を履踐するを妨げず。勸解の試は常に事件を審判すべき裁判官の中一人に於て之を行ふを其の有效要件とす。

訴訟は裁判所の書記課に相手方とすべき被告の員數に相應する寫を添附して差出す訴狀に依りて

之を提起す。書記課は該關係人に訴狀の寫を回送し且答辯書を提出すべき期間を指示するものとす

裁判上の代理(représentation en justice)なる難問題は草案第八十條の解決する所なり。曰く

訴狀には裁判所に近く執務する代訟人(avoué)在るときは其の代證人之に署名すべし若裁判所の管轄区域内に代訟人在らざるか又は控訴院に於て代訟人の員數を不足と認むるときは正式に登録したる辯護士(avoué)訴狀に署名することを得辯護士が法律又は法規命令(règlement d'administration publique)に依り裁判所に於て依頼人を代理することを認許せられたる總ての場合に於て亦同じ

右の如く規定すれば何事も之より簡單なるはなし。而て此點に關する一切の議論は何等の利益をも害することなくして自ら消散せり。裁判上の代理に付ての現行の主義は立法者が之と異りたる規定を設くる迄は維持せらるべし。而も條文の順應性に因り佛本國及其の殖民地並に保護領に於ける種々の現行制度は少しも佛國の立法上の統一を害することなくして併存することを得。アルサス及ローレンに於てもモロッコ及新殖民地に於ても辯護士は依然として當事者を代理するなり。彼等は佛本國に於ても立法上反對の規定なき限り其の通常の職務を保存すべし。即ち従前通り當事者を補佐し且必要に應じ代訟人と相並びて當事者を代理することを得るなり。加之一裁判所の所屬代訟人が正則に訴訟人を代理するに不足なる員數なるときは辯護士も亦訴訟代理人(mandataire ad litem)たることを得。斯くして訴訟人に近接し且便益を與ふる裁判所が所要の代訟人を缺くとの單なる口實の下に廢止せらるゝことを防止し得べし。一言にして云へば代訟人が辯護士の在らざる場合に辯論

を爲し得ると同じく辯護士は代訟人の在らざる場合に訴訟代理を爲し得るなり。

訴訟開始の時より指命せらるる報告判事は審理處分 (*mesures d'instruction*) を命ず。審理終りたるときは報告判事は報告書を作成し而て裁判所の爲めに自ら退讓す。

當事者は最終に辯論することを要す。總ての附帶事件 (*incidents*) は緊急と認むべき管轄に付ての附帶事件を除くの外之を本案と併合す。

裁判は假に執行することを得。假執行は常に擔保を供する條件を以て之を命ずることを得。但特に適當なる或場合に於ては擔保を供せしめずして假執行を爲すことを得。

新訴訟手續は二種の闕席手續を認むるのみ。裁判は訴訟に於ける一人若は數人の被告又は被控訴人が報告判事の定めたる期間内に答辯書を提出せざるときは闕席の儘之を爲すべし。

證據に關する規定は殆ど現行民事訴訟法に於けるものと同じ。然れども緊急の場合に於ては有益なる一切の審理處分殊に證人訊問すらも急速手續に依り之を命ずることを得。

草案に於ては裁判官が餘り屢々其の職務を鑑定人に委托する傾向を成る可く抑制せることは注意を要す。此の點に關し草案第七十一條は左の如く規定せり。曰く。

鑑定は特に専門の部類に屬する事實證據及情況にして其の知得が争點の解決に有益なるものを明白ならしむるに付判事を助くる爲めにするに非ざれば判事に於て之を命ずることを得ず鑑定は辯論の法律上の要素を目的とすることを得ず。鑑定は裁判官の指揮監督の下に之を行ふ鑑定人の意

見は裁判所を羈束せず。

筆蹟の檢眞及偽造の申立に關する訴訟手續は之を同一節に合一して規定せり。

第三

商事裁判所に於ける訴訟手續は第五編の目的たり。委員會は著く之を簡單にすることを得たり。

草案の規定したる民事裁判所に於ける訴訟手續自體が既に簡單にして且迅速なるを以て委員會は些細なる變更を加へたる外同一規則を商事裁判所に適用することとせり。委員會は控訴院に於ける訴訟手續には民事始審裁判所に於けると同一の規則を適用することに立案せり。控訴は刑事々件に於けると同く常に書記課に之を提起するものとせり。

委員會は裁判を攻撃する爲めの非常方法 (*voies extraordinaires*) を維持せり。然れども再審の訴に付ては *requête civile* なる從來の名稱が全く判じ物的なるを以て刑事に於けるが如く爾後之を *révision* と稱せんとす。又委員會は攻撃せらるゝ裁判の當然なる缺點を證明すべき性質の新證據又は新事實が出現したる場合に於て多少慎重なる用心の下に其の裁判の再審を許し以て再審の範圍を少く擴張せり。

最後に委員會は草案中に上告に關する一切の規定を挿入し而て民事始審裁判所に於ける現行訴訟手續の總ての規則を原則として上告に適用することとせり。又委員會は大審院に於ける審査部

(chambre de requêtes) 及民事部 (chambre civile) に依る二重の取調を廢止せり。他方に於て部の多數なるに拘らず善く裁判例の統一を保たしむるに適する參事院の規則を踏襲せり。尙草案は大審院に於て移送を爲さずして原裁判を破毀し得る場合の數を増加せり。此の點に關し左の如く規定したる第二百八十八條第五項以下の規定に付注意を喚起せん。曰く

大審院は原裁判を破毀したる上其の管轄の範圍内に於て同院に附せられたる問題を最終に解決す。大審院は原裁判を爲したる裁判所と同等の裁判所に事件及當事者を移送す。

移送を受けたる裁判所は法律點に關しては大審院の採用したる解決に従ふことを要す。管轄の理由の爲め破毀を言渡すとき及破毀が必然に争を解決し且全く新なる辯論を無益ならしむるときは移送を爲さずして原裁判を破毀すべし。

大審院は亦事實が十分明白なる上審理が十分完全にして事件が即時の終結を受くるに足る状態に在りと認むるときは本案の争を最終に解決することを得。

第四

草案第七編の目的たる裁判の執行に關する事項は左の諸原則に依り其の特質を表はせり。

(一) 一切の執行處分は裁判官之を指揮し又は之を監督す。斯くして執行の遅延と濫用とを避けんとするは委員會の希望せる所なり。

(二) 執行手續の夥多及散亂並に費用の過度及不幸なる換價を避くる爲め委員會は『辨濟の資力なき債務者の財産管理』なる制度を立案せり。此の制度は緩和なる民事破産とも謂ふべきものにして債務者に無能力をも不面目をも生ぜず而も各債權者の爲めにも債務者の爲めにも最好の條件に於て其の各債權者の一般擔保を確保することゝなるなり。

(三) 委員會は狀況に従ひ執行差押 (saisies-exécution) に變更し得べき保全差押 (saisies conservatoires) の構成に工夫を凝らせり。

(四) 委員會は現行法に於て區別したる動産競賣代金の配當 (distribution par contribution) 手續と不動産競賣代金の配當 (ordre) 手續とを合一せり。金錢 (deniers) は動産の換價より生じたと不動産の換價より生じたとを問はず同一手續に依り各債權者に之を配當するものとせり。

以上主要なる諸點の外草案は不動産差押の規則を大に簡單にし又執行主任官に執行手續中に生ずる附帶事件を裁判することを許せり。

第五

現行法典第八百十二條以下に規定したる雜訴訟手續 (procédures diverses) に關しては大なる變更を加へず。茲には單に左の諸點を注意するに止めん。

(一) 草案は從來我訴訟手續法が蔭影裡に放置したる催告 (sommations) 及檢證 (constats) に關する事項

民事訴訟法草案

第一編 總 則

第一條 裁判は何人に對しても平等とす如何なる請求又は訴願(sollicitation)も當事者本人又は其の法定代理人若は資格ある辯護人(défenseurs qualifiés)に依るに非ざれば之を裁判官に提出することを得ず判事は請求又は訴願を有效なる時期に相手方に知了せしめたるや否やを確むるを要す

第二條 裁判官は自ら裁判を爲すことを要す裁判官は法律の許す場合の外其の權限を委任することを得ず審理處分は一人の裁判官之を主宰す

第三條 一切の權利は裁判上の訴(action en justice)を認容す法律が或權利の保護の爲めに訴訟手續を編制せざるときは判事は衡平の法則及訴訟手續の一般原則を感得し類推に依り之を補充すべし

第四條 訴訟手續法の目的は裁判を受くる者をして裁判所及司法職員との接近を容易ならしめ其の防禦の自由と辯論の對審性とを確保し適應したる處分に依り法則の威力を實現し判事をして事案を闡明することを得しめ專横に對して裁判を受くる者を保護するに在り。裁判上の手續は權利を伸張し且之を保護する爲めに設けたるものにして權利を妨害する爲めに之を用ゆべからず

第五條 司法官廳は證據の存在を推測し得る度毎に職權を以て或は利害關係人の申立に因り訴訟に

有益なる情報を總ての官吏及官廳に請求することを得。司法官廳に對しては輕罪及重罪事件の訴訟記録の送付を拒むことを得ず如何なる場合に於ても斯の如くして得たる書類は之に反對して論争することを許さるべき當事者の輔佐人(conseils des parties)に示すことを要す當事者も輔佐人も争訟の利益以外に之を使用することを不得

第六條 訴訟手續は判事之を指揮す。訴訟手續は書面に之を記載す。判事は原告の書面上の請求(requête écrite)に依り受訴す此の訴求是裁判上の請求(demande en justice)を成し之に因り時效を中斷し失權を防止し延滞利息を起算せしむ判事は原告の請求を被告及争訟に出現することの必要又は有益なる各關係人に告知せしめ併せて其の辯明及答辯を書面を以て提出すべきことを促す當事者は常に口頭の意見を自ら提出し又は資格ある辯護人をして提出せしむる權利を有す争訟の爲めに當事者に助言し其の訴狀を作成し訴訟中當事者を補助し又は代理するを職業とする無資格者は刑法第二百五十八條の刑に處せらるべし

第七條 裁判官は無償にて裁判を爲すものとす訴訟に關して徵收する如何なる性質の課税及手数料も登録税を課する書類の提出の爲めに要する額を加へて訴訟の金錢上の利益の四分の一を超過することを得ず直接に金錢上の利益を表出せざるか又は訴訟書類の審査のみにては利益を計算すること能はざる訴訟に付ては徵收の最高額は當事者の資力及對訟の輕重に従ひ判事之を評定すべし

第八條 總て裁判上の請求は之に先ち争訟を裁判すべき單獨裁判官又は合議裁判官中一人の面前に

於ける勸解の試 (tentative de conciliation) を経ることを要す但理由を附したる決定を以て確認したる極て緊急なる場合は此の限に在らず

當事者の雙方又は一方が一定の手續を完了したる後にあらざれば和解すること能はざるときは勸解判事は其の手續を督促し且其の實行に注意すべし

當事者に和解を禁じたる訴訟に於ては勸解判事は當事者の辯明調書を作成し之を本案判事に提示すべし

第九條 裁判上の辯論は法律に定めたる例外を除くの外公開とす其の辯論は對審とし法律に於て例外として別段の定を爲したる場合の外自由に之を裁量することを得ず

第十條 裁判は迅速なるを要す過失又は懈怠に因り争訟の解決を遅延せしめたる裁判官、辯護士又は代理人は懲戒上の過失を犯したるものとす其の外裁判官に對しては之を相手取る訴 (prise à partie) を起すことを得

抗辯、管轄違の申立の如き防禦方法を無益に累行し其の他不當なる方策に依り不正に争訟の解決を遅延せしむる當事者に對しては判事は其の出廷を命じ且唯一の行爲を以て其の防禦を完了すべきことを催告すべし判事は遅滞なく訴訟の裁判に進行すべく其の裁判は對審と看做さるべし遅延の責に任ずべき當事者は百フラン以上三千フラン以下の民事罰金及相手方に對する損害賠償を言渡さるべし

第十一條 抗辯、不受理の原因、管轄違の申立其の他訴訟の本案に關せざる防禦方法は關係人が訴訟に呼出されたる日の翌日より三十日以内に之を對抗することを要す然らざれば其の權利を失ふ然れども事物の管轄違又は公の秩序に關する總ての他の防禦方法若は抗辯に付ては當事者は其所爲に因り訴訟の終結を遅延せしめざる限り事件の如何なる程度に在るを問はず之を對抗することを得但し前項に定めたる三十日の期間内に右性質の防禦方法若は抗辯を對抗することを怠りたる當事者は勝訴の場合に於ても相手方に對する訴訟費用及損害賠償の負擔を命ぜらるることあるべし

第十二條 訴訟行爲、裁判上又は裁判外の行爲、裁判及同性質の他の行爲は形式の瑕疵の爲めに無効を宣言せらるることなし但し其の不完全が訴訟に於ける當事者の一方又は社會の利益を著く害することあるか若は行爲の目的を達すること能はざらしむるときは此の限に在らず無効を宣言せられたる手續は法定の期間が滿了せざる間は之を再行することを得訴訟行爲は無効なるときと雖も時効を中断し又は失權を防止することを得訴訟行爲が不完全の爲め無効を宣言せられたると否とを問はず當事者又は第三者に損害を生じたるときは被害者は過失に因り錯誤を爲したる者に對し損害賠償を請求することを得

第十三條 訴訟手續上の期間は權利の迅速なる實行を擔保するを以て目的とす當事者が重大にして且正當の理由ある原因に因り期間の遵守を妨げられたることを證明したるときは判事の特別の裁

判に依り期間の不遵守の結果に對し原狀に回復せらるることを得

第三者が期間の満了を信じて取得したる権利は如何なる場合に於ても尊重せらるるべし

訴訟手續上の期間は法律に別段の定あるときの外は總て不變なりとす

第十四條 訴訟手續上の送達は原則として書留封緘郵便を以て之を爲す緊急なる呼出は電信を以て

之を發送することを得書記課は判事の監督及職權の下に送達を掌る然れども終局判決は敗訴の當

事者に其の答辯を完備することを催告したる後にあらざれば之を爲すことを得ず此の催告は判事

の指命したる公吏 (agent public) 之を爲す

闕席判決は前項と同様に之を送達すべし

第十五條 判決の執行は判事之を擔保す檢事局を置きたる裁判所に在りては執行は檢事局員 (magis-

trats du parquet) の取扱に依りて之を爲す

商事裁判所の裁判の執行は民事始審裁判所の檢事局之を擔保す

判決の執行に任ずる司法官は之が爲めに書記課又は書記課に設けたる特別執行部 (service spécial de

l'exécution) を自由に使用す其の司法官は債務者に辯明を促し且之を受くる爲め及履行を勸告する

爲め債務者を自己の面前に呼出すことを得

第十六條 訴を受理したる判事は抗辯及訴訟を複雑ならしむべき種々の附帶事件 (incidents) をも裁判

すべし附帶事件が訴訟の範圍を擴張し又は他の當事者を訴訟に呼出すことを必要ならしむるとき

と雖も亦同じ

争訟の解決が裁判所に於て公の秩序に關する理由の爲め裁判すること能はざる問題の解決に繋る

ときは裁判所は訴訟の狀況に従ひ豫判問題 (question préjudicielle) を解決せしむる爲め短期間中訴訟

を停止し又は擇一若は條件付の裁判を爲すことを得

豫判問題を裁判すべき管轄裁判所に於ては孰れの場合にも事件を最初の開廷に附すべし其の裁判

所は豫判問題の解決を直接に本案の受訴裁判所に通知し遲滞なく裁判を爲さしむべし

本案に付擇一又は條件附判決を爲したる場合に於ては其の裁判を爲したる裁判所の裁判長又は受

命判事は訴訟手續の形式に依らず單純なる命令を以て擇一又は條件附判決を豫判問題に付爲され

たる裁判に一致せしむべし

本案の判決は其の時より執行力を生ず

第二編 裁判所の管轄 (De la compétence des juridictions)

第一章 訴訟の性質に因る管轄 (De la compétence de la nature du litige)

第十七條 (二八三五年三月二五日法律第一條修正) 治安判事は民事に付控訴を許す條件の下に四、千五百フ

ン迄及終審として千五百フラン迄の純然たる債權上又は不動産上の訴を審判す
治安判事は亦控訴を許す條件の下に四千五百フラン以下の不動産上の訴を審判す

訴訟の價額に關し争あるときは治安判事は必要に應じ其の選任したる鑑定人を立會はしめ之を評定す此の評定には手續上の方式なく且鑑定人をして宣誓せしむることを要せず

第十八條(同上法律第二條修正) 治安判事は亦請求の價額に拘らず唯千五百フラン以上なるときは控訴を許す條件の下に左の争訟を審判す

第一 ホテル經營者、旅宿主人又は下宿主人と旅客又は家具附間借人、其の身元引請人又は保證人との間に於ける宿泊料及ホテル又は旅宿に寄託したる物件の滅失又は毀損に關する争訟

第二 旅客と水陸運送業者、車夫又は船頭との間に於ける延着運賃又は旅客の携帶する物件の滅失又は毀損に關する争訟

第三 旅客と四輪母衣、馬車夫又は其の他の勞働者との間に於ける給與品、報酬及車輛、其の旅行用運搬器に加へたる修繕に關する争訟

第四 書留の信書及物件並に辨償の責任を負ひ又は負はざる價格表記の輸送品に關する争訟
第十九條(同上法律第三條修正) 治安判事は前條と同一條件に於て左の事項に關する訴訟を審判す

家賃又は小作料の支拂請求
家屋又は土地の賃貸借に付ての解約の申入、家賃又は小作料の不支拂、家屋に備付くべき家具又は

民法第七百五十二條及第七百六十六條に依り開懸に必要な家者及器具の不足及民法第七百二十二條に規定したる貸借物全部の破壊を原因とする賃貸借解除の請求

家屋明渡の請求

本法第四百四十四條に依り實行したる擔保差押又は民法第二百二條第一項及本法第四百五十條に規定したる場合に於て所有者の承諾なくして移轉したる動産に對する動産取戻差押の有効及無効又は解除の請求但し右後段の場合に於ては第三者より異議なきときに限る

以上は總て口頭又は書面に依る賃貸借が年額四千五百圓を超へざることを要す
賃貸借の主たる賃料が全部又は一部に於て物價表に依り見積り得べき産物又は現物給付より成るときは其の評價は小作料の支拂に關する場合には支拂期日の物價表に基き其の場合には請求の前月の物價表に基き之を爲すべし

前項の賃料が物價表に依り見積り得ざる給付を包含し又は小作人の賃貸借に關するときは治安判事は當年の地租金の五倍を土地の收入の基本として管轄を定むべし

第二十條(同上法律第四條修正) 治安判事は特別法に別段の定めあるときの外第十八條及前條と同一の條件に於て左の事項に關する訴訟を審判す

家屋又は小作地に付賃借人の負擔する修繕
賃貸人の所爲に因り使用收益を妨げられたる爲め借家人又は小作人より請求する賠償但し賠償

に對する權利に争なきときに限る

民法第七百三十二條及第七百三十五條に規定したる場合に於ける毀損又は滅失但し治安判

事は其の普通の管轄の範圍内に非ざれば火災又は洪水に因り生じたる滅失に付審判せず

(同上法律第五條修正) 日傭月極及年極の勞働者と共に使用者との間、主人と給料を受くる僕婢又は

被用人との間、主人又は親方と職工又は徒弟との間に於ける相互の約束に關する争訟但し商事裁

判所勞資協調審判所又は徒弟契約に關する法律規則及勞働災厄法の規定に牴觸することを得ず

食料の支拂に關する争訟

民法第千三百八十二條乃至第千三百八十五條に規定したる條件に於て人又は動物に依り田野、果

實及作物に與へたる損害に對する訴訟

樹木又は生籬の枝拂及田地の灌溉又は水車の運轉に供用する溝渠又は水道の渫泄に關する訴訟

但し所有權又は地役權に付争なきときに限る

口頭に依り又は印刷物以外の書面に依る公然又は非公然の誹毀若は侮辱に對する民事訴訟及争

闘又は暴行に對する民事訴訟但し當事者が刑事上の方法に依らざるときに限る

千八百八十四年八月二日の法律に規定したる動物を賣買交換其の他の移轉方法に依り取得した

る場合に於ける契約解除の原因たる瑕疵に關する一切の訴訟

大陸内部郵便事務所管の小包郵便物の滅失毀損又は竊取及引渡の遅延に基く賠償に關する鐵道

會社鐵道官廳其の他の運送營業者と差出人又は受取人との間に於ける争訟但し其の賠償は會社

又は他の特許運送營業者と國家との間に締結したる契約に定むる率を超過せざるものたること

を要す

前號の適用に付ては大陸佛蘭西、コルス、チニス及アルジェリヤ間に取替はず小包郵便物は之を

大陸内部郵便事務所管に屬するものと看做す

第二十一條(同上法律第六條修正) 治安判事は唯控訴を許す條件の下に於て左の事項に關する訴訟を審

判す

第一 民法第二百五條乃至第二百七條に基く年額合計四千五百フランを超過せざる扶助料の請

求若扶助料の請求に付被告二人以上なるときは原告の選擇に依り其の一人の住所を管轄する

治安裁判所に各被告を呼出すことを得

第二 田地の灌溉並に水車及挽碎機の運轉に供用する水流に對し法律規則に定めたる場合に於

ける行政官廳の權限を別として一年内に行はれたる侵害及等しく一年内に行はれたる所爲に

基く新工事差止の訴占有妨害排除の訴占有取戻の訴其の他の占有の訴

第三 土地の境界を定むる訴並に法律特別の規則及地方慣習に依り樹木又は生籬の植附の爲め

定まりたる距離に關する訴但し所有權又は之を證明する證券に付争なきときに限る

第四 民法第六百七十四條に規定したる建築及工事に關する訴但し所有權又は境界標示物の共

有權に付争なきときに限る

第五 市町村又は其の受特許人の徴收する市場料の支拂請求但し起訴の根據たる條項の解釋に付争なきときに限る事件は徴收を爲すべき地又は請求を爲したる地の治安判事之を裁判す

其の管轄に屬せしめたる一切の訴訟を審判す

第三十條 民事始審裁判所は左の訴訟を審判す

一、控訴審として

治安裁判所が第一審として爲したる一切の判決及不當に終審として爲したる判決並に特別法に於て民事始審裁判所を控訴裁判所と定めたる勞資協調審判所 (Conseils des prud'hommes) の判決其の他一切の裁決

二、第一審として且控訴を許す條件の下に

治安裁判所の管轄に屬せざる一切の民事訴訟

第三十一條 民事始審裁判所は司法事件に於ける裁判權の全權を有す此の資格に於て民事始審裁判所は其の管轄する訴訟に際し總ての反訴附帶又は相殺の請求に付其の各請求が單獨に起れば他の司法裁判所の管轄に屬すべきことと雖も尙之を審判す

第三十二條 各裁判所は裁判を受くる者と其の裁判所に所屬する辯護士代訟人執達吏破産管財人清算人執行吏鑑定人等の如き裁判所の補助者との間に於ける訴訟を審判す但し訴訟が直接に控訴院

に提起せらるる場合の外常に控訴を許すを條件とす

第三十三條 各裁判所は判決の執行に關する紛争殊に裁判所に顯れたる費用に關する紛争を審判す前項に依り爲したる判決に對しては主たる訴訟の判決に對し控訴を許すときに非されば控訴を爲すことを得ず

第三十四條 訴訟の性質に因る商事裁判所の管轄は商法及特別法に之を定む

第三十五條 勞資協調審判所に關する管轄は勞働法及特別法に之を定む

第三十六條 控訴院は左の訴訟を審判す

一、民事始審裁判所の判決に對する控訴

二、商事裁判所の判決に對する控訴

三、法律に定めたる場合に於ける管轄裁判所の指定及判事を相手取る訴

第二章 土地の管轄 (De la compétence territoriale)

第三十七條 民事始審裁判所の土地の管轄は本法第七十八條及特別法に之を規定す

第三十八條 土地の管轄に關する前條の規則は本法及特別法に定めたる特例を除くの外治安裁判所

及商事裁判所の審判する訴訟に之を適用す

第三十九條 旅客貨物又は通信の運送に關する争訟は最も敏速なる當事者の選擇に従ひ荷送人の住

所の裁判所又は荷受人の住所の裁判所に之を提起することを得
 第四十條 商事事件に在りては原告は其の選擇に依り被告若は被告の一人の住所の裁判所又は契約
 を履行すべき地の裁判所若は辨濟を實行すべき地の裁判所に訴を起すことを得
 契約履行地又は辨濟實行地の裁判所に訴を起したる場合に於て主張したる契約の成立に付争ある
 ときは判事は訴訟の簡略なる調査に依り其の争を重大と認むるや否やに従ひ管轄の有無を宣言す
 べし但し其の判定は主たる訴訟に不利を及ぼすことを得ず此の場合に於ては商事裁判所は別異の
 二裁判を以て管轄及本案に付裁判することを要す管轄に關する裁判に對する控訴は別に之を提起
 することを得其の控訴が解決せざる間は本案に關する裁判は保證を立てずして之を執行すること
 を得ず

第四十一條 擔保の請求及其の他の附帶の請求は主たる請求の繫屬したる裁判所に之を提出するこ
 とを要す但し其の裁判所は擔保の請求を受けたる當事者を其の管轄裁判所外に誘引する爲めにの
 み主たる請求を其の裁判所に提起したる事が書面又は事實上の證據により明らかるときは之を管
 轄裁判所に移送することを妨げず

第三編 治安裁判所の訴訟手續 (De la procédure devant les Tribunaux de Paix)

第一章 訴訟の開始 (De l'introduction des instances)

第四十二條 治安裁判所は原告若は其の代理人の署名したる訴狀に依り又は原告の出頭して爲す申
 立に依り訴を受く申立に付ては書記又は書記課の宣誓したる吏員其の調書を作成し原告之に署名
 し又は原告が署名すること能はざる旨を記載すべし

第四十三條 治安裁判所に提出したる事件は受附及日附の順序に依り當事者の氏名を表示して之を
 所定の帳簿に登記すべし

第四十四條 訴狀又は訴の申立調書には原告及被告の姓名、洗禮名、住所又は居所並に請求の目的及理
 由の概要を記載することを要す

第四十五條 管轄區域外に住所を有する當事者は裁判所の所在地に住所を選定することを要す
 未だ訴訟に呼出されざる當事者に宛發する呼出狀には時宜に依り住所の選定を要することの注意
 を附記すべし

住所の選定なき場合には一切の呼出及送達は終局判決の送達に至るまで書記課に於て有効に之を
 爲すことを得書記課は當事者の實際の住所又は現在の居所が知れたるときは直に配達證明附書留
 封書を以て之を其の住所又は居所に向け發送す
 當事者は代理人方又は書記課に住所を選定することを得書記課に選定したる場合に於ては書記は

民事費用定率表に定めたる手数料を以て代理人又は當事者に書類を送附すべし
 第四十六條 法律上に於て代理權を附與せられざる代理人は公正證書又は適法に證明したる私署證書若しは判事の面前に共に出頭したる當事者の口頭の申立に依り其の委任を證明することを要す
 裁判所に於て證人と爲る權利を剝奪せられたる者、重罪に依り禁錮の刑に處せられたる者及竊盜背信、詐欺破産に因り又は刑法第四百條の適用に依り禁錮の刑に處せられたる者は當事者の代理人たるを許すことを得ず免職せられたる官吏又は裁判所附屬吏及懲戒處分に依り除名せられたる辯護士亦同じ

第一審に於て當事者を代理する爲め與へられたる委任は反對の約定ある場合を除くの外其の審級に於て受けたる判決に對し控訴を爲す權利を認容す
 辯護士又は代訟人の員數が其の職務を全うするに十分なる治安裁判所の管轄區域内に於ては他の代理人を承認せず此の管轄區域は民事始審裁判所に於て關係司法團體又は檢事の請求に因り檢事局の意見を聽き之を指定す

第四十七條 判事は當事者を訟廷に召喚するに先ち書記又は書記課員の取扱に依り又は裁判所の廳印を押捺したる封緘郵便に依り送附する通告書を以て勸解の爲め當事者を呼出す
 勸解調ふときは判事は當事者一方の請求に因り當事者間に約定したる條件の調書を作成す判事は當事者の申請あるときは其の謄本を交付す此の約定は執行力を有す

前二項の規定は緊急を要する爲め判事に於て勸解の試を爲すべからずと認むる事件には之を適用せず

第四十三條の帳簿には通告書の送附及結果を明記すべし
 前各項の規定に反せざる範圍内に於て民事始審裁判所に於ける勸解手續の規則は治安裁判所に於ける勸告に之を適用す

治安判事は常に期間を短縮することを得
 第四十八條 勸解調はさるか又は判事が極めて緊急を要する爲め理由を附したる命令を以て勸解手續を原告に免除したるときは治安判事は直に書面を以て其の指定したる期日に原告及被告を訟廷に呼出す呼出狀には左の事項を記載すべし

一、原告及被告の姓名、洗禮名、職業、住所又は居所
 二、訴狀又は之に代る調書の文面に從へる請求の目的

三、裁判を爲すべき裁判所

四、出頭すべき日時

五、必要に應じ裁判所の所在地に住所を選定すべき旨の注意

第四十九條 呼出狀は受取人が佛蘭西、佛領殖民地、保護領又は委任統治地域に居住するときは配達證明附書留封緘郵便を以て之を送付す

呼出状は受取人が外國に居住するときは佛蘭西の外交官又は領事官若は國際條約に定めたる官廳に宛直接に之を發送す

第五十條 呼出状は當事者の姓名洗禮名及住居を表記し且封緘部に裁判所の廳印を押捺したる状袋に封入して之を交付することを要す

極めて緊急の場合に於ては配達證明附電信を以て呼出を爲すことを得

第五十一條 第四十三條の帳簿には呼出及判決の日附を記載す

第五十二條 判事は被告に其の答辯を準備する時間を存して出頭の期間を定むべし

被告は重大なる理由の爲め附加期間を請求することを得判事は時宜に依り之を被告に許容す附加期間の請求及判事の裁判は郵便を以て亦必要に應じ電信を以て之を送付すべし

緊急の場合に於ては判事は一切の保全處分を命ず

第五十三條 當事者双方は常に判事の面前に任意出頭することを得此の場合に於ては判事は當事者双方の住所又は係争物の位置に由り訴訟に付本然の裁判官に非ざるときと雖も法律又は當事者双方が之を許容するに於ては終審として或は控訴を許す條件の下に其の争議を裁判す裁判を請求する當事者双方の中立は當事者双方之に署名し又は署名すること能はざる旨を記載すべし

第二章 治安裁判所に於ける附帶、參加、訴訟受繼、

訴の取下 (Des incidents, de l'interventions,

de la reprise d'instance, du désistement de-

vant la justice de paix)



第五十四條(現一七五修正) 當事者の一人が第三者を擔保者(garant)の名義に於て又は其の他の理由の爲め訴訟に加入せしめんことを請求するときは通常の被告を呼出すと同一條件に於て訴訟に呼込まれたる者を呼出すべし

訴訟に呼込まれたる第三者には出頭し得るに十分なる猶豫期間を與ふべし

訴訟に加入したる擔保者が副擔保者たる他人を訴訟に呼込みたるときは前二項と同一の手續を爲すべし(現一七六修正)

裁判所は參加(intervention)が裁判の爲めに利益無くして本訴訟の判決を遅延せしむるものと認むるときは其の判決に進行することを得參加に付ては其の後別に判決するを以て足る

第五十五條(現一八一修正) 擔保者は參加を爲す義務を負ふ擔保者が出頭せざるときは闕席判決を爲すべし

第五十六條 被告が死亡者又は生存配偶者の相続人たる資格に於て裁判所に訴へられたるときは被

告の請求に因り判事は訴訟の情况殊に財産目録を調製し及相續に付熟考する爲めの法定の期間を斟酌して本案の答辯を提出するに十分なる期間を許與すべし

第五十七條 同一目的の爲め請求が先に他の裁判所に起れるとき又は争訟が他の裁判所に既に繫屬したる他の争訟に牽連するときは當事者の請求に因り移送(renvoi)を命ずることを得

第五十八條 抗辯(exception)及附帶請求(demandes incidentes)は管轄遠の抗辯と雖も總て本案に併合することを得公の秩序に關せざる抗辯及附帶請求は第一回の訟廷に提出せざるときは之を却下することを要す但し情況に由り之を提出したる當事者が第一回の訟廷に於て拋棄したるものと看做すことを得ざる場合は此の限に在らず

第五十九條 參加の請求は開始したる訴訟に利害關係を有する各人の爲めに之を許容す參加の請求は主たる請求が判決を爲すべき程度に在るときは其の判決を遅延せしむることを得ず

他の附帶請求に付亦前項に同じ

第六十條(現三四二修正) 當事者の死亡又は身分の變更は事件が判決を爲すべき程度に在るときは其の判決を遅延せしむることを得ず

第六十一條(現三四四修正) 事件が判決を爲すべき程度に在らざるときは判事は當事者の一人の死亡又は身分の變更を知りたる後直に訴訟手續を受繼ぐ資格を有する者に其の受繼(reprise)を爲すべきことを書面又は口頭を以て勧告すべし

前項の勧告を受けたる者が指定の期間内に訴訟手續を受繼がざるときは事件の判決に進行すべし

第六十二條 訴訟手續の受繼は訴訟手續の開始に付規定したる方式に依り之を爲すべし

訴訟手續は之を受繼ぐ資格を有する者が事件の呼上ありたる法廷に出頭したるときは其の者に依り受繼ありたるものと看做す

第六十三條(現四〇二、四〇三修正) 訴の取下(Desistement)は取下書に依り又は書記課に於て爲したる申立の調書に依り之を爲すことを得

訴の取下は裁判に依り之を確認すべし訴の取下は單純なることを要す

第三章 訴訟費用、上訴、忌避、占有訴訟 (Dépens, voies de recours, récusation, actions possessoires)

voies de recours, récusation, actions possessoires)

第六十四條 治安裁判所に於ける訴訟費用(dépens)に關する規則は始審裁判所に於ける訴訟費用に關し法律を以て規定したる規則に同じ

第六十五條 治安判事の爲したる判決に對する上訴(voies de recours)は始審裁判所の判決に對して爲す上訴に同じ

第六十六條 治安判事の忌避(recusation)に關する規則は他の裁判官の忌避に關する現行の規則に同じ忌避に因り發生する争訟は民事始審裁判所之を裁判す

第六十七條(現二三) 占有の訴は少くとも一年以來本人又は代理人に依り容假ならざる名義を以て(une non précaire) 平穩なる占有を爲したる者が妨害の時より一年内に提起するに非ざれば之を受

理せず
容假の占有者と雖も妨害又は侵奪が暴行に因り生じたるときは其の占有の期間に拘らず占有の回復を請求することを得

第六十八條(現二四) 占有又は妨害が否認せられたるときは本權に關し證人訊問を命ずることを得ず

第六十九條(現二五) 占有の訴と本權の訴とは之を併合することを得ず

第七十條(現二六) 本權の訴の原告は占有の訴を提起することを得ず (non possessoires)

第七十一條(現二七) 占有の訴の被告は其の訴訟が終了したる後に非ざれば本權の訴を提起することを得ず占有の訴の被告が敗訴したるときは言渡を受けたる裁判の命ずる所を完全に履行したる後に非ざれば本權の訴を提起することを得ず

然れども前項の裁判を得たる勝訴の當事者が之を決済せしむるに付遲滞に在りたるときは本權の訴を審判すべき判事は其の決済の爲め期間を定め期間經過後本權の訴を受理することを得

第四編 始審裁判所の訴訟手續 (Procédure devant les tribunaux de première instance)

第一章 勸解 (De la conciliation)

第七十二條(現四八修正) 民事始審裁判所の管轄する事件に於ては第八條に規定したる勸解手續は訴訟を裁判すべき管轄裁判所の長又は其の指名したる裁判官一人の面前に於て之を爲すべし

第七十三條 一人又は二人以上の未必の被告は書記の署名したる郵税前納の書留書狀に依る勸告 (avertissement) を以て勸解の爲め呼出すべし其の書狀は判事の監督の下に書記課の取扱に依り之を

發送すべし呼出の期間は勸解の爲め呼出されたる當事者が州内又は隣州内に居住するときは滿三日、縣内の他の部分又は隣縣内に居住するときは五日、佛蘭西本土内の他の部分に居住するときは八日とす佛蘭西本土外に居住する當事者に付ては判事は十分なる期間を定むべし(修正現五二、現五一)

極めて緊要なる場合に於ては判事の許可を得たる上配達證明附電信を以て呼出を爲すことを得
被告が佛蘭西本土外に居住するときは原告は勸解調はざる場合の爲めに他の期間を存せずして其の裁判上の請求を被告に送達せしむることを得

勸告書には原告の姓名及住居並に争訟の目的、呼出の日時場所を表示し且被告は本人單獨に出頭し若は輔佐人を同伴し又差支の場合には適法に登録したる辯護士若は裁判所の管轄區域内に於て職務する代訟人に代理權を授與して代理を爲さしむることを得る旨を記載すべし

被告の申請あるときは判事は出頭の爲め附加期間を與ふることを得
第七十四條(現五四) 出頭したる際原告は其の請求を説明し及擴張することを得被告は其の適當と認むる請求を起すことを得其の手續に付作成すべき調書には和解の調ひたる場合には其の條件を記

載し反對の場合には當事者が一致し得ざりし旨を略記すべし

調書に登載したる當事者の契約 (convention) は執行力を有す

當事者が或手續の後に非されば和解することを得ざるとき及法律が和解を許さざる訴訟に於ては

第八條に規定する如く處理すべし

第七十五條 判事は當事者の合意あるときは一切の調査に従事し且争點を明白ならしむるに適當な

る一切の捜査及審理處分を簡易且迅速に行ひ又は行はしむることを得

判事は一切の保全處分を命ずることを得

第七十六條(現五七修正) 原告は書記課をして勸解の請求の受領證を交付せしむることを得勸解の請求

は時効を中斷し且利息を起算せしむ

第七十七條(現五六修正) 數人の被告又は其の一人が出頭せざる場合に於ては闕席者は百フラン以上千

フラン以下の罰金に處す但し闕席者が有效なる辯解を具し且新なる呼出に應じ出頭するときは判

事は罰金を免除することを得

第二章 裁判上の請求 (Des demandes en justice)

第七十八條(現五九修正) 裁判上の請求を起すべき裁判所は左の如し

債權關係事件に在りては被告の住所を管轄する裁判所若被告が住所を有せざるときは居所を管

轄する裁判所

被告二人以上なるときは原告の選擇に依り其の一人の住所を管轄する裁判所

物權關係事件に在りては係争物所在地を管轄する裁判所

混合事件に在りては係争物の所在地又は被告の住所を管轄する裁判所

會社事件に在りては會社が成立するに於ては其の設立地を管轄する裁判所

相続事件に在りては第一遺産分割の終了迄に相続人相互間に起る請求第二遺産分割前に死亡者

の債權者より起す請求第三確定裁判に至る迄に起る死因處分の履行に關する請求に付ては何れも

相続開始地を管轄する裁判所

破産事件に在りては破産者の住所を管轄する裁判所

擔保事件に在りては本訴の繫屬する裁判所

書面契約を履行する爲めに住所を選定したる場合に於ては民法第一百一條に従ひ選定したる住

所を管轄する裁判所又は被告の實際の住所を管轄する裁判所

強制執行事件に在りては不動産又は其の代價の配當に關するときは財産所在地を管轄する裁判

所、動産又は有價證券に關するときは債務者の住所を管轄する裁判所

保險事件に在りては第一、保險の種類に拘らず被保險者の住所を管轄する裁判所但以下の特別規

定の適用を妨げず第二、性質に因る不動産又は動産に關する危険を目的とする保險に付ては其の不

動産又は動産の所在地を管轄する裁判所第三、人又は動物が犠牲たる一切の性質の事故に對する保險に付ては事故發生地を管轄する裁判所但し以上は總て訴訟が支拂はるべき保險金額の確定及取極に關する場合に限り且其の事項に付特別法に反對の規定ある場合を除く亦海上保險を規定する法律に牴觸することを得ず

保險に關する以上の各規定に反し訴訟の發生以前に爲したる契約は當然無効とす
犯罪、違警罪又は準犯罪に因り生じたる損害の賠償を目的とする請求は加害行爲の生じたる地を管轄する裁判所に之を提起することを得

第七十九條 訴訟は裁判所の書記課に訴狀 (requête) を差出すに因りて開始す訴狀は其の到着の時書記の保管すべき受附簿 (registre d'ordre) に之を登記す訴狀及其の附屬書類には到着の日附を示す印判を押捺すべし

書記は當事者の請求に因り書記課に提出ありたる要求書 (réclamations) 及種々の訴訟書類 (mémoires) の到着を證明する證明書を交付す

第八十條 訴狀には原告の姓名職業及住所並に被告の姓名及住所と請求の目的とを記載し且原告が使用せんと欲して訴狀に添附したる書類を表示することを要す但し其の表示及添附は爾後の書類を以て之を爲すことを得

訴狀には裁判所に近く執務する代訟人在るときは其の代訟人之に署名すべし裁判所の管轄区域内に代訟人在らざるか又は控訴院に於て代訟人の數を不足と認むるときは適法に登録したる辯護士訴狀に署名することを得辯護士が法律又は法規命令 (règlement d'administration publique) に依り裁判所に於て依頼人を代理することを認許せられたる場合亦同じ

本法に於ては訴訟に付當事者を代理する人を裁判上代理人 (représentant en justice) と稱す

原告は書記の指示に依り法規命令に定めたる定率表に従ひ計算したる裁判手数料 (taxe judiciaire) を書記課に供託すべし

第八十一條 凡そ裁判上の申立書 (requête judiciaire) には請求に於けると答辯に於けると參加に於けるとを問はず申立人が裁判所の管轄区域内に居住せざるときは其の管轄区域内に於ける住所の選定を記載することを要す總て送達 (signification) は法規に別段の定めある場合の外選定住所に於て有効に之を爲すことを得住所の選定を爲す義務ある場合に其の選定を爲さざるときは送達は書記課に於て有効に之を爲すことを得書記は關係人の住所が知れたる都度二十四時間内に前記送達書類を受取人の費用及危険に於て郵便を以て發送する義務を負ふ

書記は前項の發送を帳簿に記入すべし

第八十二條 訴狀には其の副本を送達すべき人を明瞭に表示することを要す即ち私人に付ては其の姓名及住居を無能力者に付ては法定代理人、保佐人、又は財産管理人の姓名及宛先を、法人に付ては其の名稱及宛先又は時宜に依り法定代理人の資格及宛先を、破産者に付ては其の破産管財人の姓名及

宛先を表示すべし

被告の住所及居所が知れざるときは判事は其の指定する新聞紙に於ける簡單なる廣告に依り被告に請求を豫告すべきことを命ず此の廣告には被告に對し其の答辯を確實ならしむる爲め直に登録したる辯護士又は代訟人に諮問すべきことを勧告すべし

第八十三條 提出訴狀には訴訟に於ける各當事者に送達する爲め原告に於て原本と相違無き旨を證明したる副本を添附することを要す此の副本に付ては印紙税を要せず
副本を一通も提出せず又は提出したる副本の通数が判事に於て次條に規定する通知を命じたる特別の利害を有する當事者の數と同じからざるときは書記は原告に對し通告の日より十五日の期間内に尙之を提出せざるときは裁判所に於て訴狀を無効と宣言すべきことを通告すべし
訴狀が形式上の遺漏又は瑕疵を包含するときは判事の命令に依り書記課より關係人に對し前項に準ずる通告を發すべし裁判所は書類を補完し又は訂正せずして通告に従はざる當事者の訴狀を無効と宣言することを得

第三章 審理 (De l'instruction)

第八十四條 訴訟開始の訴狀を書記課に登録したる後直に裁判所長は報告判事 (rapporteur) 一人を指命し二十四時間内に訴訟記録を送致す

報告判事は訴訟記録の送致を受けたる日の翌日より八日間内に被告に對する訴狀の送達 (notification) を整頓し且事件の状況に應じ答辯を提出する爲めに被告に許與すべき期間を定む
訴狀の送達は配達證明附書留封緘郵便を以て之を爲すべし

二人以上の被告又は其の一人が許與せられたる期間内に其の答辯を提出せざるときは報告判事の指命したる公吏 (agent public) の取扱に依り其の提出を催告すべし判事の命令 (ordonnance) は懈怠者に其の在らざるときは同居の血族姻族又は雇人に此等の者亦在らざるときは近隣の者一人に送達すべし近隣者無きとき又は命令書を受領することを欲せざるときは公吏は之を市町村長に送達すべし何れの場合に於ても公吏は受領證を要求すべし送達済の通知書は之を關係人の住所又は居所に差置くべし公吏は其の任務の實行及被告の爲すことあるべき答辯に付調書を作成す調書及受領證は之を訴訟記録に添附す

前項の催告より八日後又は判事が催告を命ずる命令を以て之より短き期間を定めたるときは其の期間後判事は審理及裁判に着手することを得

第八十五條 判事は當事者の請求に因り又は職權を以て裁判所の信念 (conviction) を照すに適當なる審理處分を命ずることを得判事は審理處分の實行に付調書を作成す判事は其の命令書に署名すべし
審理處分の實行を録取したる調書には書記も亦署名すべし

判事は一般に輕罪又は重罪の事件に於ける豫審判事の權限を享有す判事は其の呼出に應じ出頭せ

ざる當事者又は證人を百フラン以上千フラン以下の罰金に處することを得但し其の判事は關係人が有效なる辯解を具して其の後出頭したるときは罰金を免除することを得

判事は其の命令を最短期間内に書留封緘郵便を以て當事者の代理人に告知すべし

當事者は總ての理由に於て論結することを要す一切の附帶事件は管轄に關するものを除くの外之を本案に併合す管轄に關する附帶事件は先以て緊急に之を判決すべし其の判決は假に執行することを得

争訟が同時に債務の原因と數額とに亘るときは報告判事は豫め原因に付先決すべきことを裁判所に請求することを得但時宜に依り其の數額を決定する爲め審理處分を爲すことを得

第八十六條 當事者の代理人は書記課に於て事件の書類を閲覽し及其の謄本を交付せしむることを得當事者の代理人は原本と相違なきことを自ら證明したる書類の謄本を訴訟記録に寄託するに止むることを得但判事より別段の命令あるときは此の限に在らず

第八十七條 答辯書(memoires en defense)及再答辯書(repliques)は訴訟開始の訴狀に付前に定めたる條件に於て書記課に之を差出すべし其の送達は同一條件に於て報告判事之を命ず送達は關係當事者の代理人の住所に於て之を爲すべし其の代理人が職務を廢止し又は委任を辭退するに至りたるときは報告判事は其の定むる八日を下らざる期間内に他の代理人の選任を要することを關係當事者に通告せしむべし其の選任なきときは送達は當事者の實際の住所又は居所に於て適法に之を爲すことを得

とを得

第八十八條 當事者は審理に關する報告判事の決定(Decision)に對し抗告(opposition)を爲すことを得此の抗告は決定を攻撃するに付利益を有する當事者が之を知りたる日より起算し三日内に書記課に於ける登記又は書留書狀に因り之を爲すべし

抗告には理由を附することを要す抗告は審理を停止せず裁判所は抗告に付八日間に急速に且定式に依らずして之を裁判すべし此の場合に於ては書留書狀に依り又は必要に應じ電信に依り當事者の補佐人を呼出す若當事者が代理人を選任せざりしときは當事者本人を呼出すべし補佐人は辯明書を提出し得る外有益と思料するときは簡短なる口頭の意見を陳述することを得判決は之を公開せず判決に對しては本案の裁判と同時に非ざれば控訴に依り不服を申立することを得ず

第八十九條 報告判事は其の作成する報告書に於て自己の意見を知らしむることを得ず

第九十條 審理完了し又は答辯書提出期間満了し事件が裁判を爲し得る程度に在るときは報告判事は決定(ordonnance)を爲し之に由りて訴訟記録を離脱す(ce desaisir)

報告判事は相當の期間を以て豫め離脱の日を當事者に通知す

報告判事の決定ありたる後當事者の提出したる辯明書其の他の書類は訴の取下を理由とする辯明書及意見書の外裁判所之を顧慮することを得ず裁判所は理由を附したる決定を以て有益なりと認定したる補充審理を経ずして新なる請求を受理することを得ず

第九十一條(現八三) 左の訴訟事件は之を、檢事に通知するものとす

四八

一 公の秩序、國、官有財産、市町村、公益營造物並に貧窮者に對する贈與及遺贈に關する訴訟

二 人の身分及後見に關する訴訟

三 管轄違の中立に關する訴訟

四 管轄裁判所の指定、忌避、並に血族及姻族の關係に因る移送に關する事件

五 判事を相手取る訴訟

六 夫の許可を受けざる妻の訴訟及夫の許可は受けたるも嫁資に關し又は嫁資制度の下に婚姻したる妻の訴訟並に未成年者の訴訟及一般に當事者の一方が財産管理人に依り辯護せらるる訴訟

七 失踪の推定を受けたる人に關し又は其の人に利害關係ある訴訟

檢事は其の關與を必要なりと思料する他の一切の訴訟に付通知を求むることを得、裁判所も亦職權を以て其の通知を命ずることを得

第九十二條(現八四) 檢事及檢事補共に不在なるか若は差支ある場合に於ては判事又は判事補之を代理するものとす

第四章 開 廷 (Des audiences)

第九十三條 各公開法廷の事件順序表は報告判事の離脱決定ありたる後短期間に裁判所長之を定む事件順序表は之を檢事に通知し且法廷の扉に掲示す

第九十四條 事件を公開法廷に付する期日は送達に依り之を當事者又は其の代理人に告知することを要す

前項の告知は裁判所長に於て緊急と認めたる場合の外少くとも八日前に之を與ふべし

第九十五條 事件の呼上ありたる後直に第八十九條に従ひ作成したる報告書の朗讀を行ふ

判事は其の報告に於て訴訟手續の附帶事件及法定の手續を履踐したることを詳述し當事者の提出したる事實及び證據を解説し並に當事者の結論 (conclusions) を複説し又は時宜に依り之を摘示す判事は其の意見を附せずして解決すべき諸點を説示す

報告終りたる後辯護人 (défenseurs) は有益と認むるときは答辯書を支援すべき口頭の意見 (observations orales) を提出す

第九十六條 (現八五修正) 裁判所は當事者に自ら其の口頭の意見を提出することを許すことを得但

し判事に於て當事者が激情又は無經驗に因り相當なる禮節若は必要なる明晰を以て其の訴訟を論争し難しと認むるときは此の限に在らず

第九十七條(現八七) 辯論 (plaidoiries) は法律が密行を命ずる場合の外公開とす但し公開の論議が重大なる耻辱又は不都合を生ずべきときは裁判所は傍聽禁止の下に辯論を爲すことを命ずることを得此

四九

の場合に於ては傍聴禁止に付合議を爲し且其の決議を控訴院検事長に報告し若訴訟が控訴院に繫属せるときは司法相に報告することを要す

第九十八條 辯論(Debat)を終結し及検事の意見を聴きたる後裁判所長は事件を合議に付す

第九十九條 (現八八) 法廷に出席する者は脱帽し且静肅を守るべし裁判長が秩序維持の爲めに命ずる一切の事項は正確且即時に履行することを要す

前項の規定は判事又は検事が其の地位に於て職務を執行する如何なる場所に在りても之を遵守すべし

第一百條 賛成若は反對の合圖を與へ又は其の他の方法に依り法廷を混亂する者には退廷を促し及必要に應じ裁判長の命令に依り退席せしむ抵抗の場合に於ては裁判長の令狀に依り其の者を二十四時間留置場に拘留することを得法廷に於て重罪又は輕罪を犯したる被告人は裁判長の作成したる調書に基き直に豫審判事に引致す尙法廷を混亂せる人が裁判所に近く職務を行ふ者なるときは懲戒訴追を妨げず

第五章 判 決 (Des jugements)

第一百一條 (現一一六修正) 判決は最大多数の意見に依りて之を爲し且即時に之を言渡すものとす然れども判事は意見を取纏むる爲め合議室(chambre du conseil)に退くことを得又判事は判決を言渡す

爲め四週間を超過すべからざる次の一開延日に訴訟を續行することを得

第一百二條 (現一一七修正) 二説以上に分れたるときは再度意見の取纏を爲す尙大多数を得ざるときは裁判長の意見に依りて決するものとす

第一百三條 (現一一九) 當事者の出頭を命ずる判決には出頭の日を指示すべし

第一百四條 (現一二〇) 宣誓を命ずる判決には宣誓を受くべき事實を表示すべし

第一百五條 (現一二二修正) 宣誓は當事者本人法廷に於て之を爲すべし正當なる差支を適法に證明したる場合に於ては當事者の所在に臨みたる報告判事の面前に於て書記の立會を以て宣誓を爲すことを得宣誓を要する當事者が甚だしく遠方に在るときは裁判所は當事者の住居地の裁判所に於て宣誓を爲すべきことを命ずることを得如何なる場合に於ても宣誓は他の當事者の目前に於て之を爲し又は書記の書留書狀に依り他の當事者を適法に呼出したる上之を爲すべし

第一百六條 (現一二八修正) 總て損害賠償を命ずる判決には之が清算を掲げ又は時宜に依り清算を報告判事に移送すべし報告判事は一人又は數人の鑑定人をして補助せしむることを得次で争ある場合には裁判所の判決を以て之を裁定し争なき場合には報告判事の決定を以て判決に代ふ然れども當事者は單に假拂金(provision)を請求するに止め殘餘に對する訴訟を留保することを得

第一百七條 (現一三〇) 敗訴の當事者には訴訟費用の負擔を言渡す

第一百八條 (現一三一) 然れども配偶者間尊屬親と卑屬親との間兄弟姉妹の間又は同親等の姻族間に

在りては訴訟費用の全部又は一部を相殺することを得裁判所は亦各当事者が或事項に關し互に敗訴するときは訴訟費用の全部又は一部を相殺することを得

第九九條 (現一三三修正) 當事者の代理人は其の依頼者より支拂を受くる権利あることを證明したる費用に付依頼者の利益に言渡ありたる裁判に於て相手方に負擔を命じたる訴訟費用額の上に先取特權を享有す代理人は此の名義に於て訴訟費用の負擔を命ぜられたる相手方に對し直接訴權を有す但し代理人が多分の立替を爲したることの申述に基き此の利益を其の代理人に許與する判決の言渡迄に之を要求したることを條件とす

第一百十條 (現一三五修正) 假執行(exécution provisoire)は故障及控訴に拘らず公正證書又は承認したる約定書あるとき若は債務者が以前に敗訴の判決を受け控訴を申立てざりしときは保證人を立てしめずして之を命ずることを要す假執行は左の諸件に關するときは保證人を立てしめ又は立てしめずして之を命ずることを得

- 一 封印の貼付及除去又は財産目錄の調製
- 二 急速を要する修繕
- 三 賃貸借の不成立又は終了に因る場所の立退
- 四 係争物の供託(sequestres)差押物件の監視人(commisaires)及保管人(gardiens)
- 五 保證人及複保證人(certificatours)の受諾

六 後見人財産管理人其の他の管理人の選任及計算書の提示

七 宿料(pensions)又は養料(provisions alimentaires)

總て他の場合に於ても裁判所は保證人を立てしむる條件の下に假執行を命ずることを得

保證人は書記課に出頭せしめ適法に呼出したる相手方に紹介すべし保證人に付異議ある場合に於ては書記の調書を一覽したる上遲滞なく急速審理手續に依り裁判すべし

第一百一條 (現一三七) 假執行は訴訟費用の爲め之を命ずることを得ず損害賠償に代へ訴訟費用の負擔を命ずる裁判ありたる場合と雖も亦同じ

第一百十二條 (現一四一修正) 判決書には當事者の姓名住居報告書の朗讀ありたること當事者の訴訟資料(moyens)及結論(conclusions)の要旨並に提出したる證書の標目を記載し且時宜に依り行はれたる審理處分の調書及適用したる主なる法條を示したる上評決に與りたる判事の姓名を掲ぐべし

判決書には當事者又は其の裁判上代理人の訊問に付記載すべし

判決書には理由を附し且判決を公開法廷に於て爲したる旨及法律に規定したる場合に於て檢事の意見を聽きたる旨を記載すべし

第一百十三條 (現一三八修正) 裁判長報告判事及書記は判決ありたる後直に判決の原本に署名す開廷調書の餘白には各判事及立會檢事を記載し裁判長及書記等を之に署名すべし

然れども死亡其の他の原因の爲め原本に署名すべき人の中署名すること能はざる者あるときは判

決書に其の事由を記載せしむるを以て足る

第一百四條(現一三九) 判決に署名を爲したる以前に其の謄本(expedition)を交付したる書記は刑法第二百二十七條の刑を以て處罰せらるべし

第一百五條 判決の原本は審理に關する往復文書及證書と共に各事件の爲め書記課に之を保存し當事者に屬する證書は受取證を徴したる上本人又は其の代理人に之を交付するものとす

第一百六條 判決の謄本は請求次第書記之を交付するものとす各控訴院は其の管轄區域の爲め謄本の交付を要する期間を定む其の期間は四週を超ゆることを得ず裁判長は緊急の場合に於ては此の期間を短縮することを得書記は遲滞に付民事上及懲戒上の責任を負ふ

謄本は作成及署名ありたる通判決の全部を複製するものとす

第一百七條 判決の送達(notifications)は其の判決の寫書を添へ裁判上の訴の送達と同様に之を傳達し且交付するものとす

第一百八條(現一四七修正) 判決は當事者の法律上代理人ある場合には其の者に送達したる上當事者にも本人に就き又は住所に於て送達したる後に非されば之を執行することを得ず

當事者の代理人が死亡し又は執務を廢止したるときは本人のみに送達するを以て足る但し其の死亡又は職務の廢止を判決の副本に記載すべし(現一四八)

第一百九條 然れども裁判長が緊急と認めたる場合に於ては判決は其の送達前と雖も原本に基き之

を執行することを得但し判事の定めたる擔保を供し且異議ある場合には判事の急速審判を求むることを要す

第六章 闕席判決及故障 (Des jugemens par défaut et oppositions)

第二十條 (現一四九乃至一五二修正) 一人若は二人以上の被告又は訴訟に呼込まれたる者が報告判事の定めたる期間内に答辯書を提出せざるときは事件に付闕席判決を爲す但し裁判所は懈怠者が法廷に出頭したるときは時宜に依り訴訟行爲の爲め短き期間を定め懈怠者の費用に於て審理の補充を命ずることを得

第二十一條 (現一五七修正) 闕席判決は之を懈怠當事者に送達したる日より起算し十五日の期間内に故障(opposition)に依り不服を申立つることを得

送達證書には前項の期間滿了後は當事者が故障を申立つる權利を失ふべき旨を附記することを要す

原告は反訴請求を受けたる場合に非されば故障を申立つることを得ず

第二十二條(現一五三修正) 二人以上の被告中出頭者と闕席者とあるときは事件に付出頭者との間には對席判決を爲し闕席者に對しては闕席判決を爲すべし

不可分事件に於ては懈怠者の一人又は二人以上の者が故障を申立てたるときは裁判所は對席とし

て裁判を受けたる當事者に訴訟干與 (mise en cause) を命じ及時宜に依り前判決の全部又は一部を取消すことを得

第二百二十三條 故障は裁判上の請求に付定めたる規則に従ひ之を申立つべし故障は前に規定したる期間内に裁判所長に宛て電信を以て略式に申立てたる上十五日内に申立書を以て之を再行することを得新なる訴訟は優先して之を審理するものとす

第二百二十四條 故障は闕席判決を以て別段の命令ありたるときの外其の執行を停止す

第二百二十五條(現一六五修正) 故障を申立てたる當事者が再席闕席判決を受けたるときは更に故障を申立つることを得ず

第七章 抗 辯 (Des exceptions)

第二百二十六條 總て公の秩序に關せざる抗辯は請求又は答辯若は之を開始せしめたる事實より里程猶豫を外にし三十日以内に之を提出することを要す然らざれば其の抗辯を提出する權利を失ふ抗辯は公の秩序に關するものと雖も本案と同時に判決することを得但し其の判決は特別の規定に依りて之を爲す

第一節 外國人より又は法律若は判決の要求する他の場合に於て立つべき保證 (De la caution à fournir par

étrangers ou dans tout autre cas où elle est exigée par la loi ou par le jugement)

第二百二十七條(現一六六修正) 國際條約に反對の定ある場合の外主たる原告又は參加原告たる外國人は被告より最初の答辯に於て要求するときは收訴に因る訴訟費用及損害賠償の支拂に付保證を立つる義務を負ふ

第二百二十八條 報告判事は保證の請求に付裁判し及保證として立つべき金額を定め且必要に應じ立てたる保證の有効を宣言すべし保證の請求に付裁判することを受命判事 (Juge-commissaire) に命ぜざる場合に於ては訴訟を受理し又は裁判したる裁判所の長自ら單純なる命令に依り總ての有用なる裁判を爲すべし

然れども保證を請求する權利の本源に付争あるときは裁判所之を裁判すべし

第二百二十九條(現一六七修正) 保證を立つる義務ある者は判事の裁定する金額を供託して之を免るることを得

第二百三十條 保證は裁判所の書記課に於て其の支拂承認 (soumission) を爲すべし

第二百三十一條 保證の支拂承認又は供託の效力に關する争訟は急速審理手續に依り之を解決すべし

第二節 移送 (Des renvois)

第三百三十二條(現一六八) 争訟を審判すべき裁判所以外の裁判所に呼出されたる當事者は總則の章下に定めたる規則に従ひ管轄裁判所へ争訟の移送を請求することを得

裁判所は同一の場合に於て職權を以て管轄違を言渡すことを得裁判所は其の管轄が公の秩序に關するときは管轄違の言渡を爲すことを要す

第三百三十三條 同一目的に對する請求が先に他の裁判所に起れるときは移送を言渡すことを得訴訟事件が既に他の裁判所に繫屬する訴訟事件と牽連するときは移送を言渡すことを要す裁判所は亦職權を以ても同一裁判所に繫屬したる二以上の訴訟事件の併合を命ずることを得此の處分は同一判事の審理する二の訴訟事件に關するときは報告判事の簡易命令 (simple ordonnance) を以て之を爲し其の他の場合に於ては裁判長の簡易命令を以て之を爲す簡易命令に對しては不服を申立つることを得ず

第三節 無効 (Des nullités)

第三百三十四條(現一七三修正) 訴訟手續の無効は答辯又は管轄違の抗辯以外の抗辯に先ち提出するに非ざれば後に至りて之を主張することを得ず

訴訟手續の無効及其の效果に關する規則は總則の章下に之を定む

第八章 附帶事件 (Des incidents)

(註) 草案ハ現行法第七十四條ノ延期ノ抗辯ニ付テハ規定ヲ省略セリ蓋此ノ抗辯ニ付テハ既ニ民法第七百九十五條及次條ノ規定スル所ナレハナリ

第三百三十五條 (現三三七及三三九修正) 擔保者 (suraant) 又は復擔保者 (sous-suraant) の名義に於て若は其の他の理由の爲め第三者の訴訟加入の請求、延期の抗辯、參加其の他附帶の請求 (demandes incidentes) は裁判上の請求の如く之を起すべし其の審理は訴訟開始の主たる請求に於けるが如く之を行ふべし

第三百三十六條 訴訟に呼込まれたる當事者は其の答辯を提出する爲め判事の定むる十分なる期間を利用す然れども以下數條の規定に従ひ主たる請求を分離し報告判事は之を審理し又裁判所は之を判決することを得

第三百三十七條(現一七六修正) 訴訟に干與したる擔保者が復擔保者として他の人を呼込みたる時は亦同一の手續を爲すべし

第三百三十八條(現一八一修正) 擔保者は參加を爲す義務を負ふ擔保者が其の答辯を提出せざるときは闕席判決を爲すべし

第三百三十九條 參加の請求は開始したる争訟に付利益を有する人の爲め訴訟の如何なる程度に在る

を問はず之を許す但し参加の請求は本訴訟の判決を遅延せしむることを得ず
 第四百十條(現三四〇修正) 第三者が訴訟に呼込まれ又は参加したるときと雖も裁判所は本訴が判決を爲すに熟するに至れば之を分離して判決することを得但し擔保参加又は申立に付後に通常の判決を以て裁判することを得

第四百十一條 訴訟の判事は兼て抗辯の判事とす判事は豫判問題の存在を口實として判決を猶豫することを得ず但し豫判問題が三權分立(séparation des pouvoirs)に關するときは此の限に在らず

第四百十二條 前條但書の場合に於て報告判事又は裁判所は豫判問題を管轄するものと認むる官廳に對し解決すべき一個又は數個の問題を明記したる請求書に一切の有益なる書類及當事者の意見書を添附して裁決を請求すべし其の意見書は請求の日より約十五日内に書記課に差出し請求書は五日内に當事者の代理人に略式を以て送達すべし請求を受けたる官廳は二月内に裁決することを要す之に違ふときは裁判拒絶罪の制裁を免れず裁決に對し控訴を許すときは控訴期間は裁決の日より十五日とす控訴裁決官廳も亦二月内に裁決することを要す之に違ふときは裁判拒絶罪の制裁を免れず附帶事件に關する確定裁決は受命判事より當事者の代理人に略式を以て送達し同時に當事者の意見書を提出する爲めの短き期間を指定すべし次て事件を法廷の辯論に附すべし

第四百十三條 裁判上の委任(mandat judiciaire)は訴訟が最後の終了に至らざる間は當事者の死亡又は身分の變更に因り解消することなし

死亡し又は身分を變更したる當事者の代理人は明示に解任せられざるときは死亡又は身分の變更を知るや直に承繼人に代り訴訟を受繼ぐことを要す受任者が受繼を爲さざるときは従前の訴訟手續の徵標(indications)に従ひ有効に手續を爲すことを得但し狀況に依り利害關係人より訴訟代理人の民事上の責任を問ふことを妨げず

審理が既に終結したるときは訴訟を受繼ぐことを要せず

第四百十四條 相互に差出したる訴訟書類(mémoires)に記載したる請求及答辯は當事者の身分又は裁判所の構成に如何なる變更を生ずるも之を更新することを要せず

第四百十五條(現四〇二修正) 訴の取下は當事者又は其の訴訟代理人の署名したる書面を以て之を爲すべし取下書には當事者の取下ぐる請求を記載し且裁判上の請求の如く之を相手方に送達すべし取下は報告判事の命令に依り又受命判事が離脱したるときは裁判長の命令に依り之を確認すべし取下に付争あるときは裁判所其の附帶事件を裁判す
 訴訟費用は訴の取下を爲したる當事者の負擔とす

第九章 證人訊問 (Des enquêtes)

第四百十六條 當事者は其の提起せんとする訴訟に付一人又は數人の證人の懈怠又は不在を恐るる理由あるときは急速審理判事(juge de référés)に對し其の指名する裁判官の面前に於て必要に應じ

時々證人の訊問を命ずることを請求することを得其の訊問に付ては調書を作成し且要急と調和する範圍に於て以下數條に規定したる手續を遵守すべし

同一の證人は訴訟の進行中必要に應じ再度訊問し及對質することを得

第四百十七條(現二五六修正) 當事者が立證せんことを請求する事實は申請書に順次列舉し之を判事に提出し且相手方に送達すべし

第四百十八條(現二五三修正) 採用するに足るべき事實を相手方が否認し且其の事實に付法律が證明を禁ぜざるときは報告判事又は裁判所は之を命ずることを得報告判事又は裁判所は適切と認むる事實に付亦職權を以て證人訊問を命ずることを得(現二五四修正)

證人の姓名又は住居が知れざるときは其の捜査を司法警察官に命ずることを得

第四百十九條 證人訊問は報告判事又は裁判所全員若は治安判事の面前に於てのみならず證人が遠方に在る場合には司法部の他の司法官(judicial officer)の面前に於て之を爲すべし外國に住居する證人に對しては外交官又は領事若は外國司法官憲の面前に於て訊問すべし此の場合に於ては外國法の定むる方式に従ふことを得且必要あるときは調書を翻譯すべし

反對證據(grave contrainte)は當然之を許す

證人に對しては當事者の舉示せる事實のみならず其の事實一切の情況又は附隨事項に付ても訊問することを得

第五百十條 證人に依る立證を命ずる決定は假に之を執行すべし

證人訊問は判事の定むる期間内に迅速に之を完了すべし其の期間は必要に應じ判事之を延長することを得

事後に現はれたる證人又は審理若は辯論に因り生じたる附帶事件の爲め訊問を要するに至りたる證人は訴訟の如何なる程度に在るを問はず判事の理由を附したる決定に依り訊問を爲すことを得

第五百十一條 證人の呼出は判事の監督の下に書記課の取扱に依り配達證明附書留書狀を以て之を爲すべし呼出狀には證人に證言を求むべき事實を略記すべし

當事者又は其の補佐人には同前の方法に依り證人の姓名及住居を通知すべし
前二項の呼出及通知は成るべく三日前に到達せしむることを要す

呼出又は通知の後れたる證人の供述は遅延か奇襲又は詐偽の爲めに計劃せられたることを推測すべき正當の理由あるときは之を斟酌することを得す

第五百十二條 證人訊問は訴訟の必要に従ひ且判事の決定に依り裁判所々在地又は係争場所若は其の他の場所に於て之を爲すべし

第五百十三條(現二六三乃至二六五修正) 一人又は二人以上の證人が出頭せざるときは判事又は裁判所より五十フラン以上五百フラン以下の罰金に處せらるべし出頭せざる證人は更に之を呼出すことを得證人の懈怠に因り生じたる費用及損害は懈怠者の負擔とす然れども懈怠者が有效なる辯解を

爲したるときは罰金、費用及損害賠償の全部又は一部を免除することを得懈怠したる證人に對しては拘引狀を發することを得判事が當事者の出頭を有益と認めたる場合に其の呼出を避けたる當事者に付亦同じ

第二百五十四條(現二六二修正) 證人は他の證人の在らざる所に於て各別に之を訊問すべし證人は當事者の在らざる所に於て之を訊問することを得但し判事が其の旨を決定したるときに限る何れの場合に於ても證言終りたる後當事者の辯護士は判事をして證人に問を發せしむることを得證人は當事者又は他の證人と對質することを得證人は必要あるときは再び之を呼出すことを得

第二百五十五條 證人は十五年以下の未成年者を除くの外眞實を述ぶる旨の宣誓を爲すべし

(現二八三修正)當事者又は其の配偶者の一方の直系の血族若は姻族は離婚後と雖も之を忌避することを得

血族關係、姻族關係、對人怨恨、從屬關係、親交關係を理由とする忌避の如き證人の供述に對し申立てたる忌避は之を調書に登載すべし裁判所は忌避に付裁判し且忌避の原因が證言の眞正に重大なる影響を及ぼす虞ありと認むるときは證人の供述を辯論より排斥すべし

(現二七一修正)證人及當事者の陳述は雙方に之を讀聞かすべし

證人が署名することを識り且能くするときは其の供述に署名すべし判事、書記及問を發したる當事者も亦署名すべし

第二百五十六條(現二七六修正) 判事は證人を執拗に遮止する當事者を十フラン以上百フラン以下の罰金に處することを得再犯の場合には其の當事者を退斥することを得

當事者は判事を介して證人に對し問を發することを得對質の場合に於て相手方に對しても亦同じ辯護士は直接に證人及當事者に問を發することを得但し誘導に亘り又は無益に屬し若は辯論に無關係なる問を阻止する判事の權利を妨げず判事に於て發することを拒否し又は發せしむることを阻止したる間は當事者一方の請求あるときは之を調書に記載すべし同一事實に付五人以上の證人を訊問せしめたる當事者は追加したる證人の訊問に因り生じたる費用を單獨に負擔すべし(現二八二)證人の請求あるときは制規の費用を交付すべし(現二七七修正)

第二百五十七條 控訴を許さざる訴訟に於て證人訊問を裁判所全員の面前に於て爲したるときは調書を作成せざることを得此の場合に於ては裁判所は其の判決中に證人の供述を簡略に記載すべし

第二百五十八條 證人訊問を爲したる判事は自ら重要と認め又は當事者一方より錄取を請求したる附帶事件を調書に記載せしむべし判事は有益と信ずるときは證人が値すると認むる信用の程度及其の見解を正當とする理由を調書に略記すべし判事は適法に證明したる差支の場合の外判決を爲す判事の間に列席すべし差支の場合に於ては判決を爲す判事は證人訊問を爲したる判事に口頭又は書面に依る情報を請求することを得

第二百五十九條 判事は常に各公署又は司法若は警察の各職司に證人の品性及其の供述の値すべき信

用の程度に付照會することを得其情報は之を當事者の補佐人に傳達すべし

第六十條 證人訊問調書判事の報告書及證人に關し蒐集したる情報書の寫は之を請求する當事者に交付するものとす

第六十一條 裁判所は常に其の法廷に當事者又は既に訊問し若は未だ訊問せざる一人若は數人の證人を呼出し係争事實に關し質問し又は對質することを得裁判所は自ら呼出の方法を定む控訴を許す訴訟に於ては當事者及證人の陳述に付調書を作成すべし

第十章 否認 (Du désaveu)

第六十二條 法律又は規則に依り裁判所に於て當事者を代理する資格を有する者が訴訟に關する書類を占有するときは裁判上の委任 (mandat judiciaire) を受けたるものと推定す

前項の委任は訴訟の終結及言渡されたる裁判の執行に必要又は有益なる一切の行爲に及ぶ

第六十三條 (現三五二修正) 然れども提供 (offres) 自白 (aveux) 承諾 (consentements) 同意 (acquiescements) 及訴の取下 (désistements) に付ては特別權限 (pouvoir spécial) を必要とす特別權限は書類に爲したる當事者の署名を以て之を補充することを得

第六十四條 (現三五三及三五六修正) 否認の訴は訴訟手續の通常の規則に従ひ提起し審理し及裁判すべし此の訴訟は常に否認せられたる訴訟手續を審理したる裁判所に之を提起すべし否認せられたる

訴訟手續の當事者は其の裁判所に呼出さるるものとす

(現三五二修正) 本訴訟の判決は急速に爲すべき否認訴訟の判決ある迄之を中止す

第六十五條 (現三六〇修正) 否認の訴が認容せられたるときは否認の訴を生ぜしめたる事項 (chef) に關し既に言渡されたる判決又は判決の部分を取消し且初より無効のものとす

否認の訴を生ぜしめたる行爲 (actes) に付ても亦前項に同じ

否認の訴の被告は被害當事者に對する損害賠償を言渡さるべし但し懲戒訴追及狀況に従ひ公訴權の行使を妨げず

否認の訴が棄却せられたるときは原告は勝訴者に對する民事上の賠償を言渡さるべし

第六十六條 (現三六二修正) 否認の訴の原告が自ら受けたる送達に依り又は必然知りたる執行々爲に依り本訴訟の判決が既判力を生じたることを自ら完全に確知しながら二月を徒過したるときは其の確定判決に至る迄に爲したる行爲に對し其の後に否認の訴を提起するも之を受理せず

第六十七條 本訴訟の判決が既判力を生じたるときは勝訴者に對しては其の責に歸すべき詐欺ありし場合の外否認の訴を提起することを得ず

第十一章 検査を許容する審理處分 (Des mesures d'instruction comportant une vérifications)

第一節 通 則

第六十八條 報告判事又は裁判所は當事者の双方又は一方の請求に因り又は職權を以て本案に付裁判する前に鑑定、臨檢、證人訊問書類檢眞又は他の類似の處分を命ずることを得

檢査 (Vérification) を命ずる裁判は其の施行に立會ふことを得る檢事に之を通知すべし

第六十九條 訴訟上の救助の利益を許されたる當事者に對する外判事は前條の審理處分の一を申請したる當事者の一方に對し又若合意に依り之を申請し或は職權を以て之を命じたる時は當事者の双方に對し其の命じたる處分に必要なる費用の支拂の爲め豫納 (avance) の名義に於て判事の定むる金額を供託すべきことを促すことを得

當事者が相當の期間内に供託を爲さざるときは判決に進行し且命じたる審理處分を行ふ前に申請を却下することを得

第七十條 豫納金の使用は判事の監督の下に書記之を爲す鑑定人及證人の報酬及費用の豫納は如何なる場合に於ても當事者又は其の代理人より直接に鑑定人又は證人に之を爲すことを得ず

名簿に登録したる鑑定人が豫納金を直接に受領したるときは其の鑑定人を除名す

以上の規定は通事の報酬及費用に付之を適用す

第二節 鑑 定 (Des expertises)

第七十一條 鑑定は特に専門の部類に屬する事實、證據物件及情況にして其の知得が訴訟の解決に有益なるものを明白ならしむるに付判事を補助する爲めに非ざれば判事之を命ずることを得ず鑑定は辯論の法律上の要素 (éléments juridiques) を目的とすることを得ず鑑定は判事の指揮及監督の下に之を行ふ(現三二三)鑑定人の意見は裁判所を羈束することなし

第七十二條(現三〇二修正) 判事が鑑定を命ずるときは其の裁判に於て鑑定の目的たるべき事項を定むべし

第七十三條(現三〇三修正) 鑑定を命ずる裁判に於ては時宜に依り一人の鑑定人若は多數の鑑定人之を爲すべきことを指定することを得

前項の裁判に於ては鑑定人が其の報告書を書記課に提出すべき期間を定む

第七十四條 裁判所の作成する名簿に登録したる鑑定人は其の登録後直に一回の宣誓を爲すを以て足る特例として無登録の鑑定人に依頼する必要あるときは其の鑑定人は任務を授けられたる裁判を以て指定したる官廳に於て宣誓を爲すべし但し其の鑑定人が當事者の合意に依り又は判事が

急速を要することを明認したるに因り宣誓を免除せられたるときは此の限に在らず
 第七十五條(現三一七修正) 純然たる専門の仕事に關するときは外鑑定の作業に際しては當事者を呼
 出すべし當事者は其の権利防衛の爲め自己に有益なりと認むる意見(observations)又は請求(requisi-
 tions)を口頭又は書面を以て鑑定を指揮する判事又は鑑定人に提出することを得

鑑定人は其の報告書中に當事者の陳述又は意見を記入すべし

鑑定を指揮する判事は鑑定人の面前に於て參考資料(renseignements)の名義に於て證人又は指示者
 (indicateurs)を訊問することを得急速を要し又は當事者の合意ある場合に於ては判事は出頭し又は
 適法に呼出したる當事者及補佐人の訊問を鑑定人に許すことを得因て鑑定人の受けたる陳述は之
 を報告書に記入すべし

第七十六條(現三一八、三一九修正) 報告書は之を書記課に差出すべし報告書は一通とす但し各鑑定人
 の意見の不同は其の論據と共に之を報告書に記載すべし報告書の差出ありたることは直に之を當
 事者に通知し且其の請求に因り寫書を付與すべし

報告判事は當事者が書面上の意見(observations écrites)を提出すべき期間を定む
 鑑定報酬及費用の計算書は之を報告書に添附すべし

第七十七條(現三一六修正) 鑑定人が依託せられたる任務を受諾せざる場合に於ては鑑定を指揮する
 判事は其の者に代へて他人を選任すべし鑑定人が其の任務を受諾したる後之を行はず又は判事の

定めたる期間内に報告書を差出さざるときは其の鑑定人を免黜することを得此の場合に於ては鑑
 定人が前拂又は其の他の名義に於て受取りたる總金額を返還せしむることを要す

第七十八條(現三〇八、三〇九修正) 當事者が判事の職權を以て選任したる鑑定人に對し申立つべき忌
 避の原因ありとするときは鑑定人の選任に付通知を受けたる日より八日間に忌避の原因を記載
 したる書面を以て其の申立を爲すことを要す此の申立に付ては鑑定を指揮する判事之を裁判すべ
 し

忌避は血族若は姻族關係對人怨恨又は他の重大なる理由を原因とするに非ざれば之を許すこと
 を得ず其の判断は判事の明智に任ず但し單純なる書面に依り裁判所に異議を申立つることを妨げず
 異議に付ては當事者の陳述を聴き又は適法に呼出を爲す外別に方式に依らずして之を裁判すべし
 第七十九條(現三二二修正) 裁判所が鑑定人の報告を十分に明瞭ならずとするときは審理の補充を命
 じ又は必要な説明及參考資料を提出せしむる爲め裁判所に鑑定人の出頭を命ずることを得

第三節 臨 檢 (Des visites de lieux)

第八十條(現二九七修正) 報告判事又は裁判所が臨檢を命ずるときは當事者の立會を以て之を行ふべ
 き日時を定む

裁判所が臨檢を命ずる場合には其の全員現地に赴き又は其の一員に之を委任して報告を爲さしむ

ることを得 (現二九六修正)

第八十一條 臨檢の目的物に付判事の全然通ぜざる専門の智識を要するときは判事は其の選任したる鑑定人をして共に臨場し意見を述べ圖畫を作製し寫眞を撮影せしむるが如き行爲を命ずべし

第八十二條 判事は臨檢中共の指定したる人を訊問し及其の立會を以て自ら有益と認むる措置を爲すべし

第八十三條(現二九八修正) 臨檢に付ては調書を作成すべし

第四節 書類の檢眞及偽造記入の訴 (Des vérifications)

d'écritures et inscriptions de faux

第八十四條(現一九三修正) 書類又は署名の眞正を證明することを要する當事者は自ら文書を所持するときは之を書記課に寄託し且申立書を報告判事に提出し其の離脱後は之を裁判所に提出すべし

判事又は裁判所は被告が寄託文書を認むるや否やを書面を以て申出づべき短き期間を定む

判事又は裁判所は原告が自ら文書の寄託を爲すこと能はざるときは書記課に文書の寄託を命ず第三者が要求せられたる寄託を拒むときは強制執行に依り之を強制することを得但し損害賠償の請求を妨げず

第八十五條(現一九四修正) 被告が裁判所の相當と認むる辯解を爲すことなくして期間内に陳述を爲

さざるときは書類を認めたるものと看做す被告が書類を認むるときは報告判事又は裁判所は原告に其の證明書を付與すべし

第八十六條(現一九五修正) 被告が其の手に成りたるものと主張せられたる書類又は署名を否認し或は第三者の手に成りたるものと主張せられたる書類又は署名を認めざる旨を陳述したるときは其の檢眞を命ずべし但し報告判事又は裁判所に於て係争文書を外にして事件を解決し得るものと認め或は訴訟資料に依り判事が他の審理處分を俟たずして自ら書類の眞正を判定し得るものと認むるときは此の限に在らず

第八十七條 審理の必要あるときは報告判事の取扱に依り之を爲すべし報告判事は文書に捺印したる上鑑定、證人訊問、當事者本人訊問の如き總て檢眞に必要な處分を命ず其の處分は通常の方式に依り之を爲すべし

第八十八條(現二一三修正) 書類の檢眞に依り文書が之を否認せる當事者の記し又は署名したるものなることが證明せられたるときは其者を損害賠償及訴訟費用の負擔を別とし百フラン以上三千フラン以下の罰金に處す

第八十九條(現二一四修正) 訴訟の進行中又は繫屬訴訟外に於て書類又は署名の法律上の價值を否定する爲め其の書類又は署名の虚偽なることを證明する責任ある當事者は偽造記入の方法 (*voie*

d'inscription de faux) に依り訴を起すべし

第九十條 偽造記入の請求 (demande d'inscription de faux) は訴訟開始の訴に付定めたる規則に従ひ之を提起し及傳達することを要す

第九十一條(現二二五乃至二二七修正) 報告判事又は裁判所は偽造と主張せられたる文書を提出したる當事者が之を使用する意思ありや否を申立つべき期間を定む

當事者が文書を使用する意思なしと申立て又は裁判所の相當と認むる辯解なくして申立を爲さざるときは訴訟が既に繫屬せる場合には裁判所は其の文書を辯論より排斥し訴訟が未だ繫屬せざる場合には其の文書を原告に對して使用することを被告に禁止すべし裁判所は尙事情に従ひ文書の全部又は一部を破毀し若は抹削し或は破毀又は變更せられたる部分を復舊し或は當事者を偽造以前と同一の状態に引戻すに適當なる其他の處分を命ずることを得裁判所は亦損害賠償の請求に付裁判すべし

第九十二條(現二二八修正) 當事者が文書を使用する意思ある旨申立てたるときは報告判事又は裁判所は偽造訴訟の判決ある迄主たる訴訟に付裁判することを中止し又若主たる訴訟の裁判が偽造と主張せられたる文書の如何に拘らざることを理由を附したる裁判を以て認めたるときは本案の審理及判決に進行することを得
訴訟が未だ繫屬せざるときは如何なる場合に於ても偽造記入の請求に關する審理及判決を爲すべし



第九十三條 偽造記入の請求に關する審理は次條以下の變更を除くの外通常的方式に依り之を爲すべし

第九十四條(現二二二修正) 報告判事又は裁判所は偽造と主張せられたる文書を使用する意思ある當事者に對し若之を所持するに於ては其の裁判を以て定むる短き期間内に之を書記課に寄託すべきことを催すべし

前項の當事者が所定の期間内に文書の寄託を實行せざるときは當事者が文書を使用せざる旨を申立てたる場合の如く手續を爲すべし

第九十五條(現二二三修正) 偽造と主張せられたる文書の原本が公の保管に在るときは報告判事又は裁判所は其の原本を書記課に引渡すべきことを公の保管者に命ずべし文書の原本を第三者が所持する場合に於ても亦同じ第三者が正當の理由なくして文書の引渡を肯ぜざるときは強制執行に依り之を強制すべし但し損害賠償の請求を妨げず

第九十六條(現二二五乃至二二七修正) 文書が書記課に引渡されたる日より八日以内に報告判事は適法に當事者を呼出したる上偽造と主張せられたる文書の状態に付調書を作成す
調書には文書の削除改竄空行其他同種の状況を記載し及描寫すべし調書は檢事の目前に於て作成し報告判事檢事及出席したる當事者又は其の代理人之に捺印すべし
商事裁判所に於ては裁判所長又は報告判事三日内に偽造記入の請求並に當事者を呼出すべき各審

理行為を檢事に通知すべし檢事は審理及辯論に立會ふことを得檢事の在らざる他の裁判所に於ては偽造記入の訴は民事裁判所之を審理判決す此の場合に於ては主たる訴訟が偽造と主張せられたる文書に關係なく解決し得るときの外其の判決を中止すべし

第九十七條(現二二八以下修正) 調書の作成後直に偽造の證據を取調ぶる爲め書類檢眞事件に於ける如く手續を爲し次に裁判所の判決に依り裁判すべし(現二四六修正)敗訴の原告は五百フラン以上五千フラン以下の罰金に處せらるべし但し狀況に依り損害賠償及訴訟費用の負擔を命ずる外刑事訴追を妨げず

第九十八條(現二四一修正) 偽造記入の訴に付裁判したる判決に於て偽造と宣言したる文書の全部又は一部の廢棄(suppression)破却(anéantissement)塗抹(radiation)又は失効(réformation)若は回復(rétablissement)を命ずるときは其の判決の執行は故障、控訴及上告の期間中並に實行したる此等の不服申立の解決に至る迄之を停止すべし但し關係當事者が抛棄(acquiescement)又は取下(désistement)を爲したる場合は此の限に在らず

(現二四二修正) 判決に於て提出文書の還附を命じたるとき亦同じ但し利害關係ある私人又は公の保管者の請求に因り別段の命令ありたる場合は此の限に在らず

第九十九條(現二四五修正) 偽造と主張せられたる文書が書記課に寄託せられたる儘殘留する間は裁判所の裁判に依るに非ざれば其の謄本を交付することを得ず

第二百條(現二五〇修正) 刑事裁判所に偽造の訴ありたるときは其の判決後迄民事訴訟に付裁判することを中止すべし

第十二章 當事者訊問 (Des interrogatoires)

第二百一一條(現三三四及三三五修正) 報告判事又は裁判所は訴訟を解決する爲めに認識することの有益なる事實に付公開法廷、合議室、判事室又は其の他の場所に於て當事者を訊問すべきことを命ずることを得當事者の訊問は決定を以て指命したる一人又は二人以上の判事之を爲す報告判事又は裁判所は各行政官吏又は公吏に對し之に請求するを有益と認むる情報(renseignements)又は解明 (éclaircissements)を口頭又は書面を以て提供すべきことを命ずることを得

(現三二七修正) 訊問の日時は訊問を命じたる官憲の面前に於て之を行ふべき場合には其の官憲之を指定す

(現三二九修正) 前項の日時は他の場合に於ては訊問を行ふ官憲之を指定す其の指定は里程猶豫を除き少くとも二十四時間前に訊問すべき當事者及吏員に之を知らしむべし

第二百二條(現三三二修正) 訊問の爲めに指定したる期日に當事者が正當なる差支を證明したるときは判事は訊問の爲め新期日を指定す若し當事者が判事の面前に出頭すること能はざる場合には判事は當事者の在留する場所に出張す

前項後段の場合に於て裁判所が訊問を命じたるものなるときは裁判所長に於て之を行ふ爲め一人の判事を派遣す

第二百三條現三三三修正) 訊問を受くる當事者は自ら之に答ふるを要し書面に依る答述の原稿を讀上ぐることを得ず問は判事之を發す他の當事者又は其の補佐人は判事を通じて問を發することを得判事は訴訟に關係なき問及不明瞭又は欺瞞すべき問並に職業上の祕密を破ることなくしては答へ得ざる問を辯論より排斥することを要す

判事は有益と認むるときは當事者相互又は當事者と證人とを對質することを得
第二百四條 當事者が正當の理由なく言明することを拒みたる事實は裁判所の判断に従ひ證明せられたるものと看做すことを得

第二百五條 訊問調書は當事者に讀開けたる上之に署名せしむべし當事者が署名することを識らず又は署名すること能はず若は署名することを欲せざるときは其の旨を記載すべし
調書は書記之を作成すべし

第十三章 管轄裁判所の指定 (Des réglemens de juges)

第二百六條 管轄裁判所の指定は同一訴訟に付二以上の同等裁判所が既判力を有する判決を以て等しく管轄あり又は管轄なしと宣言したるとき之を爲すものとす

第二百七條現三六三ノ二) 等しく管轄あり又は管轄なしと宣言したる二以上の治安裁判所が同一始審裁判所に所屬するときは管轄裁判所指定の申請 (Demande en réglemant de juge) は其の始審裁判所に之を爲すべし

第二百八條(同上ノ二) 前條の治安裁判所が別異の始審裁判所に所屬するときは管轄裁判所指定の申請は控訴院に之を爲すべし

(同上ノ三修正)前條の治安裁判所が別異の二控訴院に所屬するときは請求に因り大審院長の命令を以て先づ管轄控訴院を選定す

第二百九條(同上ノ四) 二始審裁判所が等しく管轄あり又は管轄なしと宣言したるときは管轄裁判所指定の申請は控訴院に之を爲すべし

(同上ノ五修正)前項の始審裁判所が別異の二控訴院に所屬するときは前條と同様の手續を爲すべし管轄の爭議が二控訴院間に存在するときは大審院に之を提出すべし

第十四章 忌 避 (Des récusations)

第二百十條現三七八修正) 左の場合に於ては裁判官を忌避することを得

裁判官又は其の妻が争訟に付一身上の利害關係 (intérêt personnel) を有するとき

裁判官又は其の妻と當事者の一人又は當事者の辯護士若は代理人の一人との間に四親等迄の血族

關係又は姻族關係あるとき
當事者の一人と裁判官若は其の妻又は兩者の尊屬親若は卑屬親との間に訴訟の起りたるとき

裁判官が當事者の一人の債權者又は債務者なるとき

裁判官が訴訟に付前に意見を述べ又は證言を爲し若は之を第一審に於て審判せしとき

裁判官が當事者の一人の法定代理人として行動することを要したるとき

裁判官が訴訟の當事者たる營造物 (établissement) 又は會社 (société) の管理人なるか若は當事者の一人が裁判官の雇人なるとき

裁判官と當事者の一人との間に重大なる親密の縁故あるとき

第二百一十一條(現三八四修正) 忌避の申請には理由を附することを要す其の申請は訴訟開始の訴に付定めたる規則に従ひ之を爲すべし

(現三八六修正) 忌避の申請は之を指向けられたる裁判官に通知し其の裁判官は二日以内に書面を以て忌避の理由に對する答辯と共に忌避の承服又は回避の拒絶を言明すべし

(現三八五修正) 治安裁判所の裁判官に對する忌避の申請は其の答辯ありたる日より三日内に之を始審裁判所に送致すべし其の裁判官が答辯を爲さざるとき亦同じ始審裁判所に於ては八日間内に裁判所長豫め申請當事者及忌避せられたる裁判官の辯明を聽きたる上合議室に於て忌避に付裁判すべし
始審裁判所又は控訴院の裁判官に對する忌避の申請は前項と同一の方式に従ひ且同一の期間内に

其の裁判所又は控訴院之を裁判すべし

第二百十二條(現三九一修正) 前條に規定したる場合に於て始審裁判所の爲したる判決は其の送達の日より八日以内に控訴の方法に依り之を攻撃することを得

第二百十三條(現三九〇修正) 忌避の申請に於て敗訴したる申請人は千五百フランを超過するを得ざる罰金に處せらる

第二百十四條(現三八〇修正) 裁判官が自己と當事者との間に第二百十條に列擧したる忌避の原因の一が存在することを知るときは共に列席する裁判所の他の裁判官に之を申出で自己の回避すべきや否やを裁判せしむることを要す

裁判官が第二百十條に掲げたる場合以外に其の回避を望ましからしむるが如き他の重大なる原因ありと思量するとき亦前項に同じ
訴訟關係人 (parties) より侮辱を受けたる裁判官は其の事實の爲めに之を忌避することを得ず然れども其の裁判官は相當と思量するときは自ら回避すべきや否やの問題を裁判所の他の裁判官に附することを得

本條に規定したる場合に於て治安判事は民事始審裁判所に申出づべし

第二百十五條 忌避が明に偏見に出て且濫用なりと認めらるる場合に於ては上級裁判所は相手方又は檢事の請求に因り主たる訴訟の判決に進行すべきことを決定すべし此の決定は即時に執行力を

有し且検事の取扱に依り直に之を受訴裁判所に通知すべし又此の決定は同一人が同一訴訟に於て爲すことあるべき忌避の申請に對しても當然其の效力を及ぼす
前項と同一の場合に於て忌避の申請が大審院又は同院判事の一人に對するときは大審院自ら之を裁判すべし

第十五章 判事を相手取る訴 (De la prise à partie)

第二百十六條(現五〇五) 左の場合に於ては判事を相手取る訴を起すことを得

- 一 審理中又は裁判の際行ひたりと稱せられたる詐欺又は收斂(concession)あるとき
- 二 法規上判事を相手取る訴を明に許したるとき
- 三 法規上判事に損害賠償の責任あることを明定したるとき
- 四 裁判の拒絶(déni de justice)ありたるとき

第二百十七條(現五〇六) 判事が訴訟に付裁判することを拒み又は判決せらるべき程度及順位に在る事件を裁判することを怠りたるときは裁判の拒絶ありとす

第二百十八條(現五〇七修正) 裁判の拒絶は治安裁判所の判事に對しては少くとも三日を隔て其の他の判事に對しては少くとも八日を隔て二回の裁判要請書(requisitions)を判事の住居に於て又は本人に就き送達して之を明確にすべし

裁判要請書は當事者又は其の代理人の署名したる訴狀の形式に於て作成し之を書記課に差出すべし書記は即時之が領收證を交付すべし

第二百十九條(現五〇八) 二回の裁判要請書を送達したる後判事を相手取る訴を提起することを得

第二百二十條(現五〇九修正) 判事を相手取る訴は控訴院判事に對するときは外の之を控訴院に提起すべし控訴院判事を相手取る訴は之を大審院に提起すべし

第二百二十一條(現五一〇) 判事を相手取る訴は之を提起すべき裁判所の豫先の許可を得るに非ざれば如何なる判事に對しても之を提起することを得ず

前項の許可を得るには當事者又は其の法律上資格ある代理人の署名したる申請書を提出し且證據書類あらば之を添附すべし(現五一一修正)

第二百二十二條(現五一二修正) 申請書には判事に對する不敬の言辭を用ゆることを得ず之に違ふときは原告を三百フラン以上三千フラン以下の罰金に處す別に代理人を相當の懲戒罰に處することを妨げず

第二百二十三條(現五一三修正) 申請を却下するときは原告を三百フラン以上三千フラン以下の罰金に處す別に相當の理由あるときは他の當事者に對する損害賠償を命ずることを妨げず

第二百二十四條(現五一四) 申請を許可するときは三日内に之を相手取られたる判事に通達すべし其の判事は八日以内に答辯書を提出することを要す

相手取られたる判事は争訟の審判を回避すべし尙判事を相手取る訴の確定判決に至る迄は原告又は其の直系親族若は配偶者が判事の屬する裁判所に於て爲すことあるべき一切の訴訟に付ても回避すべし此の規定に反する判決は無効とす

第二百二十五條(現五二五修正) 判事を相手取る訴は原告の訴の申立(conclusions)に基き訟廷の辯論を爲す其の訴は之を許可したる判事以外の判事之を判決することを要す

判事の員數不足なるときは検事又は當事者の單純なる請求に因り大審院に於て他の判事を指命すべし

第二百二十六條(現五一六修正) 原告が敗訴したるときは千五百フラン以上五千フラン以下の罰金に處せらるべし別に一切の損害賠償を命ずることを妨げず

第二百二十七條 判事を相手取る訴を理由ありと認むるときは相手取られたる判事の爲したる裁判は後編に規定する所に従ひ再審の方法に依り之を取消すことを得

第二百二十八條 前條の場合に於ては相手取られたる判事は原告に生じたる不利益に相當する損害賠償を命ぜらるべし

第十六章 訴訟消滅 (De la préemption)

第二百二十九條(現三九七修正) 訟訴は代理人の選任なきときと雖も二年間進行を中絶するに因り消滅

すべし

前項の期間は訴訟受繼の請求を爲すべき總ての場合に於ては六月を伸長す

第二百三十條(現三九八) 訴訟消滅は國公の營造物(établissements publics)其他總ての人殊に未成年者に對しても之を生ずべし但し此等の當事者より管理者及後見人に對する求償を妨げず

第二百三十一條(現三九九) 訴訟消滅は期間の満了に因り當然發生せず訴訟消滅の請求以前に當事者の一方又は他方が有效なる行爲を爲すに因り中斷す

第二百三十二條(現四〇〇修正) 訴訟消滅の請求は裁判上の請求の如く單純なる申請に依り之を爲すべし

第二百三十三條(現四〇一ノ二) 訴訟消滅は訴權を消滅せしめず唯訴訟手續の消滅を來すものとす當事者は如何なる場合に於ても消滅したる訴訟手續中の如何なる行爲をも對抗し又は援用することを得ず

第二百三十四條(現四〇一ノ二) 訴訟消滅の場合に於ては本訴訟の原告は消滅したる訴訟手續の費用全部の負擔を命ぜらるべし

第十七章 一裁判所より他の裁判所へ移送の請求

(Des demandes de renvoi d'un tribunal à un autre)

第二百三十五條 當事者の一方が始審裁判所の判事中二名と四親等内の血族又は姻族の關係あるとき又は控訴院の判事中三名と四親等内の血族又は姻族の關係あるとき或は當事者の一方が始審裁判所又は控訴院の判事にして且始審裁判所の判事中一名又は控訴院の判事中二名と四親等内の血族關係あるときは相手方は事件の移送(renvoi)を申立つることを得

第二百三十六條(現三六九修正) 移送は審理の完結後には之を申立つることを得ず但し移送の基く原因が其の完結後に生じたるときは此の限に在らず

第二百三十七條 移送の申立は本案事件の受訴裁判所之を判決す控訴は判決の翌日より十日内に之を提起すべし控訴の判決は一月内に之を爲すべし故障は之を受理せず

第二百三十八條 移送の申立は之を關係判事に通達し判事は二十四時間内に申立書の末尾に答辯を記載すべし其の餘は通常の訴訟手續に従ふべし

第二百三十九條 當事者及檢事は裁判所が其の構成員の私利の爲め又は其の不公平を疑はしむるに足る權勢の下に偏頗なる裁判を爲す虞あるときは正當なる嫌疑の原因の爲め移送を申立つることを得

申立の原由たる事實の判定は之を裁判官の專權に任ず

第二百四十條 移送の申立に適用すべき訴訟手續及管轄に關する規則は管轄裁判所の指定に關し定めたる規則に同じ

第二百四十一條 移送の申立に於て敗訴したる一私人たる當事者は忌避に關するものと同一の罰金に處せらるべし

第二百四十二條 大審院檢事總長は公安の原因の爲め事件を他の裁判所に移送せんことを大審院に申立つることを得

前項の申立に適用すべき訴訟手續に關する規則は管轄裁判所の指定に關する規則に同じ

第二百四十三條 當事者及檢事は受訴裁判所の司法職員(personnel judiciaire)が員數に於て不足なきは管轄裁判所の指定に關すると同く事件を他の裁判所に移送せんことを上級裁判所に申立つることを得

第五編 商事裁判所の訴訟手續 (Procédure devant les tribunaux de commerce)

第二百四十四條 商事裁判所の訴訟手續は以下數條に規定したる變更を除くの外民事裁判所の訴訟手續に同じ

第二百四十五條(現四一七修正) 急速を要する場合に於ては裁判所長は翌日又は即日に出頭すべきことを被告に命じ且保證を立て又は立てしめずして動産の差押を命ずることを得此の場合に於ては裁

判上の請求は裁判所長の命じたる司法吏(agent judiciaire)をして之を被告に送達せしむべし
第二百四十六條(現四二修正) 當事者は自身出頭するか又は代理人を出頭せしむべし法律上に於て代
理權を賦與せられざる代理人は書面に依る特別の委任を證明することを要す

前項の外商事裁判所に於ける代理人に關する規則は治安裁判所に於けるものと同じ
第二百四十七條 報告判事に依る審理は必ずしも之を要せず其の審理は法廷に於て之を爲すこと
を得

第二百四十八條 當事者は報告判事の面前に於て口頭の陳述を提出することを拋棄することを得
第二百四十九條(現四四二) 商事裁判所は其の判決の執行を掌理せず

第六編 上 訴 (Des voies de recours)

第一章 控 訴 (De l'appel)

第二百五十條 控訴裁判所に於ける訴訟手續は始審裁判所に於ける訴訟手續に同じ

第二百五十一條(現四四三ノ一、二修正) 治安裁判所の判決に對する控訴は一月の期間内に始審裁判所及
商事裁判所の判決に對する控訴は二月の期間内に之を提起することを要す
前項の期間は對席判決に付ては本人に就き又は現住所若は選定住所に於て送達を爲したる日より

進行し闕席判決に付ては故障期間の満了の日より進行す

第二百五十二條(現四四三ノ三) 被控訴人は訴訟の如何なる程度に在るを問はず附帶控訴(appel incident)
を爲すことを得

第二百五十三條(現四四六修正) 控訴期間は公務の爲め佛蘭西本國、アルゼリー、チュニシー又はマロツコ
の領域内に在らざる人及航海の爲め不在なる海員の爲め十月を伸長す

第二百五十四條(現四四七) 控訴期間は敗訴したる當事者の死亡に因り進行を停止す此の場合に於て
は控訴期間は裁判上の呼出の爲め規定したる條件を以て死亡者の住所に於て相續人に判決を送達
したる後に非ざれば再び進行を始めず若其の送達を相續財産目録の調製及熟考の爲め相續人に與
へられたる期間の満了前に爲したるときは其の期間の満了後に再び進行を始む

前項の送達は數人の相續人に對し姓名及資格を表示せず且連名を以て相續開始地に於て之を爲す
ことを得

第二百五十五條(現四五二ノ一) 豫備判決(jugement préparatoire)に對する控訴は終局判決(jugement définitif)の
後其の判決に對する控訴と併合するに非ざれば之を提起することを得ず控訴期間は終局判決の送
達の日より進行す此の控訴は豫備判決が留保なくして執行せられたるときと雖も受理せらるべし
第二百五十六條(現四五二ノ二修正) 中間判決(jugement interlocutoire)に對する控訴は終局判決の前或は
終局判決に對する控訴と併合して之を提起することを得假に裁判したる判決に對する控訴に付亦

同じ然れども訴訟の如何なる程度に於ても當事者の双方又は一方の申立に因り控訴提起前 (avant
dire droit) に審理處分を命ずることを得

第二百五十七條 控訴は不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所の書記課又は控訴を管轄する
裁判所の書記課に之を提起することを得

前項前段の場合に於ては控訴狀が之を差出したる書記課に到達したることを特別の帳簿に明記し
且控訴狀並に附屬書類を裁判を爲すべき裁判所の書記課に無料を以て送致す何れの場合に於ても
書記は當事者の請求あれば受領證を交付す

第二百五十八條 (現四六四) 控訴審に於ては新なる請求を起すことを得ず但し相殺を主張し又は主た
る訴訟に對する答辯として新なる請求を爲す場合は此の限に在らず
當事者は亦控訴を申立てられたる判決以後に辨濟期の到來したる利息、年金、賃料、其の他の附隨物並
に該判決以後に受けたる損害の賠償を請求することを得

第二百五十九條 訴訟参加は第一審に於て受理すべかりしものなるときは控訴裁判所に於ても之を
受理す

第二百六十條 (現四七二) 原判決が是認せられたるときは執行は原裁判所に屬す

原裁判が取消されるときは同一當事者間に於ける執行は控訴裁判所又は其の指定したる裁判所
に屬す但特別の規定を以て專屬管轄を定めたる場合は此の限に在らず

第二百六十一條 (現四七三修正) 控訴を申立てられたる裁判が手續上の瑕疵の爲めに全部取消され又は
請求ありたる事項に關し裁判を遺脱したる爲め一部取消されるときは控訴裁判所は本案に付繰
上審判 (evocation) を爲すことを得

事件が終局の解決を受くべき状態に在らざるときは控訴裁判所は新なる審理を命じて本案事件を
保持し又は不服を申立てられたる裁判を爲したる裁判所若は他の同等裁判所に本案事件を移送す
ることを得

第二百六十二條 判決に對しては争訟に付金錢上の利益あると否とに拘らず控訴を爲すことを得但
し民事始審裁判所が控訴に付爲したる判決に對しては更に控訴を以て不服を申立つることを得ず

第二章 判決攻撃の非常方法 (Des voies extraordinaires pour attaquer les jugements)

第一節 第三者異議 (De la tierce opposition)

第二百六十三條 (現四七四) 關係人は自己及代理人を呼出すことなくして他人間の訴訟に於て言渡し
たる自己の權利を害すべき判決に對し第三者異議を申立つることを得

第二百六十四條 第三者異議は訴訟開始の訴に付定めたる規則に従ひ之を申立つべし

第二節 再審 (De la revision)

第二百六十五條(現四八〇修正) 故障又は控訴を以て不服を申立つることを得ざる判決に對しては當事者たりし者又は適法に呼出を受けたりし者より左の場合に於て再審の請求を爲すことを得

請求なき事物に付判決し又は請求したるより以上の事物を判決を以て歸與したるとき

事件の審理中に詐偽が行はれたるとき

判決以後に偽造たることを承認し又は宣告せられたる證書に基き判決を爲したるとき

相手方の藏匿したる斷定力ある證書を判決後に發見したるとき

(現四八一修正) 公衙 (administrations publiques) 又は無能力者が有効に防禦せられざりしとき

一人又は數人の證人が判決後偽證罪の爲め處罰せられたるとき

裁斷の不當を證明すべき性質の新證書又は新事實が出現したるとき

前項中最後の場合に於ては訴狀に檢事長原告及控訴院所屬辯護士組合長に於て各一名宛を指名したる辯護士三名の多數説に依り作成したる再審の請求に有利なる意見書を添附することを要す

第二百六十六條(現四八三修正) 再審の請求を提起すべき期間は控訴期間に同じ

第二百六十七條(現四八四) 前條の期間は未成年者に對しては其の成年に達したる後有効に爲したる送

達の日より進行す

第二百六十八條(現四八八修正) 再審の請求が偽造詐偽又は新事實若は新證書の發見を理由とするとき

は其の期間は詐偽若は偽造が認定せられ又は事實若は證書が發見せられたる日より進行す

第二百六十九條(現四九〇) 再審の請求は不服を申立てられたる判決を爲したる裁判所に之を提起すべ

し其の請求は同一の判事之を裁判することを得

(現四九七修正) 再審の請求は理由を附したる特別の裁判に依り別段の命令あるときの外執行停止の效力を生ぜず

第三節 上告 (Du pourvoi en cassation)

第一款 總則

第二百七十條 上告は終審として爲したる裁判に對する非常上訴の一にして法律訴訟手續の方式及

法の一般原則の尊重を確保するを以て本來の目的とす

上告は各當事者之を爲すことを得上告は公の秩序に關係ある場合には檢事も亦之を爲すことを得

其の上告は當事者を利す

上告は總ての場合に法律の利益の爲め大審院檢事總長之を爲すことを得其の上告は當事者を利せず

第二百七十一條 上告は法律の利益の爲めにするときの外故障控訴又は再審の請求を爲すことを得る裁判に對しては之を受理せず

第二百七十二條 上告は左の理由の一あるとき之を許す

法律の違背

方式の違背又は不遵守

管轄違

相異なる二以上の裁判所が同一事件に付同一當事者間に同一の訴訟資料(moyens)に基き爲したる二以上の判決の齟齬

權限の超越又は曲歪

第二百七十三條 左の法則を看過したるときは特に法律の違背ありとす

當事者の爲めに法律上適用の義務ある立法上又は制令上の規定

法律の效力を有する慣習又は常例

當事者間の法律たる契約の條項及條件

外交條約

訴訟に適用することを要する外國法

第二百七十四條 事實の錯誤は上告の理由とならず

然れども事實裁判官が其の明確にしたる事實の法理上の性質又は法律上の價值若は結果を否認したることに基く理由は受理せらるべし
事實上及法律上の混合理由は事實が原裁判を爲したる裁判所に提出したる證據書類に依り容易に之を認知し且判定し得るときは亦受理せらるべし

第二百七十五條 新なる理由は當事者に於て事實裁判官の面前に提出することを得たりしときは大審院に於て之を受理せず

大審院は公の秩序に關する新なる理由を蒐集することを得

第二百七十六條 大審院は手續の瑕疵の判定に付本法總則に規定したる規則に従ふべし

第二款 上告期間 (Délai pour se pourvoir)

第二百七十七條 上告の期間は二月とす此の期間は控訴の章に定めたる條件に於て距離に由り之を伸長す此の期間は上告ありたる裁判の送達の日より進行す
當事者は總則の章に規定したる所に従ひ其の招きたる失權より回復することを得

第三款 大審院の訴訟手續 (Procédure devant la cour)

第二百七十八條 上告は再審の請求 (de cassation) による

第二百七十八條 上告は民事始審裁判所に於ける訴訟開始に付規定したる方式に従ひ大審院所屬辯護士の擔當に依り之を爲す上告狀には適用條文を引稱することを要す

被上告人は上告人と同く辯護士をして代理せしむべし但し法律又は規則が當事者に辯護士の擔當を免除する場合に於ては當事者は自ら上告狀趣意書及説明書を提出することを得

民事始審裁判所の現行訴訟手續の規則は以下數條の變更を除くの外大審院の訴訟手續に之を適用す

第二百七十九條 辯護士の擔當を免除せられたる當事者は直接に大審院の書記課又は原裁判所の書記課に上告狀を差出すことを得其差出人には受領證を交付す

原裁判所の書記課は三日内に上告狀を大審院書記課に送致すべし

第二百八十條 上告狀には原裁判の謄本又は辯護士代訟人公證人若は書記が原本と符合することを證明したる寫書を添附すべし

未だ謄本を作らざる裁判に付ては原裁判の要領を記載したる書記課の證明書を以て之を補充すべし

當事者が前二項の謄本寫書又は證明書を得るに困難を感ずるときは原本の保管者に必要なる命令を發し且其の執行を監督する檢察長に請求して之を補給せしむべし

二の判決の齟齬を原因として上告を爲すときは各其の謄本又は寫書を上告狀に添附すべし

全く読み難き謄本は檢察長の命令に因り原本を保管する書記自費を以て急速に之を改製すべし但し時宜に因り前任者に對する求償を妨げず

第二百八十一條 上告狀には亦法律に規定する償金の供託を證明する登録局收入官吏の受領證を添附すべし但し當事者が法律規則に依り償金を免除せられたる場合は此の限りに在らず

第二百八十二條 上告は原裁判の執行を停止せず但し法律に別段の定ある場合は此の限りに在らず殊に上告は離婚事件又は婚姻無効事件に於て偽造と宣言せられたる文書の廢棄、破却、塗抹、失效又は回復を命ずる裁判に對し之を爲したるときは執行停止の效力を有す

法律の規定せざる他の場合にも毎年大審院總會の任命する委員三名より成る委員會に於て報告判事及檢察の意見を聽き執行を停止すべきことを略式に決定することを得委員會は執行停止を敗訴の當事者より爲す敗訴に係る金額及費用の供託又は他の擔保に繋らしむることを得

委員會は亦執行を進行すべきものと決定するときに於ても勝訴の當事者が保證を立つる條件の下に非ざれば原裁判を執行し得ざることを命令することを得

第二百八十三條 大審院の編制裁判官の補充方法及職務執行に付ては特別法を以て之を定む

第二百八十四條 大審院の各部(Chambre)は豫先の許可を経ずして直に上告に付裁判す

各部は少くとも五人の裁判官を以て構成する二以上の小部(Division)に分る各小部は事件の裁判に付部全體と同一の權限を有す

報告判事、検事、首席部長、部長又は判事一人の請求あるときは部全體に於て事件を裁判す若判事三人の請求あるときは首席部長又は検事總長の賛成意見に基き聯合部に於て事件を裁判す

第二百八十五條 大審院は其の有益と認むる一切の審理處分を命ずることを得其の審理處分は大審院自ら之を爲し又は其の命じたる部員の一人に依り若は囑託に依り之を爲す

第二百八十六條 大審院は其の必要又は有益と認むる訴訟干與 (mise en cause) を命ず

第二百八十七條 闕席判決に對しては民事裁判所の判決と同一の形式上の條件及期間に於て故障を受理す

第二百八十八條 大審院に於て上告を棄却したるときは上告人を法律に規定したる罰金に處す

大審院に於て上告ありたる裁判を破毀したるときは當事者を破毀せられたる裁判以前の狀態に回復す大審院は時宜に依り罰金の返還を命ず

破毀が一部分に止るときは原裁判の破毀せられざる部分は其の效力を保存す

大審院檢事總長の請求に基き言渡したる法律の利益の爲めにする破毀は當事者に對しては何等の效力を生ぜず其の裁判は原裁判所の帳簿に之を登記する外他の執行を許さず

大審院は原裁判を破毀したる上其の管轄權の範圍内に於て同院に附せられたる問題を最終に解決す

大審院は原裁判所と同等の裁判所に事件及當事者を移送す

第七編 裁判の執行 (De l'exécution des jugements)

第一章 保證の寄託及受諾 (Des dépôts et réceptions de cautions)

第二百八十九條 (現五一七修正) 保證を立つることを命ずる治安裁判所の判決には保證金 (caution) を寄託し又は保證人 (caution) を差出すことを要する日を定むべし但し判決以前に其の寄託又は差出ありたるときは此の限に在らず

(現五一八修正) 保證金の寄託は裁判所の書記課に之を爲すべし保證人の差出は法廷に於て之を爲し同時に時宜に依り保證人の資力を證明する證書を書記の手許に寄託すべし

第二百九十條 保證人の許諾に關する相手方の異議は同一法廷に於て之を申立つべし異議に付ては最短期間内に之を裁判すべし

第二百九十一條(現五一九修正) 保證人を差出し又は其の許諾に關する異議に付裁判ありたる後直に保證人は支拂承認(consignation)を爲すべし支拂承認は判決を須ひずして執行力を有す

第二百九十二條 保證を立つることを命ずる始審裁判所及控訴院の判決には保證金を寄託し又は保證人を差出すことを要する期間を定むべし但し判決以前に其の寄託又は差出ありたる時は此限に在らず

保證を立つることを要する當事者に對しては所定の期間内に保證金を寄託するか若は時宜に依り保證人の資力を證明する證書の寄託と共に保證人を差出すべきことを督促すべし

第二百九十三條 保證人を差出し且時宜に依り其の資力を證明する證書の寄託ありたる後直に相手方に對し相當の期間内に保證人に付異議ありや否やを申出づべきこと及必要に應じ同一期間内に書記課に於て保證人の資力に關する證書を他に持出さずして閱覽すべきことを督促すべし

保證人に付異議なきときは其の保證人に對し裁判所の書記課に於て支拂承認を爲すべきことを促すべし支拂承認は判決を須ひずして執行力を有す

第二百九十四條(現五二〇修正) 保證人に付異議あるときは當事者に對し公開法廷に於て異議に付裁判

すべき日を知すべし

(現五二一修正) 異議に付爲したる判決は故障又は控訴に拘らず執行力を有す

第二百九十五條(現五二二) 保證人を判決に依り許諾したるときは其の保證人は第二百八十九條の規定に従ひ支拂承認を爲すべし

第二百九十六條 前數條に依り當事者に對して爲す督促及通知は裁判上の請求に付規定したる條件に於て發送すべし

第二章 計算書の提示 (Des rédition de comptes)

第二百九十七條(現五二七) 計算書の提示に關する訴は裁判所の選任したる計算人(comptables)に對しては之を選任したる裁判所後見人に對しては後見を附託したる地の裁判所其の他の計算人に對しては其の住所地の裁判所に提起すべし

第二百九十八條(現五二八) 計算書提示の請求を棄却したる判決に對する控訴の場合に於て原判決を取消す判決を爲すときは同時に計算書の提示及判決の爲め原裁判所又は判決を以て指定したる他の始審裁判所に事件を移送すべし

第一審に於て既に計算及判決ありたるときは之を取消す判決の執行は其の判決を爲したる控訴院又は其の判決に於て指定したる他の裁判所に屬す

第二百九十九條(現五三〇) 計算書の提示を命じたる判決には計算を爲すべき期間を定め且受命判事を命ずべし

第三百條(現五三三修正) 計算書には現實の收入及支出を記入し末尾に其の收支の差引残高を摘示すべし但し回収すべき物件に付ては特別の款項を設くべし計算書には一切の證憑書類を添附すべし

(現五三四ノ一修正) 計算提示人 (rendant-compte) は所定の期間内に於て受命判事の指定したる期日に本人又は特別代理人に依り計算書を提出し且其の正確なるを宣言すべし此の期日には計算受領人 (oyants-compte) を本人に就き又は住所に於て送達する呼出狀に依り呼出すべし

第三百一條(現五三四ノ二修正) 計算書提示期間を徒過したるときは計算提示人を裁判所の自由に定むる額に達する迄其の財産の差押及賣却に依り強制すべし

第三百二條(現五三五) 計算書を提出し且其の正確なるを宣言したる上收入が支出を超過するときは計算受領人は受命判事に對し計算を認可せずして超過額の返還に付執行力ある命令あらんことを請求することを得

第三百三條(現五三八) 受命判事の指定したる日時に當事者は計算書に付辯論を爲す爲め受命判事の面前に出頭すべし判事は辯論に付調書を作成すべし

第三百四條(現五四〇) 計算の訴訟に於て爲す判決には收入及支出の勘定を記載し且決算残高 (reliquat) あるときは其額を確定すべし

第三百五條(現五四二) 計算書は之を更正することを得ず但し誤謬遺脱曖昧又は重出ある場合に於て當事者より同一判事に對し更正の請求を爲すときは此限に在らず

第三百六條(現五四二修正) 計算受領人に對し闕席判決を爲すときと雖も證明ある項目は之を認可すべし計算提示人が借越人なるときは資金を書記課に寄託すべし

第三百七條 計算書の證憑として提出する書類には登録税を免除す

第三章 強制執行の總則

第三百八條 判決の受益者にして其の執行を求めんと欲する者は執行力ある正本を得る権利を有す前項の正本は判決を爲したる裁判所の書記より付與し之に原本に符合する寫書にして且執行の爲め付與するものなりと附記し書記の署名を具し並に裁判所の廳印を押捺す

判決の單純なる謄本は訴訟の當事者のみならず法律に規定したる例外を除くの外之を請求する各人に付與することを得争ある場合には裁判所長訴訟手續の方式に依らずして之を裁判す

第三百九條 執行力ある正本は判決の受益者たる各當事者に一通の外之を付與することを得ず但し判決を爲したる裁判所の長は宣誓の下に爲したる喪出の届出又は正當なる利益の證明に基き調査の上命令を以て此の規則に従はざることを得

第三百十條 單純謄本又は執行力ある正本を付與したるときは書記は付與の日及付與を受けたる人の姓名を各事件の記録に記入す

第三百十一條(現五四七) 佛蘭西國に於て爲したる判決及作成したる證書(acte)は共和國の全領土に於て執行力を有す

第三百十二條 支拂督促(Commandement)又は差押(saisie)に對する異議若は急速審判手續に依る呼出あるも既判力を生じたる裁判の執行を停止せず

他の執行力ある證書に付ては前項の異議又は呼出あるときは裁判所より別段の命令ある迄執行を停止す但し特別法に反對の規定あるときは此の限に在らず

第三百十三條(現五四六) 外國裁判所の判決又は外國官吏の作成したる證書は民法第二百二十三條及第二百二十八條に規定したる場合にして且同條に規定したる方法に依るに非ざれば佛蘭西國に於て執行することを不得す

然れども前項の判決又は證書は紛争を生じたる場合に急速裁判を求むる條件の下に判事の許可を得て保全差押又は拂渡差押の基礎に供することを得

前項の許可命令には債權者が執行判決の請求を爲すことを要する短き期間を定むべし

第三百十四條(現五四八修正) 第三者の爲し又は第三者の負擔に於て爲すべき差押解除、抵當登記の抹削、辨濟又は其の他の事物を言渡したる判決は之を爲したる裁判所の書記が敗訴の當事者に其の判決

を送達したる日附を記載し且其の判決に對し故障及控訴の申立なきことを證明したる證明書あるに非ざれば故障又は控訴の期間經過後と雖も第三者に於て若は第三者に對し之を執行することを不得す

(現五四九修正) 前項の證明の爲め控訴裁判所の書記課に到達したる控訴は遲滯なく之を原裁判所に通知すべし但し控訴狀を原裁判所の書記課に差出し其の書記課より之を控訴裁判所に送致したる場合は此の限に在らず

第一項に規定したる場合に於て判決が假に執行し得べきものなるときは所要の證明書は債權者が保證を立てたることの書記の證明を以て之に代ふることを得判決が債務者に對し保證を立てずして執行し得べきものなる場合に於ても亦同じ

第三百十五條(現五五一) 動産又は不動産の差押は執行名義(titre exécutoire)に依り且清算したる確實なる事物(choses liquides et certaines)の爲めに非ざれば之を爲すことを得ず請求し得べき債務が金額を目的とせざるときは差押を爲したる後其の評價の確定する迄爾後の執行手續を中止すべし

第三百十六條 執行は執行力ある判決又は證書の受益者たる當事者の申立に因り之を爲す執行は判決を爲したる地を管轄する第一審の民事裁判所之を確保し控訴に因り原判決を取消したる場合には控訴裁判所の指定したる民事裁判所若其の指定なきときは控訴裁判所長の指定したる民事裁判所之を確保す

裁判所の長又は其の代缺者は執行確保の爲め執行吏(agent d'exécution)を選任し其の任務に付報告せしめ且紛争の場合に於て急速裁判を求めしむ

前項に依り選任したる執行吏は兵力を請求することを得

裁判官は他の裁判所の長に共助を囑託することを得

第三百十七條(現五五五) 執行吏其の職務執行の際侮辱を受けたるときは公務執行妨害の調書を作成したる上公務擔任者に對する犯罪に付刑罰法に定めたる規則に従ひ手續を爲すべし

第三百十八條 執行が場所の明渡若は占有回收動産不動産の引渡小兒の差出若は引渡工事の完成若は破壊を確保するに在るとき並に債権者の差押及擔保の實行に關せざる其の他の類似の場合に於ては執行命令ありたる後兵力の援助を以て且必要に應じ判事の監督の下に執行吏の選定したる職工技術者又は補助者の協力を以て執行手續を爲すべし

第三百十九條 執行吏は執行を求められたる裁判が未だ敗訴の當事者に送達せられざりしときは其の送達を爲すべし執行吏は執行すべき判決又は證書に於て十五日より短き期間の定なき限り敗訴の當事者に對し十五日内に辨済に因り債務を免るべきことを促すべし然れども執行吏は判決の受益者の権利を保護する爲めに必要なりと認むるときは判事の許可命令を得て債務者の財産を保全處分として差押ふることを得

第三百二十條 判決の受益者が執行を得るに先ち死亡したる場合に於て執行を求むる相続人は其の

資格を證明することを要す資格の證明に關し論争を生ずるときは執行吏は之が調書を作成したる

上執行主任判事(magistrat chargé de l'exécution)の裁判を求めしむる爲め當事者を移送す然れども執行吏は相續權を保護する爲め保全差押を行ふことを得

第三百二十一條 債務者(poussé)が全部又は一部の執行に先ち死亡したる場合に於ては執行すべき判決を相続人に送達すべし相続人は送達ありたる日より第三百十九條に規定したる十五日の期間の利益を享受す然れども相續財産は保全差押の目的たることを得

第三百二十二條 債務者に對し開始したる強制執行は其の者が執行の進行中に死亡するときは其の遺産に對し之を續行す

債務者を呼出す必要ある執行行爲に關する場合に於て相続人の何人なりや又は何地に居住するやが知れざるときは利害關係人は遺産又は相続人を代表する爲め特別代理人の選任を申請すべし前項の選任は死亡者の住所の裁判所の長之を爲すべし其の選任は法定の告示を掲載すべき新聞紙を以て之を公告し相続人が出現したるときに其の效力を止む

債務者が執行の開始前に死亡し且相続人又は其の住居の知れざるとき亦前二項に同じ

第三百二十三條 執行が債権者の宣誓又は擔保の提供に繫るときは其の宣誓又は提供を爲したる證明ある迄は執行を開始することを得ず

第三百二十四條 不動産上に抵當權又は先取特權ある債務に關する執行の場合の外執行は動産に對

し之を確保すべし、動産の不足又は不存在の場合に於ては執行は不動産に對し之を爲すべし
 第三百二十五條 十五日の期間満了するときは執行差押 (saisie-exécution) の手續を爲すべし執行差押
 は債權者に辨濟を爲し及強制執行の費用を償ふ爲め必要なる限度を超へて之を擴張することを得
 ず

第三百二十六條 執行差押は差押物件の賣却に依り強制執行の爾後の費用額以上の収入を期待し得
 ざるときは其の手續を爲すべからず

第三百二十七條 債務者が一動産又は多數量の特定動産若は消費物の交付を爲す義務あるときは之
 を債權者に引渡すべし消費物の品質に付争あるときは執行主任判事急速裁判を爲すべし

第三百二十八條 債務者が一不動産の交付讓渡又は拋棄を爲す義務あるときは其の占有を債權者に
 移轉すべし此の執行に包含せざる動産は八日の期間内に之を債務者に返還し又は其の處分に附す
 べし債務者が其の動産の受取を拒むときは之を賣却し其の純價額を供託すべし

第三百二十九條 執行吏は執行の利益の要求する限度に於て搜索を容易ならしむる爲め家又は室の
 門戸及動産を開かしむることを得

第三百三十條 判事の命令を以て適法に承認せられたる必要の存する場合の外差押は夜間又は休日
 に之を爲すことを得ず

第四章 辨濟の資力なき債務者の財産管理

(De la curatelle des débiteurs insolvables)

第三百三十一條 債務者が家資分散 (désolufaire) と爲り又は其の財産が數人の債權者より差押へられ
 たるときは債權者の申立又は債務者本人の請求に因り財産管理人 (curateur) を選任することを得
 前項の財産管理人は判決の執行に任ずる裁判官の監督の下に最好條件に於ける差押財産の換價に
 依り又は協議上の支拂取極 (règlement amiable) に依り各債權者に對する辨濟を確保するを以て其の
 任務とす

第三百三十二條 債務者は自己の爲め選任せられたる財産管理人に其の財産及債務の眞正且完全な
 る狀況を知らしむる義務を負ふ債務者の任意の緘黙又は隱蔽は六月以上一年以下の禁錮及百フラ
 ン以上三千フラン以下の罰金又は兩刑の一のみに處せらるべき犯罪を構成す
 差押へ得べき積極財産に付有形の横領あるときは刑法第四百六十三條を前項の犯罪に適用し債務
 者は同法第四百條に定めたる刑に處せらるべし

第三百三十三條 財産管理人を選任する判決は抄本を以て縣内の一新聞紙及官報附録に之を公告し
 併せて債權を有する者は十五日間に財産管理人に届出づべき旨の催告を掲ぐべし
 前項の判決に對しては故障又は控訴を爲すことを得但し保證を立てずして當然假執行を爲すこと

を得

第三百三十四條 財産管理人を選任する判決は其の日附より當然債務者の財産の保全差押を許容す
其の差押は財産管理が繼續する間に債務者の取得することあるべき財産にも其の資産 (patrimoine)
に加入したる日より擴張す
前項に定めたる時期より抵當權又は先取特權を有する債權者のみは其の抵當權又は先取特權の目
的たる財産の差押及賣却を各自に申立つることを得其の債權者は費用を償還して之と交替するこ
とを得る財産管理人を訴訟に加入せしむることを要す
他の債權者は有益と認むるときは其の費用を以て財産管理に關する訴訟及訴訟手續に参加するこ
とを得但し財産管理人のみが訴訟及訴訟手續に付發案及指導を爲すことを得

財産管理人を選任する判決は抵當登記の進行を停止す

第三百三十五條 財産管理人は差押へ得べき財産の全體を管理し且債權者の爲め最善の利益に於て
其の換價を爲すべし財産管理人は債務者の名を以て一切の訴訟を提起し及訴訟に於て答辯を爲す
債務者は財産管理人を補助し且一切の必要な情報を之に供給する義務を負ふ
第三百三十六條 債務者の財産が利得ある職業を實行するに必要又は有益なるときは債務者をして
受命判事の定むる條件の下に且特に事宜に依り債務者の職業より生ずる利益の一部を定期に財産
管理人に引渡す責任を負せしめて財産の賣却を猶豫することを得

第三百三十七條 取立又は賣却に因り生ずる資金は之を財産管理人に引渡し財産管理人は之を供託
所 (Caisse des dépôts et consignations) に拂込むべし

第三百三十八條 「財産管理人は第三百四十一條に依り選定せられたる監査員 (contrôleurs) の意見に従
ひ且受命判事の許可を得て共同の利益の爲め有益なりと認むる委任を債務者に與ふることを得財
産管理人は同一條件に於て訴訟に付取下抛棄免除又は和解に關する一切の行爲を爲すことを得
債權者及債務者本人は裁判所に於て異議を申立つることを得此の異議は執行停止の效力を有す裁
判所は訴訟手續の方式に依らず且終審として十五日内之を裁判すべし

第三百三十九條 財産管理人を選任する判決あるときは債務者に對し期限に到らざる債務を請求す
ることを得其の判決は先取特權質權又は抵當權に依り擔保せられざる債權の全體に對し利息の進
行を停止す

第三百四十條 擔保附債權の利息は先取特權、抵當權又は質權の目的たる財産より生ずる金額に付て
のみ之を請求することを得
第三百四十一條 判決の公告後十五日の期間満了の翌日より三日以内に書記は債務者の状態を調査す
る爲め豫め財産管理人より交付を受けたる人名表に基き知れたる債權者を書留書狀を以て召集す
べし他の債權者は同一期間内に新聞紙に於ける公告の掲載に依り之を召集すべし
集會の期日及場所は受命判事之を定む其の期間は十五日を超ゆることを得ず

指定の期日に財産管理人は債務者を立會はしめ、又は適法に呼出したる上債務者の状態に付報告を爲すべし。集會は受命判事を議長とす。集會は債権者中より一名又は二名の監査員 (controlleurs) を選定することを得。監査員は第一回の集會に於て選定せられざるときは、雖も財産管理中如何なる時期に於ても之を選任することを得。監査員の職務は千八百八十九年三月四日の法律第十條に規定せるものと同じ。監査員は無報酬とす。財産管理人は受命判事の定むる給料を受くることを得。但し債務者又は債権者より裁判所に異議を申立つるを妨げず。

第一回の集會の開會中債権を調査することを得。此の調査は事宜により之を繰延ぶることを得。且如何なる場合に於ても受命判事の期日を指定する他の一回又は數回の集會の開會中に之を完了すべし。債権の届出及證書の提出は千八百八十九年三月四日の法律第十一條に規定したる形式に依り之を爲すべし。債権者に對しては判事の定めたる期間内に正式に届出又は提出を爲さざるときは失權すべき旨を書留書狀又は新聞紙の掲載に依り告知すべし。失權したる債権者は調査及承認を経たる債権者を害して何等の辨濟を請求することを不得。

第三百四十二條 争はれたる債権者は八日の期間内に裁判所に訴ふることを得。此の期間は債権者が

有效なる辯解を申出でたるときは受命判事之を伸長することを得。争は受命判事の報告に基き急速に之を裁判す。控訴は書記が書留書狀を以て債務者又は其の代理人に裁判の通知を爲したる日より八日間内に之を提起するを要し。執行停止の效力を生ぜず。控訴は急速事件に於ける控訴の手續に依り之を裁判すべし。

第三百四十三條 同一會期又は爾後の會期に於ける最終の調査會を終りたる後各債権者は債務者より爲すことあるべき支拂取極 (reglement) の提議を審査す。

債権者及債務者間の協諧契約 (tratté) は調査及承認を経たる債権の總額の三分の二を代表する調査及承認を経たる總債権者の過半数の承諾あるに非ざれば成立することを得ず。之に反する協諧契約は無効とす。

協諧契約は遲滞無く裁判所の認可を得ることを要す。裁判所は急速に之を裁判すべし。協諧契約を認可するときは裁判所は同時に協諧契約の履行を確保する爲めに財産管理人及監査員の任務を延長すべきや否やを決定すべし。

抵當權先取特權又は質權を有する債権者は此の集會に出席するも唯發言權を有するのみにして議決權を有せず。此等の債権者が議決の投票に加はりたるときは當然其の擔保權を喪失す。協諧契約が其の效力を一人又は數人の債権者の加入に繋らしむる文言の約款を包含する場合に其の加入を得ざるときは協諧契約は效力を失ふ。

協諧契約は民法の規定したる總ての原因の爲め之を取消し又は解除することを得取消又は解除は受命判事の報告に基き民事裁判所之を言渡す裁判所は状態を整理する爲め財産管理人一人を選定すべし

第三百四十四條 債務者及債権者間に協諧契約が成立せざるときは財産管理人は受命判事の職權及監査員の監督の下に各債権者の擔保たる財産の換價及代金の配當を行ふ

賣却は裁判所の法廷に於て或は不動産に關するときは公證人の面前に於て若又動産に關するときは管轄ある公吏又は裁判所附屬吏 (Officier ministériel) の擔當に依り總て公の競賣を以て之を爲す但し受命判事は擔保の全部又は一部を協議に依り賣却することを財産管理人に許可することを得此の場合に於ても法律が或債権者に留保したる増價競賣の權利を妨げず

第三百四十五條 財産管理人は民法第千六百六十七條の適用に依り債務者が各債権者の權利を詐害して爲したる一切の行爲を取消すべし 債務者の顯著なる家資分散の時期以後に爲したる債権者を害すべき性質の一切の行爲は債権者を詐害して爲したるものと推定す但し其の行爲の受益者たる第三者の爲めに其の善意を證明する權利を妨げず

第三百四十六條 不動産の貸借人の破産の場合に於ける貸貸人及賃借人間の相互の權利に關する千八百七十二年二月十二日の法律の規定は財産管理に附せられたる債務者の状態に之を適用す

財産管理人は最終の債權調査會の日より起算し八日の期間内に商法第四百五十條に規定したる權利を行使することを得

第三百四十七條 商法第四百六十一條第四百七十四條第四百八十八條第四百八十九條第四百九十條第五百四十二條乃至第五百四十八條第五百五十條末項を除く乃至第五百五十六條第五百六十五條第五百六十六條第五百六十九條及第五百七十條の規定は債務者の財産管理に之を適用す 財産管理人受命判事及裁判所は財産管理に關する紛争にして本法に規定なきものを解決するに當り破産及裁判上の清算に關する法律の效力を有する規定が前各條の規定と調和する限り之を準用すべし

第三百四十八條 民事上の債務者が財産管理に附せらるるも私權及參政權の行使に關し何等の無能力を生ぜず且夫の財産に關する妻の權利を制限することなし

第三百四十九條 財産管理人が其の任務を完了したるときは之を債権者集會に報告したる上決算確證 (Quittance) を受くべし之を拒絶せられたる場合に於ては財産管理人は裁判所に出訴することを得

裁判所は終審として之を裁判すべし 第三百五十條 債務者との協諧契約成らざりし場合に於て財産管理が一度終了すれば各債務者は再び各別の執行權を行使することを得但十分なる價値の新財産が債務者の資産に加はりたる場合に於て新財産管理人の選任を妨げず

第五章 保全差押 (Des saisies conservatoires)

第三百五十一條 保全差押は執行處分の主任判事之を許可す

第三百五十二條 保全差押命令には差押を爲す基本たる金額を概算にても記載すべし保全差押命令は之を發する判事に於て署名し且遲滯なく債務者に送達すべし

第三百五十三條 保全差押は其の目的たる動産又は不動産を裁判所の權内に置き且債務者が其の債權者の損害に於て之を處分することを妨止する特獨の效力を有す故に保全差押を受けたる財産に付有償又は無償に合意したる一切の讓渡は第三取得者が其の善意を證明するに非ざれば取消され且初より無効とす其の外債務者及共犯者は刑法第四百條及第四百六條に規定したる刑に處せらるべし

第三百五十四條 保全差押を受けたる債務者は保全差押が執行差押又は不動産差押に轉化する迄は其の財産を占有するものとす但し別段の命令ありるとき又は裁判上の係争物保管人の選任ありたるときは此の限に在らず

保全差押を受けたる債務者は善良なる良家父として其の財産を利用し且果實を自己に收得することを得其の債務者は執行主任判事の許可なくしては如何なる方法に於ても其の財産を處分し及其の貸貸借を合意することを得ず

第三百五十五條 被差押債務者の手中に在る動産に對し保全差押を爲すときは執行吏は調書を以て之が照査 (récollement) を爲し且之を列擧すべし

寶石又は貴重品に關するときは成るべく其の形狀及價額の見積を調書に記載すべし

第三百五十六條 不動産に對し保全差押を爲すときは其の所在地範圍及成るべく其の面積並に土地臺帳に於ける番號を調書に表示して不動産を特定すべし

保全差押の命令を爲したる債務者に屬する物件又は不動産が第三者の手中に在るときは執行吏は其の第三者に命令を告知し且其の謄本を交付すべし

前項の命令の效力に依り第三者は差押に係る物件又は不動産の保管者に任せらる但し其の第三者が進で之を執行吏に引渡したるときは執行吏自ら又は其の選定したる他の第三者之が保管を確保す

前項の保管者は裁判所の許可に依るの外自己の責任を以て保管物を解放せざる義務を負ふ

第三百五十七條 債務者は保全差押命令を受けたる際動産に關するときは物件の細別目錄を提供し而て以前其の手許に實行せられ且效力を保存せる他の差押あらば之に付注意を促すべし保全差押が不動産に關するときは債務者は其の所持する地券 (titre de propriété) を引渡すべし但し財産目錄の調製後其の地券の所持者に任せらるることを望むときは此の限に在らず

債務者の陳述に付ては調書を作成し其の陳述の證據書類を之に添附すべし一切の書類は八日内に

之を裁判所の書記課に差出すべし
第三百五十八條現五九二修正 左に掲たる動産は之を差押ふることを得ず

- 一 債務者及其の家族の爲め必要なる寝具、衣類及厨具
- 二 判事の裁定する數額の限度迄の債務者の職業に關する書籍、器械、器具及工具
- 三 軍人の装具
- 四 債務者及其家族の一ヶ月分の食料
- 五 債務者の選擇に依り牝牛一頭又は牝羊二頭若は牝山羊二頭並に此等の動物を一ヶ月間飼養するに必要なる藁秣及穀類
- 六 多人數家族の扶助に關する千九百十三年七月十四日の法律に依り保護せられ且同法律の施行の爲め調製したる人名表に正式に登録したる人に屬する室内裝置用家具、下着類、衣服及世帯道具
- 七 右の外總て現行法に依り差押を禁じたる其の他の物件

第六章 拂渡差押 (Des saisies-arêts)

第三百五十九條 給料及手當の拂渡差押は勞働法の規定に依る

第三百六十條現五八一修正 左に掲ぐるものは讓渡及差押を爲すことを得ず

- 一 法律に於て讓渡及差押を許さずとしたる物
- 二 裁判に依り許與せられたる養料
- 三 扶助料
- 四 車馬費、出張費、艤裝費、移轉料又は運送料の名義に於て前渡又は償還を受けたる金額
- 五 生活費又は住宅料の騰貴に對する補償金
- 六 右の外一般に現行法が差押を許さざるものとしたる其の他の金額又は價額差押不許は債務者の死亡に因りて止む

第三百六十一條現五五七、五五八修正 拂渡差押は執行名義(titre exécutoire)に依り又は書面上の申請に基き執行主任判事の與ふる許可に依り之を爲すことを得

拂渡差押は債務者が家資分散と爲りたる時の外請求し得べき債務の爲めに非ざれば之を爲すことを得ず家資分散の場合に於ては拂渡差押に付判事の許可を必要とす

債權が金額以外の他の物を目的とし又は未清算なるときは判事は假に其の債權を評價すべし(現五五九ノ二)執行名義に依り又は判事の許可に基き爲す拂渡差押は紛争の場合に於て其の判事の急速裁判を求むる條件の下に非ざれば效力を生ぜず

判事は訴訟に於ける種々の利益を參酌し殊に債務者が債權の辨濟に對する特別の誠意を以て債權者と絶縁するに十分なる金額を供託せんとの提供に基き拂渡差押の效力を緩和し又は分離するこ

とを得判事は債権者の利益を害することなくして善意の債務者の取引に於ける停頓又は重大なる障害を避くる爲めに必要な措置を執るべし
判事は當事者の辯明に依り債権が其の状態に於て確實ならずと認むるときは拂渡差押を解除することを得

急速審理判事(Juge en référé)の権限は裁判所が拂渡差押に關し起りたる訴訟を受理したる後と雖も之を行使することを得

第三百六十二條 拂渡差押が有效となりたるときは其の日附より以後は拂渡差押を受けたる金額(Sommes)又は金錢(Deniers)に付急速審理判事の許可を得ざる讓渡及同様なる一切の行爲を阻止す右日附以後の讓渡は總ての債権者に對し單純なる異議(simple opposition)たるに止る

第三百六十三條 拂渡差押は書記課の書留書狀に依り又は判事の指令したる執行吏に依り之を爲す
拂渡差押は其の命令を記載したる書面又は送達狀(exploit)の謄本を以て差押債務者に之を送達す其送達は職權を以て書面書狀に依り之を爲す

拂渡差押には第一債権者債務者及第三債務者の姓名住居第二拂渡差押の原因及之を爲す基本たる執行名義又は判事の命令第三拂渡差押を實行する金額第四債権者が差押債務者の所轄裁判所の管轄區域内に住居せざるときは同區域内に選定したる住所を明示すべし拂渡差押及配當の手續進行中に於ける送達は選定住所に於て有効に之を爲すことを得

第三百六十四條 拂渡差押事件の管轄判事は債務者の住所の判事とす然れども遲滯の爲め危害を生ずる虞ある場合には債権者の住所の判事又は第三債務者の住所の判事に於て拂渡差押の許可を與ふることを得同一の場合に於て拂渡差押は電信に依り之を爲すことを得但し其の拂渡差押は直に書留書狀又は送達狀を以て更に之を反復すべし

拂渡差押は債務者の住所を管轄する裁判所の書記課に於て特に備へたる帳簿に之を登記すべし債務者の住所を管轄する裁判所以外の他の裁判所の判事が拂渡差押の命令を爲したるときは其の裁判所の書記課は帳簿に登記せしむる爲め遲滯なく債務者の住所を管轄する裁判所の書記課に之を通知すべし

前項の帳簿には判事の命じたる緩和、分離又は其の他の處分をも記載すべし

第三百六十五條 債権者は遲滯に因り危害を生ずる虞ある場合を除くの外拂渡差押を爲すに先ち債務者が同一の金額又は價額に付未だ拂渡差押を受けざりしことを確むることを要す

第一の債権者が拂渡差押を爲したる後他の債権者より本人又は代理人に於て署名し且眞誠を言明したる申請書に判事をして債権の評價を爲さしむるに足る證書を添へて差出したるときは書記は之を特別の帳簿に登記したる上書留書狀を以て四十八時間内に差押債務者及第三債務者に之を通知すべし

第三百六十六條(現五七八修正) 第三債務者は自ら進で又は判事の要求に因り其の所持する動産及證券

の數量價額及種類を差押債務者の計算の爲め書記課に於て爲す申述を以て確言すべし
第三債務者は自ら進で又は判事の指定したる期間内に拂渡差押を受けたる金額を書記課に供託すべし此の場合に於て其の金額に付書記の爲すことを要する取扱方法は法規命令(règlement d'administration publique)を以て之を定む

拂渡差押が金額を目的とせざるときは判事は事宜に依り爲すべき供託に付裁判す

第三百六十七條 最も敏捷なる當事者の發議に因り執行主任判事は其の指定したる法廷に各當事者を招集す開廷は執行主任判事又は裁判長の選定したる受命判事之を主宰す

各當事者が拂渡差押を爲したる金額の配當に付一致するときは之が調書を作成し且直に配當明細書(Bordereaux de distribution)を交付す各當事者が一致せざるか又は其の中に懈怠者あるときは裁判所は拂渡差押の有効及解除並に第三債務者の確言したる申述に付裁判することを要す

第三百六十八條(現五七七修正) 第三債務者が出頭せず又は申述を爲さざるときは其の者の所持したるべき金額並に其の者の爲めに生じたる費用に付差押債權者に對し單純なる債務者と宣言せらるべし

第三債務者が悪意を以て不正確なる申述を爲したるときは十日以上一月以下の禁錮及十六フラン以上三千フラン以下の罰金又は兩刑の中の一のみに處することを得此の犯罪には刑法第四百六十三條を適用す

第三百六十九條(現五七九修正) 有効と認められたる各拂渡差押を満足せしむるに十分なる金額の存在するときは書記は裁判に依り確定したる債權の總額に付差押債權者に對する辨濟を確保す其の金額が不足なるときは判事は割合に依る配當(distribution par contribution)を爲す

拂渡差押が有効と認められたるときは金錢以外の差押物は執行主任判事の命令に因り之を賣却し其の代金を書記課に供託すべし

前項の場合に於ては第一項に於けるが如く代金の分配を爲すべし

第七章 執行差押 (Des saisies-exécution)

第一節 動産差押 (Saisie mobilière)

第三百七十條 執行債務者(débitéur poursuivi)が與へられたる期間満了して尙辨濟に因り債務を免れざる場合に於て先に保全差押ありたるときは其の保全差押は執行吏の調書に依り執行差押に轉化す此の調書○は日附を表示して保全差押の際作成したる財産目録(inventaire des biens)の末尾に記載し且之を債務者に送達すべし

先に保全差押なかりしときは前項に掲げたる期間満了の上債務者の財産の差押を實行すべし執行吏は此の差押に付保全差押の爲めに定めたる規則に従ふべし

第三百七十一條 執行吏に引渡されたる金銭を除くの外差押へたる動物及物件は債権者の承諾あるとき又は他の取扱方法が多分の費用を要すべきときは債務者の保管に委することを得差押へたる動物又は物件に付先に假差押ありたるときは照査 (recolement) の後之を保管者に委託することを得保管者は當事者の許諾を得るに非ざれば差押へたる動物又は物件を使用し又は之より利益を収むることを得ず此の禁止に違背するときは交替又は損害賠償を命ぜらるべし

第三百七十二條 差押へたる財産は照査の後債務者の利益に従ひ一括し又は分別して公の競賣 (enchères publiques) に依り之を賣却す

競賣に依る賣却は差押の日より起算し八日の期間満了の上之を爲す但し債権者及債務者が協議の上他の期間を定めたるとき又は執行主任判事の裁量に依り著き減價の危険を避くる爲め若は物件の價格と相應せざる保管費用を免るゝ爲めに期間の變更を必要とするときは此の限に在らず

第三百七十三條 (現六一七修正) 競賣は最近の公開市場又は最良の結果を生ずべしと認めらるる隨所に於て之を爲す競賣の時及場所は差押の輕重に比例したる公示方法に依り之を公衆に告知すべし

第三百七十四條 (現六二四修正) 賣却の目的物は最高價競賣申出人 (la plus offrant) に競落し即時拂に非ざれば之を交付せず

取得者が賣却條件に於て定めたる期間内又は其の定めなきときは競賣の終了前に目的物を引取らざるときは其の取得者の費用及危険に於て更に之を競賣に附すべし

無算競買人 (fol enchéri) は無算競買 (folle enchère) に因り其の申出價額と再賣却の價額との差額を負擔することを要す但し超過額を生ずるも之を請求するを得ず

第三百七十五條 成熟に近ける收穫物及果實は元物より分離する前に之を差押ふることを得差押調書には收穫物及果實を生ずる不動産を表示し且其の品質及概略なりとも其の多寡を記載すべし差押へたる收穫物及果實は若必要あらば保管者の監視の下に置くべし

賣却は收穫後に之を爲すべし但し執行主任判事に於て收穫前の賣却を有利と認めたるときは此の限に在らず

無資力債務者の爲めに財産管理人を選任したるときは本編第四章の規定に従ひ手續を爲すべし

第三百七十六條 同一の動産を目的とする先行の差押あるときは強制執行の權利を有する各債権者は財産管理人の選任を請求する爲め又は一般に其の利益を保護する爲め單に執行手續に参加することを得參加は判事に對する申立に依り之を爲す參加したる各債権者は書留書狀を以て賣却及配當の際之を呼出すべし

第三百七十七條 第二の差押の申立が第一の差押より廣大なるときは判事の取調に基き第二の差押を一の執行手續に併合す但し先に差押へたる目的物の賣却が既に公告を経たるときは此の限に在らず此の場合に於ては第二の差押の申立は第一の手續に於ける參加の效力を生ず且第二の債権者の差押は唯指示したる財産の殘餘にのみ及ぶものとす

第三百七十八條 第三者が差押動産の所有者なりと主張するときは必ず其の訴狀に所有權を證すべき證券書類又は其の他の證據を記載するを要す其の證據が判事の判定に従ひ取戻請求の理由あることを推測せしむべき性質のものなるときは賣却を中止すべし反對の場合に於ては判事の單純なる命令に依り賣却を續行すべし

取戻の請求は執行を爲したる地の裁判所に之を提出すべし此の請求は急速に之を裁判す控訴は判決の日より八日以内に非ざれば之を受理せず控訴は一ヶ月内に之を裁判すべし

第三百七十九條 動産差押事件に於ける他の一切の附帶請求は差押を爲したる地の裁判所に於て執行主任判事の報告に基き終審として急速に之を裁判すべし

第二節 不動産差押 (Saisie immobilière)

第三百八十條 不動産差押に先ち保全差押ありたる場合に債務者が與へられたる期間内に辨済に因り債務を免れざるときは此の保全差押は執行主任判事の命令に依り不動産差押に變化せしむることを得

前項の命令は配達證明附の書留書狀に依り直に之を債務者に送達すべし若郵便に依る送達が債務者に到達せざるときは判事は再送達を執行吏に命ずべし其の後は手續を進行すべし

送達書には債務者に争ある場合に於ては執行主任判事に其の旨を申出づべきこと及其の判事の居

所を示し且其の場合には適法なる代理人を選任すべきことを債務者に促すべし

第三百八十一條 前に保全差押あらざるときは支拂督促期間(délais du commandement)の満了の時不動産差押を爲すべし

不動産差押は保全差押事件に於けると同く之を爲すべし此の差押は前條に定めたる手續に従ひ判事の定めたる期間内に差押債務者に送達すべし

第三百八十二條 不動産差押又は之に先つ保全差押並に判事の命令は其の指定したる執行吏の取扱に依り差押に含まれたる各財産の所在地の抵當局(Bureau des hypothèques)に於て之を登記すべし其の登記には債務者に爲したる送達の日附を記入すべし

抵當保存吏(conservateurs des hypothèques)は交付せられたる書類に其の書類を受取りたる日及時を直に記入すべし

第三百八十三條 差押の保管者二重差押の禁止第一の差押より廣大なる第二の差押の場合に於ける手續の併合及債權者の参加に關する動産差押事件の規定は之を不動産差押に適用す

差押不動産が賃借又は小作の目的たるときは賃借人又は小作人は其の不動産の保管者に任ぜらるべし

賃貸借の成立有效又は期間が誠實に争はるときは執行主任判事は裁判上の係争物保管人(séquestre judiciaire)を選任することを得此の場合に於ては判事は係争物保管人の任務を定むべし

第三百八十四條 差押の時に懸生せる果實は所要の時期に競賣又は執行主任判事の許可を得たる他の方法に依り之を賣却することを得其の代金は之を書記課に寄託すべし
登記以後に採收したる天然及加工の果實又は之より生ずる代價は抵當の順位に依り不動産の代價と共に配當する爲め之を不動産に準ずべし

第三百八十五條(現六八三修正) 債務者は樹木の伐採及損壞を爲すことを得ず之に違ふときは損害賠償の責を免れず尙狀況に依り刑法第四百條及第四百三十四條に規定したる刑に處せらるべし小作人及賃借人に付ても其の權原に依り許されざる伐採に關し亦同じ

第三百八十六條 支拂督促以前の確定日附を有せざる賃貸借は債權者又は競落人の請求あるときは之を取消すことを得

支拂督促の日附より以後債務者は其の不動産を讓渡し又は之に物權を設定することを得ず

第三百八十七條 賃借料及小作料は抵當の順位に依り不動産の代價と共に配當する爲め差押の登記より以後は不動産に準ずべし賃借人及小作人に對しては書記課より配達證明附の單純なる書留書狀を以て爾後判事の命令に基き且其の命じたる方法に依るに非ざれば債務を履行すべからざることとを通告すべし

第三百八十八條 執行吏は判事の命令に因り地券並に執行申立の基本たる執行力ある證書の正本及び一切の訴訟書類を引渡さしめ之を書記課に差出すべし書記は競賣條件書(cahier des charges de la

vente)を作成すべし判事は之が爲めに短き期間を定むべし

第三百八十九條 競賣條件書が作成せらるゝや否や債務者差押債權者及登記したる債權者を書記の取扱に依り書留書狀を以て訟廷に招集し賣却の日を定むべし

前項の招集は更に判事の命令に因り一回又は數回之を新聞紙に掲載し最後の掲載は招集日より少くとも八日前に之を爲すべし

招集及通告に於ては利害關係人に對し失權の制裁を以て開廷より少くとも三日前に其の陳述意見及要求を執行主任判事に知らしむべきことを促すべし

新聞紙上の掲載に於ては法律上の抵當權者及其の代理人に對し失權の制裁を以て競落判決(Trise-ment d'adjudication)の登記前に其の抵當權を登記せしむべきことを通告すべし

差押は参加したる各債權者の承諾又は其の各債權者に對し爲したる判決に依るに非ざれば之を取消すことを得ず

然れども支拂督促及差押は差押の登記後三年を経過したるときは其の效力の發生を止む但し此時以前に差押の登記の欄外に適法に記入したる判決に於て更に三年を超過するを得ざる新期間を定め差押の效力を延長したるときは此の限に在らず

各債權者は共謀詐僞又は懈怠の場合に於て差押債權者をして自己を代位せしむることを得代位に付ての請求は参加の通常の方式に於て之を提出すべし

第三百九十條 賣却に付決定すべき開廷の爲めに指定したる期日に裁判所は執行主任判事の報告に基き陳述(*lives*)意見(*observations*)及要求(*reclamations*)に付裁判を爲す

前項の裁判は動産取戻に關するものを除くの外終審として之を爲す此場合に於ては控訴は裁判の日より十日内に之を提起することを得控訴の裁判は一月内に之を爲すべし

第一項の開廷に於て裁判所は賣却を其の公廷に於て爲すや公證人の面前に於て爲すやを決定し且賣却の日を指定す

裁判所は執行吏の用意に依り爲すべき公告を命ず

第三百九十一條(現七〇一修正) 執行費用は判事之を決定すべし其の數額は利害關係人が書記課に於て閲覧し得る執行記録に記入し且競落前之を公に告示すべし

第三百九十二條(現七〇三修正) 競落(*adjudication*)は裁判所に於て三十日を越へざる日に之を延期することを得此の場合に於ては新なる公告を命ずべし

第三百九十三條(現七〇五修正) 競賣(*enchère*)は當事者の有資格代理人(*mandataire qualifié*)の用意に依り公廷又は開放したる公證人役宅に於て之を爲すべし競賣の開始すると同時に各本約三十秒間燃へ續く様準備したる三本の蠟燭に順次點火すべし

競買人(*enchérisseur*)は其の競買申出が他の競買申出に依り糶上げられたるときは後者が無効と宣言せられたる場合と雖も拘束を免る

第三百九十四條(現七〇六) 競落は順次點火したる三本の蠟燭の燃へ盡きたる後に非ざれば之を爲すことを得ず

三燭火の燃へ續く間に競買申出なきときは差押債權者は最低競賣價格に於ける競落人と宣言せらるべし

三燭火中一燭火の燃へ續く間に競買申出あるときは他の二燭火が其の燃へ續く間に新なる競買申出なくして燃へ盡きたる後に非ざれば競落を爲すことを得ず

第三百九十五條(現七〇七修正) 競落人が競落に出現せざるときは最後の競買人の代理人は競落の日より三日内に競落人を申告すると同時に其の承認書を提出するか然らざれば申告書の原本に代理委任狀を添附して提出することを要す其の代理人が之を怠るときは其の者の名に於ける競落人と看做さるべし

第三百九十六條(現七〇八修正) 何人と雖も競落の翌日より八日以内に有資格代理人の擔當に依り増價競賣(*surenchère*)を爲すことを得但し増價額は競落の本價額の六分の一以上たるべし

第三百九十七條(現七〇九修正) 増價競賣は前條の代理人に依り差押ありたる地の裁判所書記課に於て之を爲すべし増價競賣は之を取消すことを得ず

増價競賣は判事の職權を以て指定すべき新期日の表示と共に書記課の用意に依り書留書狀を以て三日内に之を差押債權者差押債權者及競落人に通知すべし其の判事は新なる公告を命じ且書記課

の用意に依りて爲す其の施行を監督すべし
 指定の期日に於て新なる競賣を開始すべく何人と雖も之に加はることを得競買人出でざるときは
 増加競賣人(surenchérisseur)は競落人と宣言せらるべし無算競買(folle enchère)の場合に於ては増價競賣
 人は其の申出價額と賣却價格との差額を負担すべし(現七一〇)
 前項の増價競賣を経て第二の競落を生じたるときは同一財産に對する其の後の増價競賣は之を受
 理することを得ず
 賣却が公證人の面前に於て行はれたる場合に於ける増價競賣に關しては第九編第六章に規定した
 る手續に従ふ

第三百九十八條(現七二二修正) 裁判所職員債務者及明白なる無資力者の爲めにする競買申出は之を禁
 止す之に反する競買申出は無効とし且債權者又は他の利害關係人に對し損害賠償の責に任せしむ
 第三百九十九條(現七二二修正) 競落證書(acte d'adjudication)は書記又は受命公證人之を作成し競賣條件
 書競落人の姓名住居及競落價額を記載すべし受命公證人が競落證書を作成したる場合には其の認
 證したる競落證書の謄本を裁判所の原本の中に加ふべし

第四百條(現七二三修正) 競落證書は競落人が通常の執行費用の受領證と競落證書の交付前に實行する
 を要する競賣條件書の條件を履行したることの證據とを書記に提出するに非ざれば之を競落人に
 交付することを得ず受領證及證明書類は競落證書の原本に添附し置き且競落の後に之を謄寫すべ

し競落人が競落の日より二十日以内に其の證明を爲さざるときは後に規定する如き無算競賣の方法
 に依り強制せらるべし但し他の法律上の方法に依ることを妨げず

第四百一條(現七二六修正) 競落は書留書狀に依り之を債務者に告知すべし競落證書の要旨は書記課の
 用意に依り差押登記の餘白に之を記入すべし

第四百二條(現七二七ノ二) 競落は不動産に付債務者に屬する權利以外の權利を競落人に移轉せず

第四百三條(現七二七ノ二、三修正) 差押不動産の賣主が債務者より未だ賣買代金の支拂を受けざること
 を原因とする解除の請求は競落以前に裁判所の書記課に之を提出することを要す此の場合に於て
 は解除の請求に對する判決あるまで競落を中止すべし其の判決は請求より一月内に之を爲すこと
 を要し且終審たるべし

差押債權者は前項の訴訟に参加することを得賣買代金の支拂を受けざる賣主が有效なる時期に解
 除の請求を起さざるときは競落代金に付てのみ其の權利を行使することを得現七一七ノ四五六修正
 第四百四條 競落期日を定めたる開廷以前の原因に基く如何なる要求も其の開廷以後は之を受理す
 ることを得ず

前項に定めたる以外の他の要求は裁判所執行主任判事の報告に基き訴訟手續の方式に依らず終審
 として之を裁判す其の要求は何れの場合に於ても競落を遅延することを得ず

第四百五條(現七二七ノ七修正) 競落の判決を適法に登記したるときは總ての抵當權は消滅し各債權者

は賣却代金に付配當を受くる権利のみを有す

法定抵當權を有する債權者が競落の判決の登記以前に其の抵當權を登記せしめざるときは有効なる時期に配當を要求するに非ざれば賣却代金に付優先權を保有せず(現七二七ノ八修正)

第四百六條(現七三三) 競落人が競落の條款(Chause de l'adjudication)を履行せざるときは競落人の無算競賣に於て不動産を賣却すべし

第四百七條 無算競賣を要求する當事者は執行主任判事に對して其の申立を爲すべし執行主任判事は其の定むる短期間内に競落條款を履行すべきことを書留書狀を以て競落人に催告すべし期間満了して尙不履行の場合に於て執行主任判事は各當事者を裁判所に招集せしむ裁判所は執行主任判事の報告に基き遲滞無く裁判を爲し且新なる公告を爲したる上競落人の費用を以て其の者の無算競賣に於て不動産の再賣却を命ず競賣の日及最低價額も亦同一の判決に於て之を定む

第四百八條 無算競賣人が競落條件を履行したること及無算競賣の費用として裁判所長の定めたる金額を供託したることを證明したるときは競落手續を爲さざるものとす

第四百九條 無算競賣手續の附帶事件は執行主任判事の報告に基き手續に依らず急速に且終審として之を裁判す

第四百十條(現七四〇) 無算競賣人は其の競落價額と無算競賣に於ける再賣却の價額との差額を負擔するを要す而て剩餘額を生ずるも之を請求することを得ず剩餘額は各債權者に支拂ふ可し若各債

權者が債權の完済を得たるときは差押債務者に之を支拂ふ可し

第四百十一條(現七四二) 債權者に對する契約の不履行の場合に其の債權者が不動産差押の爲め規定したる手續に依らずして債務者の不動産を賣却する權利を有すべき特約は總て無効とす

第四百十二條 土地擔保貸付會社(Sociétés de crédit foncier)に關する千八百五十二年二月二十八日の勅令第三十二條及次條は之を廢止す

第八章 身體拘束 (De la contrainte par corps)

第四百十三條(現七八〇修正) 刑事裁判所に於て取訴を言渡されたる債務者に對し身體拘束を行はんとする債權者は判決を爲したる裁判所に近き執行主任判事に申立を爲し且同裁判所の所在地に住所を選定すべし

判事は書留書狀を以て其の面前に債務者を呼出すべし債務者が出頭せざるときは判事は一公吏を選定し之をして呼出狀に依り判事の指定したる日に出頭することを債務者に催告せしむべし

債務者が既に收監せられたるときは判事は訊問の爲め之を連出さしめ又は監獄に出張すべし

第四百十四條 債務者が判決を爲したる裁判所の管轄區域内に住居せざるときは判事は囑託に依り手續を爲すべし

第四百十五條 判事は債務の辨済を債務者に勸告すべし判事は有益なりと認むるときは債務者と對

審する爲め債権者又は其の代理人を呼出すことを得
債務者が債務を辨済せざるときは判事は拘留状(mandat de dépôt)を發す債務者が既に收監せられたるときは判事は其の令狀が債務者の拘禁せられたる原因の終了後直に效力を發生すべきことを明記すべし

判事は債権者が債務者の拘禁せられたる郡内に住居せざる時は其の郡内に住所を選定すべきことを債権者に勸告す其の住所の選定なきときは債権者に對する一切の送達又は呼出は拘禁地の裁判所の書記課に宛て有効に之を爲すことを得べく書記課は債権者の住所が知れたるときは直に書類を同所に廻送すべし

第四百十六條現七八二 債務者が正規の裁判所に證人として呼出され證人として訊問すべき裁判所の豫審判事又は所長が檢事の意見を求めたる上交付したる通行免狀(sauf-conduite)を所持するときは之を逮捕することを得ず

通行免狀には其の效力の存続期限を定むべし之に反するものは無効とす
通行免狀に依り債務者は出頭の爲に定められたる日並に往復に必要な時間中之を逮捕することを得ざるものとす

第四百十七條現七八六修正 債務者は其の拘禁中常に書面を以て執行主任判事に急速裁判を求むることを得執行主任判事は有益と認むるときは債権者を呼出したる後訴訟手續の方式に依らずして裁

判を爲す其の裁判に對しては送達の日より三日内に民事裁判所に控訴を爲すことを得債務者の放免を命ずる裁判は控訴に拘らず且保證を立てしめずして直に執行することを得

第四百十八條現七九二修正 債権者は拘留状に先ち債務者の一ヶ月間の食料を監獄の書記課に供託することを要す引續き拘禁の全繼續期間中亦同じ之を缺くときは判事は遲滞無く債務者の釋放を命ずべし

債務者が二人以上の債権者の申立に因り拘禁せられたるときは判事は食料に對する各債権者の分擔に付き裁判すべし現七九三ノ二修正

債務者が豫納したる食料の盡たる前に釋放せらるるときは判事は其の剩餘を供託債権者に返還すべきことを命ずべし監獄の會計官吏は命令に従て返還を爲すべし

第四百十九條現七九九修正 濫に拘禁を爲さしめ又は之を延長したる債権者は債務者に對し損害賠償の責に任すべし

第四百二十條現八〇〇修正 適法に收監せられたる債務者は左の場合に於ては判事の命令に因り直に釋放を受くべし

- 一 收監又は其の持續を請求したる債権者の承諾を證明したるとき
- 二 清算したる費用及供託したる食料の代價を包含して前號の債権者に支拂ふべき金額を辨済し又は監獄の書記課に供託したるとき

三 債権者が食料の供託を爲さざるとき
前項第三號の場合に於ては同一債権者に於て債務者が釋放を受くる爲めに要したる費用を償還し又は判事の指定したる場所に之を供託し且三月分の食料を監獄の書記課に供託するに非ざれば其の債権者の申立に因り再び債務者を拘禁することを得ず償還及供託は總て拘禁前に於て之を爲すことを要す(現八〇四修正)

第九章 金錢の配當 (Des distribution de deniers)

第四百二十一條 無資力なる債務者に財産管理人あるときは其の財産の讓與に因り又は和解契約の履行として債務者の爲す物品引渡に因り生じたる金錢の配當は執行主任判事の指揮の下に之を財産管理人に委任すべし
前項の配當は本編第四章の規定に依り補充修正したる破産に關する法律に定めたる原則に従ひ之を爲すべし

第四百二十二條 債務者に財産管理人なきときは配當は執行主任判事の指揮の下に書記の取扱に依り以下數條の規定に従ひ之を爲すべし
第四百二十三條(現六五六修正) 差押へられたる金錢の總額又は差押へられたる物件の賣却代金が明に知れたる各債権者に全部支拂ふ爲め不足なるときは各債権者は本人又は法律上資格ある代理人に

依り協議上の配當を試むる爲め執行主任判事の司會の下に債務者と會合することを要す

前項の集會には配達證明附書留書狀を以て各債権者を招集すべし集會は最も敏速なる當事者より判事に申立を提出したる日の翌日より三十日以内に之を開くことを要す

第四百二十四條(現六五七修正) 協議調はざる場合には最も敏捷なる當事者の申立に因り配當手續を開始す

配當手續は配當すべき金額の存在する地を管轄する民事始審裁判所に於て之を開始す此の金額は執行主任判事の命ずる所に従ひ書記課又は供託所(Caisse de dépôts et consignations)に之を供託すべし
第四百二十五條 配當手續の開始は法定の告示を掲載する爲めに指定したる一新聞紙に十日の間隔を以て爲したる二回の公告に依り之を公衆に知らしむべし

債権者は前項の公告後三十日の期間内に其證書を提出することを要す之に違ふときは失權を免れず

第四百二十六條 提出期間満了したるときは判事は提出したる證書を一覽したる上決定案(Projet de règlement)を作成し書留書狀を以て各債権者及債務者に對し之を査閱し事宜に依り書狀又は通知の受領日より起算し三十日の期間内に異議を申立つべきことを促すべし
提出債権者及債務者より前項の期間内に査閱及異議なきときは失權したるものと看做す(現六六四修正)

第四百二十七條現六六八修正) 異議の申立ありたるときは専ら執行主任判事の報告に基き且他の訴訟
手続上の方式に依らざる辯論に附す異議は民事始審裁判所に於て三十日間内に之を裁判す其の判
決に對しては故障を許さず控訴は判決の日より十日内に申立てされば之を受理せず且つ六十日
内に之を裁判することを要す

第四百二十八條 確定決定(règlement définitif)が既判力を生ずるときは十五日内に配當明細書(Ordonnance
de distribution)を利害關係人に交付す

配當明細書は判事之に檢印し供託資金を保管する供託所に於て支拂を爲す
配當費用は常に配當すべき金額より第一位に先取控除す

第八編 雜訴訟手續 (procédure diverses)

第一章 緊急訴訟手續 (Des procédures d'urgence)

第一節 催告及檢證 (Des sommations et consats)

第四百二十九條 現在又は將來の訴訟の爲め催告を爲し若は檢證を爲す資格を有する吏員の部別名
簿は法規命令に依り之を作成すべし

第四百三十條 治安判事は關係當事者の申立に因り遲滯なく且訴訟手續上の方式に依らず催告に任
ずべき吏員を指命す

催告に任ずる吏員は治安判事の決定に従ひ本法第八十四條に規定したる方法の一に依り關係人に
之を告知す

第四百三十一條 治安判事は申立に因り相當とするときは檢證に任ずる吏員を指命す

檢證に任ずる吏員は請求を受けたる證明の手續を爲すべき日時を將來の被告に通知す
然れども檢證に任ずる吏員は判事の特別の許可を得て豫告を爲さずして檢證の手續を爲すことを
得

檢證に任ずる吏員は將來の被告又は其の代理人の陳述及意見を檢證調書に簡略に記載すべし

原告は將來の被告に豫め檢證調書の謄本を送達せしむることなくして裁判所に於て檢證調書を利
用することを得ず

第四百三十二條 請求ありたる檢證に付技術者の助力を要するときは治安判事に於て若又將來の訴
訟が民事裁判所又は商事裁判所の管轄に屬するときは其の裁判所の長に於て其の指命したる吏員
に鑑定人を附随せしむべし

第二節 急速審理 (Des référés)

第四百三十三條(現八〇六修正) 判決及執行名義の執行に關する紛争は執行主任判事之を解決すべし
第四百三十四條 總ての緊急なる場合又は係争物供託(mise sous séquestre)其の他の保全處分を命ずる場合に於て民事裁判所又は商事裁判所の長若は其代權者(dévolutaire)は各其の管轄に屬する訴訟に付急速審理に依り裁判す

訴訟が繫屬せるときは緊急なる假處分は受訴裁判所の長之を命ずべし

第四百三十五條 専ら保全の處分に關するときは及遲滯の爲め危害を生ずるときは裁判所の長は急速審理に依る條件を以て簡單なる訴(simple requête)に付保證を立てしめ又は立てしめずして直に裁判することを得

他の場合に於ても原告の提出したる訴に付必要に應じ電信を以て被告を裁判所長の指定したる日時及場所に呼出すことを得此の呼出には同時に訴訟の性質を開示し且原告より差出したる訴狀の副本を書記課より交付を受け得る旨を通知すべし若電信を以て呼出を爲さざるときは普通の訴訟手續に於けると同く訴狀の副本を被告に交付すべし

急速審理判事(juge des référés)は其の住所に於て且日曜日及祝日に於ても裁判を爲すことを得(現八〇八修正)

第四百三十六條 急速審理判事は未だ提起せざる訴訟に關しても證人の訊問又は總ての檢査(vérifications)の如き緊急を理由とする一切の審理處分を命ずることを得

急速審理に基く命令は假の裁判たるに止り且本案に關し裁判すべき事項に亘ることなし(現八〇九ノ一修正)

然れども急速審理判事は當事者の合意に因る中立あるときは本案に關し裁判することを得其の裁判に對しては係争利益が民事裁判所の終審として管轄する定額を超過するときは控訴院に控訴を申立つることを得
訴訟に至るべき紛争の存在する二人以上の者が共同一致して請求する場合には急速審理判事は將來の訴訟の解決に必要な一切の審理處分を命ずることを得其の審理處分は本案判事之を尊重すべし

急速審理に基く命令は判事より別段の宣言なき限り保證を立てずして之を執行することを得
急速審理に基く命令に對しては故障を申立つることを得ず(現八〇九ノ二)

法律が控訴を許す場合に於て其の控訴は命令の送達より八日内に之を提起することを要す(現八〇九ノ三修正)

控訴は至急に之を裁判すべし(現八〇九ノ四修正)
絶對に必要な場合に於ては判事は其の命令の執行を即時に命ずることを得(現八一)

急速審理判事は場合に從ひ訴訟費用に關し裁判することを得

第一章 辨済の提供及供託 (Des offres de paiement et de la consignation)

第四百三十七條 辨済の提供に付ては催告に付定めたる規則に従ひ手續を爲すべし

第四百三十八條(現八一三) 辨済の提供調書には提供の目的物を他物と差代へ得ざる如く明記すべし

目的物が數種類(espèces)あるときは其の計數及品質を記載すべし

第四百三十九條(現八一三) 辨済提供調書には債権者の答辯拒絶又は受諾を記載し債権者をして署名

せしむべし署名を拒みたるときは其の旨を記載すべし

債権者が提供を拒絶したるときは供託を行ふべき場所及日時を指示して之に立會ふべきことを債

権者に勧誘したる旨を調書に記載す可し

第四百四十條 供託は民法第千二百五十九條に従ひ且債権者の住所を管轄する民事裁判所の書記課

に之を爲すべし書記課に供託し難きときは急速審理判事は物件を供託すべき場所を指定す(現八一

四修正)

第四百四十一條(現八一五修正) 債務者が債務を免るゝ爲めには判事に於て供託を許可し又は有効とす

ることを必要とせず

當事者の双方又は一方が供託の有効又は無効の裁判を請求するを有益と認むるときは急速審理判

事に訴ふべし

判事は問題が著き困難を呈するものと思料するときは其の審査を裁判所に移送すべし

第四百四十二條(現八一六) 利息は供託の日より其の支拂を要せず

爾餘は本法の規定に反せざる限り民法の規定する所に依る(現八一八)

第四百四十三條 債務者は千フランを超へざる金額の現實の提供の爲め郵便小切手(chèque postal)又

は住所拂の郵便爲替(mandat postal payable à domicile)の方法を用ゆることを得此等の書類には催告

の爲めに必要な記載を爲すべし答辯書は提供の時に郵便配達人に之を交付し又は四十八時間内

に配達郵便局に之を交付すべし債権者が提供を拒絶したる場合には八日以内に郵便配達人より書記

課に供託を爲すべし債権者には事宜に依り四十八時間内に郵便を以て債権者の答辯及供託を通知

すべし

第三章 擔保差押及他地の債務者に對する拂渡差押

(Des saisies-gageries et des saisies-arêts sur débiteur forains)

第四百四十四條 農業用の家屋又は財産の所有者及轉貸人(principaux locataires)は賃貸借證書の有無を

問はず期限に到りたる家賃又は小作料の爲めに支拂督促を送達したる翌日判事の許可無くして農業用の家屋又は建築物の中又は土地の上に在る動産又は果實に對し擔保差押を爲すことを得
所有者及轉貸人は亦始審裁判所長に申立て其の許可を得て即時に前項の差押を爲すことを得
所有者及轉貸人は亦家屋又は小作地に備付けたる動産を其の承諾なくして賃貸人又は轉借人が移轉したるときは之を差押ふることを得所有者又は轉貸人が民法第二二二條に依り取戻請求を爲したるときは其の動産の上に先取特權を保有す

第四百四十五條(現八二〇) 轉貸人又は轉小作人が其の占有する場所に備付けたる動産及其の轉借したる土地の果實は賃借人又は小作人が支拂ふべき賃借料又は小作料の爲め家屋又は土地の所有者に於て擔保差押を爲すことを得然れども轉借人又は轉小作人が正しく轉借料を支拂ひたることを證明したるときは差押の解除を得べし但し轉借料の前拂を以て對抗することを得す
第四百四十六條(現八二二修正) 前二條の擔保差押(*saisie-gagerie*)は執行差押(*saisie-exécution*)と同一の手續に依り之を爲すべし差押債務者は差押物件の保管者と爲ることを得
第四百四十七條(現八二二) 債權者は債權證書なきときと雖も豫め支拂督促を發せず唯始審裁判所長若は治安判事の許可を得て債權者の住居せる市町村内に存在し他地に居住する債務者に屬する動産を差押ふることを得
第四百四十八條(現八二三) 差押債權者は動産が其の手中に在るときは自ら其の保管者と爲るべく然

らざるときは別に保管者を設くべし

第四百四十九條 本章に規定したる差押に付ては最も敏速なる當事者の申出に因り執行主任判事は各當事者を呼出すべし同判事は事宜に依り和解調書を作成し又争なき場合には賣却を命じ且其の場所及日時を定むべし
争ある場合には執行主任判事は事件を審理したる上其の報告に基き裁判を爲すべき裁判所に當事者を移送すべし

本章に規定するものゝ外は執行差押及賣却並に金錢の配當に關する前編の規定に従ふべし

第四章 動産取戻差押 (De la saisie-revendication)

第四百五十條(現八二六修正) 動産取戻差押は紛争の場合に於ては急速審理に依る條件を以て與へられたる判事の許可なくしては之を爲すことを得ず

差押ふべき動産は申立書に簡略に之を表示すべし(現八二七)

取戻を爲さんとする動産を占有する者が差押を拒むときは差押を中止し紛争を急速審理判事の面前に提出すべし但し執行吏は急速審理判事の裁判ある迄門戸に監守者を置くことを得(現八二九修正)

第四百五十一條(現八三〇) 動産取戻差押は執行差押と同一の手續に依り之を爲すべし差押債務者は

差押物件の保管者と爲ることを得
動産取戻差押の有効宣言を請求する訴は差押を受けたる者の住所地の裁判所に之を提起すべし然
れども差押が既に繫屬したる訴訟に牽連するときは有効宣言を請求する訴は其の訴訟に併合する
ことを要す(現八三一)

第五章 任意讓渡に對する増價競賣 (De la
surenchère sur alienation volontaire)

第四百五十二條 任意讓渡に對する増價競賣の準則及効力は以下數條の變更を除く外不動産差押に
對する増價競賣の準則及効力と同じ

第四百五十三條(現八三二修正) 民法第二百八十三條及第二百八十五條に規定したる送達及請求は
配達證明附書留郵便封書に依り之を爲し其の封書は書記課の取扱に依り之を發送すべし書類には
書記課印を押捺し且請求者又は其の代理人之に署名すべし利害關係人は保證人の受諾並に競落の
爲め同一方法に依り之を裁判所に呼出すべし

保證人が拒否せられたるときは増價競賣を無効と宣言し且取得者をして讓受不動産を依然保有せ
しむべし但し他の債權者より別に増價競賣を請求したる場合は此の限に在らず

第四百五十四條(現八三三) 増價競賣を前條の規定に依る呼出と共に告知したるときは登記したる各債

權者は増加競賣人又は新所有者が増價競賣申立の日より一月内に事件を完結することに努力せざ
るか又は増加競賣の進行中増加競賣人に共謀詐偽又は懈怠あるに於ては増加競賣人に代位する權
利を有す

代位は參加の通常的方式に依り之を請求すべし

代位は増加競賣人の危險に於て之を爲し其の立てたる保證人は依然保證義務を負擔するものとす

第四百五十五條 競賣に關する公告及呼出は不動産差押に關するものと同く之を爲すべし

第四百五十六條 増加競賣人は増價競賣に於ける代位の場合に於ても競落の爲め定めたる期日に他
の増價競賣人が出現せざるときは競落人と宣言せらるべし

無算競賣の場合に於ては不動産差押に關する無算競賣と同く手續及裁判を爲すべし

第四百五十七條 闕席裁判に對しては故障を許さず訴訟の進行中に爲したる判決は競落決定(ven-
tence d'adjudication)と同時に非されば控訴に依り不服を申立つることを得ず

第六章 證書の謄本又は寫書の交付及更正 (Des

voies à prendre pour avoir expédition ou
copie d'un acte ou pour le réformer)

第四百五十八條(現八三九修正) 公證人は其の所持する證書の謄本又は寫書を關係當事者本人、相續人又は承繼人に交付する義務を負ふ拒絶の場合に於ては公證人は急速審理判事の裁判に依り處罰せらる其の裁判には謄本又は寫書を交付すべき期間を指示し且相當とするときは損害賠償を命ず但し懲戒罰を科することを妨げず

第四百五十九條(現八四一修正) 證書が未だ登録を経ず又は不完全に止るときは關係當事者は急速審理に依る條件を以て爲す民事裁判所長の許可を得るに非ざれば其の謄本を受くることを得ず

第四百六十條(現八四四) 當事者が證書の原本より再度の太書正本(Reproduction)の交付を求め又は差出したる太書正本に基き副本の形式に依り再度の太書正本の交付を求めんとするときは始審裁判所長に申請書を提出すべし再度交付の命令ありたるときは當事者は之に指定したる日時に再度の太書正本の交付を爲さんことを公證人に催告し且其の交付に立會ふべきことを利害關係人に催告すべし再度の太書正本の末尾には再度交付の命令を附記し並に債權の一部に付辨濟又は讓渡ありたるときは債權者が執行し得べき残額を附記すべし

第四百六十一條 前條の催告は郵便に依り之を爲すことを得

第四百六十二條(現八四五) 再度の交付に關し争あるときは當事者は急速審理に依る裁判を求むべし

第四百六十三條(現八四六修正) 正當の利益を證明したる者が自己及前主の關係せざりし公證人の許に保管せる證書の謄本を得又は之を閱覽し若は謄寫せんとするときは民事裁判所長に其の申請を爲

すべし民事裁判所長は急速審理に依り理由を附したる命令(Ordnance)を以て之を裁判すべし

第四百六十四條(現八五三) 裁判所書記及公簿の保管者は其の謄本、寫書又は抄本を裁判所の命令に依らず手數料を負擔せしめて請求者に交付すべし交付を拒絶するときは費用の負擔及損害賠償の責を免れず

第四百六十五條(現八五四) 判決の執行力ある正本は判決を爲したる裁判所の長の命令に依らざれば同一當事者に再度之を交付することを得ず
再度の交付に付ては公證人の作成したる證書の太書正本の再度の交付に關し規定したる手續に従ふべし

第四百六十六條(現八五二) 但書追加證書の原本の費用及前拂金を保管者に支拂ふべきときは其の保管者は謄本の費用の外原本の費用及前拂金の支拂あるまで謄本の交付を拒むことを得但請求者が訴訟上の救助を受けたる場合は此の限に在らず

第四百六十七條 訴訟又は權利行使の爲めに記録を取調べ又は公の寄託物に就き搜索を爲す必要あるときは急速審理判事は利害關係人の請求に因り公吏又は資格ある鑑定人を命ずべし
急速審理判事は事宜に依り鑑定之法則に従ひ爲すべき作業の際呼出すことを要する利害關係人を指名すべし

鑑定書には保管者が原本と符合することを證明したる一切の有益なる書類の寫書を添附すべし保管者が其の證明を拒みたる場合に於ては鑑定人に於て之を證明すべし

第四百六十八條(現八五五修正) 身分證書の訂正を求めんとする者は始審裁判所の長に其の申請を爲すべし始審裁判所の長は命令に依り之を裁判し又は事件を裁判所に移送すべし

命令の原本は之を書記課に寄託すべし

始審裁判所長が事件を裁判所に移送したるときは裁判所は報告に基き且検事の意見を聴きたる上之を裁判すべし裁判所は適當と認むるときは利害關係人を呼出し及豫め親族會の招集を命ずべし(現八五六)

第四百六十九條(現八五八修正) 訂正の申請人以外に他の當事者なく且申請人に於て命令又は判決に對し不服を申立つべきものと思料するときは申請人は裁判の言渡より二月内に控訴狀を控訴院長に提出して控訴を申立つることを得控訴院に於ては期日を指定し評議部に於て検事の意見を聴きたる上裁判を爲すべし

第四百七十條(現八五七) 訂正の裁判ありたる場合に於ても身分證書面には何等の訂正又は變更を加ふることを得ず然れども訂正の命令又は判決の主文は其の送達を受けたる身分取扱吏に於て直に之を身分登記簿に登記し且更正に係る身分證書の餘白に其の登記を記入すべし爾後身分證書は命ぜられたる訂正を附記することなくして之を交付することを得ず之に違反して身分證書を交付したる身分登記簿の保管者は損害賠償の責を免れず

第四百七十一條 身分登記簿に登記を命ぜられたる命令又は判決の主文には事件の當事者の洗禮名

及姓名並に餘白に登記を記入すべき身分證書の箇所及日附を表示すべし

前項の登記は裁判の主文のみを目的とす其の主張事實及理由は當事者の爲め身分取扱吏に送達し又は検事より通知することを要せず

第七章 妻に對する許可 (Autorisation de la femme mariée)

第四百七十二條(現八六一) 妻が其の權利を實行する爲め提起する訴訟に付夫の許可を得んとするときは本人又は資格ある代理人に依り配偶者の住所地を管轄する民事裁判所に申請狀を提出すべし夫に對しては先づ三日内に裁判所に自身出頭すべきことを促すべし其の呼出狀は郵便に依り且書記課の取扱に依り之を送附すべし夫が出頭せざるとき及呼出狀が夫に到達せざるが如き徴候あるときは裁判所は公吏に依り呼出すべきことを命ずべし

當事者の一方が自身出頭すること能はざるときは裁判所をして其の辯解を納得せしむることを要す然るときは資格ある代理人をして自己を代理せしむることを得當事者は適法に承認せられたる辯護人(défendeur)をして常に自己を補助せしむることを得

第四百七十三條(現八六二) 裁判所は夫を審訊す可し夫が出頭せざるときは報告に基き且検事の意見を求めたる上裁判を爲す可し

第四百七十四條(現八六三) 夫が失踪の推定を受けたる場合又は失踪の宣告を受けたるときは夫の呼出を爲さず單純なる申請に基き前條に規定する如く裁判を爲すべし
第四百七十五條 夫の禁治産の場合に於ては夫を呼出さず裁判所は親族會の意見を徴することを得然れども妻が禁治産者たる夫の後見人に非ざるときは後見人を呼出すべし妻は申請書に禁治産宣告の裁判を添附す可し

第八章 夫婦財産の分離 (De séparation de biens)

第四百七十六條(現八六六修正) 裁判所書記は公衆の縦覽に供し且字母順の目錄を備へたる帳簿に夫婦財産分離の申請書の抄本を遅滞なく登記すべし其の抄本には左の事項を記載すべし

- 一 申請の年月日
- 二 夫婦の姓名洗禮名職業及住居
- 三 申請人たる妻の選任したる裁判上代理人の姓名

裁判所書記は前項の登記を三日内に商事裁判所書記に告知す可し同書記は其の保管する同様の帳簿に之を轉記し且加除自在票を以て商業登記簿に假に登記し其加除自在票は申請却下の場合に之を除去す可し(現八六七修正)
各登記は管轄書記之を認證し且署名す可し

第四百七十七條(現八六八ノ七) 前條の抄本は妻の請求に因り裁判所々在地に於て印刷する新聞紙の一に掲載すべし其の新聞紙なきときは同縣内に於て發行する新聞紙の一に掲載す可し
第四百七十八條(現八六九) 夫婦財産分離の申請に付ては前二條に規定したる手續を遵守したる後一月を経過するに非ざれば保全行爲を除くの外判決を言渡すことを得ず其の手續を遵守せずして言渡したる判決は無効とし夫又は其の債権者より之を對抗することを得

第四百七十九條(現八七〇) 夫の自白は債権者無きときと雖も之を證據と爲すことを得ず
第四百八十條(現八七一修正) 夫の債権者は確定判決に至る迄書記課に於て訴訟記録及證據書類を閱覽することを得夫の債権者は其の権利の保全の爲め訴訟に参加することを得
第四百八十一條(現八七二修正) 夫婦財産分離の判決の抄本には日附裁判を爲したる裁判所の表示夫婦の姓名職業及住居並に判決の主文を記載し之を其の日附より十五日内第四百七十六條に規定したる帳簿に登記すべし

民事裁判所の書記は八日以内に抄本の全文を同郡内に在る商事裁判所の書記に送附す可し
尙夫婦の一方が商人なるときは千九百十九年三月十八日の法律第五條に従ひ判決を商業登記簿に登記す可し
申請却下の判決は同く商事裁判所の書記に之を告知す可し
妻は前記の十五日の期間の滿了後に非ざれば判決を執行することを得ず

民法第四百四十五條第一項の規定は之を廢止す
 第四百八十二條現八七三 前數條の手續が遵守せられたるときは夫の債權者は夫婦財産分離の判決に對し其の日附の翌日より三十日の期間満了後は第三者異議の訴を提起することを得ず
 第四百八十三條現八七四 夫婦共通財産に對する妻の拋棄は夫婦財産分離の申請を受理したる書記課に之を爲す可し

第九章 夫婦別居及離婚 (De la séparation de corps et du divorce)

第四百八十四條 離婚及夫婦別居の訴訟手續に關する民法の規定は之を廢止し以下の規定を以て之に代ふ

第一節 離婚の訴訟手續 (De la procédure du divorce)

第四百八十五條 離婚の請求を起さんとする夫婦は本人又は裁判上代理人に依り管轄裁判所の長又は判事に訴狀を提出すべし
 刑罰の宣告に因り生ずる法定禁治産の場合に於ては離婚を目的とする訴は禁治産者の要求又は承諾あるに非ざれば後見人より之を提起することを得ず

裁判上の禁治産者の後見人は親族會の承諾を以て離婚の訴を提起し及訴訟を遂行することを得
 第四百八十六條 判事は訴狀の末尾に當事者は判事の指定したる日時に其の面前に出頭すべき旨の命令を記入す

當事者の呼出は通常的方式に依る被告に宛てたる呼出狀には訴狀及命令の副本を添附すべし
 第四百八十七條 判事は呼出を許可する命令に於て原告たる妻に假居所を指定して夫婦の別居を許すことを得

第四百八十八條 呼出狀は判事の命じたる吏員に依り少くも三日前に之を交付すべし此の期間は距離に従ひ之を伸長す

第四百八十九條 指定の期日に判事は當事者双方本人を訊問すべし當事者の一方が判事の許に來ること能はざるときは判事は和解を試むべき場所を定め或は被告を訊問する爲めに囑託を爲す和解不調又は闕席の場合に於ては判事は命令を以て和解不調又は闕席を明確にし且裁判所に起訴することを原告に許可す

判事は事宜に依り原告たる夫婦の一方の居所子の假監護及特有動産の引渡に付更に裁判を爲す判事は亦事宜に依り養料の請求に付裁判する權能を有す
 前項の命令は假に之を執行することを得其の命令に對しては急速審理に依る命令に付規定したる期間内に控訴を申立つることを得

第一項の命令あるときは妻は其の権利を保全する爲め總ての訴訟手續を爲し並に訴訟及之に連続する行動の終局に至る迄裁判所に出廷することを許さる

裁判所が訴を受理したるときは判事の命じたる假處分は訴訟の進行中裁判所の判決を以て之を變更し又は補充することを得但し判事は訴訟の如何なる程度に在るを問はず妻の居所に關し急速審理を以て裁判を爲す権利を失はず

判事は事情に従ひ裁判所に訴ふることを原告に許可するに先ち二十日を超へざる猶豫期間内に當事者を呼出すことを得但し必要なる假處分を命ずることを妨げず

離婚訴訟の原告たる夫婦の一方は裁判長の命令を以て與へられたる相手方呼出の許可を其の命令の日より二十日の期間内に利用することを要す

原告たる夫婦の一方が呼出の許可を前項の期間内に利用せざるときは其の者の利益に於て命ぜられたる假處分は當然停止すべし

第四百九十條 訴訟は檢事の意見を聽き通常の手續に於て之を審理判決すべし

原告は訴訟の如何なる程度に在るを問はず離婚の請求を夫婦別居の請求に變更することを得

離婚訴訟に於ける反訴請求は單純なる申立書を以て之を提起することを得

裁判所は傍聽禁止を命ずることを得

離婚訴訟に於ける辯論の出版物に依る再録は之を禁止す違反する者は千八百八十一年七月三十日

の法律第三十九條を以て規定したる百フラン以上二千フラン以下の罰金に處す

第四百九十一條 裁判所は關係當事者の一方又は親族會員の一人若は檢事の請求に因り或は職權を以て子の利益の爲め必要と認むる一切の假處分を命ずることを得

裁判所は亦訴訟繼續中の扶養料に關する請求裁判所より假に給與する食料及總ての他の緊急處分に付裁判を爲す

第四百九十二條 妻は要求を受くる都度指定の家屋に於ける居住を證明する義務あり此の證明を爲さざるときは夫は養料を拒絶することを得若又妻が離婚の原告なるときは夫は妻の訴訟續行を許さざる旨の宣言を求むることを得

第四百九十三條 夫婦の一方又は他方は最初の命令ありたる後は急速審理に依る條件の下に與へられたる判事の許可に基き其の權利確保の爲めに保全處分を執り殊に夫婦共通財産の上に封印の貼附を請求することを得

妻は夫と財産を共通せざる場合に於ても夫が管理し又は収益する妻の財産に付ての權利保全の爲め前項に定めたと同一の權利を有す

封印は最も敏速なる當事者の請求に因り之を開封す物品及價額は目錄を作成し及評價す物品を占有する夫婦の一方は別段の定なき限り裁判上の保管者と爲る

第四百九十四條 民法第二百三十五條に規定したる命令の日附より以後に共通財産の負擔に於て夫

の約定したる債務及共通財産に屬する不動産に付夫の爲したる讓渡は妻の權利を犯して約定し又は爲したるときは無効と宣言せらるべし

第四百九十五條 離婚の訴は其の請求に於て主張したる事實以後又は其の請求以後に偶成したる夫婦の和諧(reconciliation)に因り消滅す

前項に規定したる何れの場合に於ても原告は其の訴に付不受理を宣告せらる然れども原告は和諧以後に偶發し又は發覺したる原因の爲め新訴を提起し及其の新請求を支持する爲め舊原因を援用することを得

離婚の訴は離婚を言渡したる判決が確定する以前に偶發したる夫婦の一方の死亡に因り亦消滅す離婚を言渡したる判決の確定以前に偶發したる夫婦一方の死亡に拘らず其の判決が登記せられたるときは登記を爲したる地の裁判所は檢事の請求に因り其の登記の取消(annulation)並に民法第九十四條及第七十一條の規定に依り婚姻證書の餘白又は婚姻證書の登記の餘白に爲したる記載の取消を言渡すことを要す

第四百九十六條 離婚の訴訟手續は民事裁判所に於ける通常訴訟手續に同じ
未成年の卑屬以外の親族及夫婦の雇人は之を證人として訊問することを得

第四百九十七條 離婚の請求を民法第二百三十二條に規定したる以外の原因の爲めに提起したるときは裁判所は此の請求が證明せられたるときと雖も直に離婚を言渡さざることを得

前項の場合に於て裁判所は十月を超へざる期間内別離居住及假處分を維持し又は之を命ずべし裁判所の定めたる期間經過後に於ても夫婦が和諧せざるときは夫婦は孰れも離婚の言渡を得る爲め訴訟を續行することを得

第四百九十八條 呼出狀が被告本人に交付せられざるとき及被告が闕席するときは裁判所は本案に關する判決を言渡すに先ち其の指定する新聞紙に被告に對する請求を被告に知らしむべき告示の掲載を命ずることを得

判決書が本人に送達せられざるときは裁判長は單純なる申立に因り其の指定する新聞紙に抄本を以てする判決の公示を命ず

故障(opposition)は送達を本人に爲したるときは送達の日より一月間之を受理し反對の場合には最後の公示の翌日より三月間之を受理す

第四百九十九條 對席判決に對する控訴は通常の控訴期間中之を受理す
闕席判決に關しては控訴期間は故障が受理せられざるに至りし日より進行を始む

控訴の場合に於ては訴訟は通常 of 訟廷に於て緊急事件として之を審理す
反訴請求は新なる請求と看做さるゝことなく控訴に於ても之を起すことを得

上告期間は對席判決に對しては之を當事者に送達したる日より闕席判決に對しては故障が受理せられざるに至りし日より進行す

上訴は離婚事件及夫婦別居事件に於て執行停止の效力を有す

第五百條 離婚を言渡す判決に付ては同意(acquiescement)を許さず但し其の判決が夫婦別居の判決を之に變更したるものなるときは此の限に在らず

第五百一條 離婚判決の抄本は夫婦財産分離の公告の爲め民事裁判所及商事裁判所の書記課に保管する帳簿に之を登記すべし

前項の抄本は裁判所の所在地に於て發行する新聞紙の一に之を掲載すべし其の新聞紙なきときは同縣内に於て發行する新聞紙の一に之を掲載すべし

第五百二條 離婚判決の主文は婚姻舉行地の身分登記簿に之を登記すべし

前項の判決は民法第四十九條に従ひ婚姻證書の餘白に之を記載すべし
婚姻が外國に於て舉行せられたるときは登記は夫婦が最後に住所を有したる地の身分登記簿に之を爲し記載は佛國に於て登記したる婚姻證書の餘白に之を爲すべし

第五百三條 登記は離婚の訴に勝訴したる當事者の名義を以て且其の代理人の申請に因り之を爲す此の申請を懈怠するときは代理人を百フランの罰金に處す
離婚判決は確定したる日より十五日の期間内に管轄身分取扱吏に其の帳簿に登記せしむる爲め之を送達す此の送達には故障及控訴なきことの證明書を添附し第二審判決に在りては上告なきことの證明書を添附することを要す

離婚を言渡したる第二審判決に對し提起したる上告を棄却したる場合には大審院の書記は上告判決の言渡より一月内に離婚を言渡したる確定判決を獲たる當事者の代訟人に其の上告判決の抄本を送付することを要す此の場合に於ては登記の申請に付定めたる期間は代訟人が棄却の判決の抄本を受領したる日より進行す

登記は申請の日より起算し休日を除き五日の期間内に身分取扱吏の取扱に依り之を爲すべし之を怠るときは民法第五十條に定めたる刑に處せらるべし

離婚を獲たる當事者の代訟人が十五日の期間内に判決抄本の送達を爲さざるときは他の當事者は其の送達を爲し且登記を申請する権利を有す
確定したる離婚判決は夫婦の財産に關する事項に付夫婦間に在りては請求の日に溯りて效力を生ず然れども其の判決は第三者に對しては登記の日より始めて其の效力を生ず
第五百四條 離婚を言渡したる判決の主文には民法第二百三十六條に規定したる命令(ordonnance)の日附を表示することを要す

第二節 夫婦別居 (De la séparation de corps)

第五百五條 離婚の請求を爲すべき原因ある場合に於ても夫婦は自由に夫婦別居の請求を起すことを得

夫が夫婦別居の訴訟の進行中又は夫婦別居の言渡ありたる後死亡したるときは寡婦は民事訴訟法第八百七十八條に規定したる命令ありたる後三百日を経過したる時より再婚を爲すことを得
第五百六條 夫婦別居の請求の訴訟手続は離婚の請求の訴訟手続に同じ判決は身分登記簿に之を登記せず

夫婦別居は夫婦間の相互の承諾に依り之を爲すことを得ず

夫婦別居又は離婚を目的とする反訴請求は單純なる申立書に依り之を爲すことを得

第五百七條 夫婦別居が二年間繼續するときは夫婦の一方より爲す請求に因り判決を當然離婚の判決に變更すべし

夫婦別居の請求に關する訴訟費用は夫婦別居の判決を夫婦の一方に反對して言渡したるときは原告たりと雖も全額を其の者の負擔とし夫婦相互の非行に因り其の双方に反對して言渡したるときは夫婦の平分負擔とす

別居を獲たる夫婦の一方に扶助料を許與したる夫婦別居の判決の條項は如何なる場合に於ても其の效力を保存す

夫婦別居の請求は第一審に於ても控訴審に於ても合議室に於て之を辯論すべし
裁判は公開法廷に於て之を爲すべし

第五百八條 夫婦別居を言渡す判決又は其の後の判決は妻に其の夫の姓名を稱するを禁じ又は之を

稱せざるを許すことを得

夫が其の姓名に妻の姓名を附加したる場合には妻も亦夫に之を稱するを禁ずることを請求することを得

夫婦別居は常に財産の分離を伴ふ

夫婦別居は妻をして其の夫又は裁判所の許可に依頼する必要なからしめ民事上の能力の完全なる行使を妻に回復する效力を生ず

夫婦別居が夫婦の和諧に因り止みたるときは妻の能力は將來に向て變更せられ且民法第四百四十九條の規定に依り支配せらるべし

妻の能力の變更は共同生活の復舊を公證人の面前に於て作成したる證書の原本を以て證明し且其の抄本に付左の手續を爲すに非ざれば第三者に對抗することを得ず

第一 公正證書の抄本を民法第四百四十五條に定めたる方式に依り揭示すること

第二 公正證書の抄本を婚姻證書の餘白及夫婦別居を言渡したる判決書の餘白に記入すること

第三 公正證書の抄本を法定の公告を掲載すべき縣内の新聞紙の一に公告すること

第十章 親族の意見 (Des avis de parents)

第五百九條(現八八二修正) 後見人の選任を其の出席なくして爲したるときは三日内に治安裁判所書記

課の取扱を以て郵便に依り之を後見人に通知すべし
第五百十條(現八三三修正) 親族會の決議が満場一致に由らざるときは各會員の意見を調書に記載す可し

親族會の決議に對しては後見人後見監督人又は財産管理人と同く親族會の各會員も治安裁判所の裁判に對する控訴の形式に於て民事裁判所に不服を申立つることを得控訴は多數意見に賛成したる親族會員を以て相手方と爲すべし控訴は決議の執行を停止せず但し急速事件として裁判する民事裁判所が特別の決定に依り之に異なる命令を爲したるときは此の限に在らず

第五百十一條(現八八五修正) 裁判所の認可を受くべき決議に關する場合に於て檢事の請求あるときは治安裁判所の書記課より十五日間内に其の決議の謄本を其の檢事に送致すべし

親族會員が裁判所の認可に付異議を申立つべきものと思料するときは前項の期間内に書留書狀に依り之を檢事に申出づ可し異議を申立てたる親族會員は其理由を説明せしむる爲め指定の期日に書記課の取扱を以て郵便に依り民事裁判所の評議室に呼出すべし裁判所は檢事の意見を聴き等く合議室に於て裁判を爲すべし

裁判は書記課の取扱に依り之を後見人後見監督人及當事者に送達す可し
第五百十二條(現八八九修正) 親族會の決議に關し爲したる判決に對しては控訴を申立つることを得ず

第十一章 禁治産及補佐人の選任 (De l'interdiction et de la dation de conseil judiciaire)

第五百十三條 禁治産又は補佐人の選任を目的とする訴訟は本法の規定に従ひ且つ以下四條の變更を除くの外民法第四百八十九條及第四百九十條の規定に依り提起審理及判決を爲すべし

第五百十四條 報告判事及裁判所は有益と認むる總ての審理處分殊に醫術上の鑑定を命ずることを得

緊急の場合に於ては裁判長の命じたる醫師の報告に基き急速審理に依り民法第四百九十七條に規定したる假管理人を命ずることを得

報告判事又は裁判所は事情に因り必要なりとするときは被告の在らざる場所に於て證人訊問を爲すことを得但し此の場合には補佐人に於て被告を代理することを得(現八九三ノ三)

第五百十五條(現八九四修正) 禁治産を宣告せられたる人の提起する控訴は禁治産の原告を以て相手方とすべし

原告又は親族會員の提起する控訴は禁治産の被告を相手方とすべし
補佐人の選任に關しても前二項の規定に従ふべし

第五百十六條 補佐人を選任する判決は民法第五百一條に規定したる方式に於て之を公示すべし

第五百十七條(現八九七) 禁治產の取消又は輔佐人の解任の請求は審理及判決並に裁判の公示に關し禁治產又は輔佐人選任の請求と同一の規則に従ふべし

第九編 相續の開始に關する訴訟手續 (Procédures relatives à l'ouverture d'une succession)

第一章 死亡後の封印貼付 (De l'apposition des scellés après décès)

第五百十八條(現九〇七二項追加) 死亡後の封印貼付を要するときは治安判事之を爲し其の在らざるときは判事補之を爲すべし

治安判事は差支又は緊急の場合に於ては封印の執行を書記に委任することを得此の委任に對しては不服申立を許さず且登錄を免除す書記が封印を執行する場合に於ては市町村吏員又は宣誓したる公力吏員を立會はしむべし

第五百十九條(現九〇八) 治安判事及判事補は特別の印章を使用す其の印章は之を手許に保管し印彰は始審裁判所の書記課に之を寄託すべし
第五百二十條(現九〇九) 封印の貼付を申請し得る者左の如し

一 遺産又は共有財産に對し權利を主張する者
二 執行名義を有する債權者及始審裁判所長又は封印貼付を行ふべき州の治安判事より其許可を得たる債權者

三 配偶者又は相續人の全員若は一員の不在なる場合に於ては死亡者の同居人及雇人
第五百二十一條(現九一〇) 權利の主張者及債權者が後見を解除せられたる未成年者なるときは財産管理人の補助を得ずして封印の貼付を申請することを得
權利の主張者及債權者が後見を解除せられざる未成年者にして且後見人なきか又は後見人の不在なるときは親族の一人より封印の貼付を申請することを得

第五百二十二條(現九一一) 左の場合に於ては檢事の請求又は市長若は助役の申告に因り或は治安判事の職權を以て封印を貼付すべし

第一 未成年者に後見人なく且親族の一人が封印を申請せざるとき

第二 配偶者又は相續人の全員若は一員が不在なるとき

第三 死亡者が公の保管者(Dépositaire public)なるとき但し此の場合には唯公の保管物なるの故のみを以て且之を構成する金品に限り封印を貼付すべし

第五百二十三條(現九一二) 封印は現地の治安判事又は判事補に非ざれば之を貼付することを得ず
第五百二十四條(現九一三) 封印を埋葬前に貼付せざりしときは判事は調書を以て其の貼付の申請あり

たる時期及其の申請又は貼付の遅延したる原因を明確ならしむべし
第五百二十五條(現九一四) 封印貼付調書には左の事項を記載すべし

第一 貼付の年月日及時

第二 貼付の理由

第三 申請人の姓名職業及住居若申請人が封印を貼付すべき市町村内に住居せざるときは其の市町村内に選定したる住所

第四 申請人なき場合には職權を以て又は檢事の請求に因り若は第五百二十二條に掲げたる吏

員の一人の申告に因り封印貼付を爲す旨

第五 封印が許可に依る場合には其の命令

第六 當事者の出頭したること及其の陳述

第七 開閉口に封印を貼付したる場所事務室箱戸棚の表示

第八 封印を施さざる物品の簡略なる記述

第九 現場に住居する者が自ら何物をも不正に領得せず且他人が直接又は間接に不正領得を爲すを見聞せざりし旨を封印終了の際宣誓したること

第十 申請人の推薦したる保管人が適當なる資格を有するときは之を保管人と定めたること但し被推薦者が適當なる資格を有せざるか又は保管人の推薦なきときは治安判事が職權を以

て保管人を選定したること

第五百二十六條(現九一五) 封印を貼付したる錠前の鍵は封印を除去する迄は治安裁判所書記の手中に

之を保管すべし書記は鍵の引渡を受けたることを調書に記載すべし判事及書記は封印を除去する

迄は封印の存する家屋内に立入ることを得ず之に違反すれば停職を命ぜらるべし但申請人が立入

を請求し又は理由を附したる命令に依り臨檢を行ふ場合は此の限に在らず

第五百二十七條(現九一六) 封印貼付の際遺言書其の他の封書を發見したるときは治安判事は其の外

の外捺印及表書をも檢證し立會當事者が爲すことを識り又は得るときは共に封筒に花押を爲し且

其の書翰を治安判事より始審裁判所長に提出すべき日時を指定すべし以上の事項は總て之を調書

に記載し立會ひたる當事者をして之に署名せしめ署名を拒みたるときは其の旨を記載すべし

第五百二十八條(現九一七) 治安判事は利害關係人の請求に因り封印の貼付に先ち存在を豫告せられた

る遺言書の搜索を爲すべし治安判事が之を發見したるときは前條に規定したる如く手續を爲すべ

し

第五百二十九條(現九一八) 治安判事は指定の日時に何等の呼出を爲すの要なく壘に封緘の儘發見した

る書翰を始審裁判所長に提出し裁判所長は之を開封し其の状態を檢證し且其の内容が相續に關す

るときは之が保管を命ずべし

第五百三十條(現九一九) 封書が其の表書に依り又は他の書證に依り第三者に屬するものと認めらるる

ときは裁判所長は其の指定する期間内に第三者をして開封に立會ふことを得しむる爲め其の呼出を命ずべし裁判所長は指定の期日に第三者が出席したると闕席したるとに拘らず開封を爲すべし而て若書翰が相續に關せざるときは其の内容を知らしめずして之を第三者に交付し又は請求を待ち第三者に交付する爲め再び之を封緘すべし

第五百三十一條(現九二〇) 遺言書が開封の儘發見せられたるときは治安判事は其の状態を検證したる上第五百二十七條に規定したる手續に従ふべし

第五百三十二條(現九二二) 門戸が閉鎖せるとき又は封印の貼付に當り妨礙に遭遇するとき或は封印前若は封印中に紛争を生ずるときは裁判所長急速審理に依り裁判を爲すべし之が爲めに治安判事は封印の貼付を中止し且事態に應じ内外の警備を固めたる上直に裁判所長の急速審判を求むべし然れども治安判事は遲滞に因り危害を生ずるときは假に裁判を爲すことを得但し次で裁判所長の急速審判を求むべし

第五百三十三條(現九二二) 封印事件又は他の事件に關し始審裁判所長が治安判事より報告を受けたる總ての場合に於て爲し又は命令したる事項は治安判事の作成する調書に之を明記す可し此の調書に明記したる命令には始審裁判所長署名す可し

第五百三十四條(現九二三) 財産目録が完成したるときは封印を貼付することを得ず但し財産目録に對し異議あるか又は始審裁判所長より封印の貼付を命じたるときは此の限に在らず財産目録の調製

中に封印貼付の申請ありたるときは未だ財産目録に記載せざる物件に對してのみ封印を貼付すべし

第五百三十五條(現九二四) 封印を施すべき動産なきときは判事は無資産調書を作成す可し動産ありと雖も其の家に残存する人の使用に必要な動産なるとき又は封印を施すこと能はざる動産なるときは治安判事は其の動産の簡略なる記述を載せたる調書を作成す可し

第五百三十六條(現九二五) 人口二萬以上の市町村に於ては始審裁判所の書記課に封印整理簿を備へ郡内の治安判事が封印貼付後二十四時間内に書記課に到達せしむることを要する報告に従ひ左の事項を記載す可し

- 第一 封印を貼付したる動産の所有者の姓名及住居
- 第二 封印を貼付したる判事の姓名及住居
- 第三 封印を貼付したる日

第二章 封印に對する異議 (Des opposition aux scellés)

第五百三十七條(現五三七修正) 封印に對する異議は封印調書に記載せしむる申立又は治安裁判所の書記課に於ける申立若は郵便に依り書記に宛てたる通告に依り之を爲すことを得

前項中第二及第三の場合に於ける異議申立は書記課の取扱に依り之を調書の末尾に謄寫すべし

異議申立には異議の原因の要旨並に申立人が封印を執行したる郡に住居せざるときは其の郡内に於ける選定住所を記載すべし

第三章 封印の除去

第五百三十八條(現九二八修正) 封印は死亡者の埋葬前に貼付したるものなるときは埋葬後三日間埋葬後に貼付したるものなるときは貼付後三日間を経過するに非ざれば之を除去し及財産目録を調製することを得ず但し緊急なる事由の爲め始審裁判所長が其の事由を記載したる命令書を以て右に異なる命令を爲したるときは此の限に在らず此の場合に於て封印の除去に立會ふ權利を有する當事者が出席せざるときは封印の除去及財産目録の調製に際し始審裁判所長が職權を以て選任したる公證人を其の當事者の爲めに呼出すべし

第五百三十九條(現九一九但書追加) 相続人の全員又は若干員が後見を解除せられざる未成年者なるときは豫め後見人を附するか若は後見が解除せられたる後に非ざれば封印の除去を行ふ可からず但し緊急の場合に於ては始審裁判所長は其の未成年者の爲め特に後見人又は財産管理人を選任することを得

第五百四十條(現九三〇) 封印を貼付せしむる權利を有する者は之が除去を請求することを得但し第五百二十條第三號に依り封印を貼付せしめたる者は此の限に在らず

第五百四十一條(現九三二修正) 封印の除去を爲すには左の手續を経べし

第一 封印除去の申請を治安判事の調書に記入すること

第二 判事が封印除去を爲すべき日時を指定したる命令を爲すこと

第三 封印除去に立會はしむる爲め生存配偶者推定相続人遺言執行者知れたる包括受遺者及包括名義の受遺者並に封印に對する異議申立人を呼出すこと

二十萬米突の距離以外に住居する利害關係人は之を呼出すことを要せず但し其の利害關係人の爲めに封印の除去及財産目録の調製に際し始審裁判所長の選任したる公證人を呼出すべし
異議申立人に對する呼出は其の選定したる住所に於て之を爲すべし

呼出は書記課の取扱に依り郵便を以て之を爲すべし

第五百四十二條(現九三三修正) 配偶者遺言執行者包括受遺者及包括名義の受遺者は本人又は代理人に依り封印除却及財産目録調製の全執務期日に立會ふことを得

各異議申立人は本人又は代理人に依り第一回の執務期日のみ立會ふことを得第二回以後の執務期日には各異議申立人は總員の爲めに其の合意したる一人の代理人をして代理せしむることを要す代理人に付合意なきときは判事職權を以て之を選任すべし

第五百四十三條(現九三三) 異議申立人の一人が他の異議申立人と利害相異り又は相反するときは本人又は其の費用に於ける特別代理人に依り第二回以後の執務期日に立會ふことを得

第五百四十四條現九三四) 自己の債務者の権利を保全する爲めに異議を申立てたる人は第一回の執務期日に出會ふことを得ず亦第二回以後の執務期日の爲めにする共同代理人の選定にも協力することを得ず

第五百四十五條現九三五) 財産共通の配偶者相続人遺言執行者及包括受遺者又は包括名義の受遺者は一人又は二人の公證人及一人又は二人の評價人又は鑑定人の選任に付合意することを得其の合意なきときは物件の性質に従ひ始審裁判所長の職權を以て選任したる一人又は二人の公證人評價人若は鑑定人をして執務期日に立會はしむべし鑑定人は治安判事の面前に於て宣誓を爲すべし
第五百四十六條現九三六) 封印除去調書には左の事項を記載す可し

- 一 除去の日
- 二 申請人の姓名職業住居及選定住所
- 三 除去の爲め發したる命令の表示
- 四 第五百四十一條に規定したる催告の表示
- 五 當事者の出頭の有無及其の陳述
- 六 活用すべき公證人評價人及鑑定人の選任
- 七 封印が安全無缺なるときは其の確認之に反するときは變更の状態並に其の變更の原由に付爲したる相當の調査

八 家宅搜索の請求及裁判を爲すべき其の他の請求

第五百四十七條現九三七) 封印は財産目録の作成に隨ひ順次之を除去し各執務期日の終に於て再び之を貼付すべし

第五百四十八條現九三八) 同一性質の物件は其の種類に従ひ順次財産目録に記入する爲め之を集合することを得此の場合に於ては再び之に封印を施すべし

第五百四十九條現九三九) 相続に關係なき物件及書類を發見し第三者より其の請求ある場合には相當と認むる人なるときは之を引渡すべし若其の物件又は書類を引渡すを得ずして之に付記述を爲す必要あるときは財産目録に記載せずして封印調書に記載すべし

第五百五十條現九四〇) 封印を貼付する原因が其の除去前又は除去中に消滅したるときは財産目録に記載せずして唯之を除去すべし

第四章 財産目録の調製 (De l'inventaire)

第五百五十一條 財産目録の調製は封印の除去を申請する権利を有する者より之を申請することを
得

第五百五十二條 財産の調製は左に掲げたる者が二十萬米突の距離以内に居住するときは其の者を立會はしめ又は適法に呼出し之を爲すことを要す

- 一 生存配偶者
- 二 推定相続人
- 三 遺言が知れたるときは遺言執行者
- 四 所有權たると用益權たるとを問はず包括又は包括名義に於ける受贈者及受遺者
前項に掲げたる者が二十萬米突の距離以外に居住するときは呼出を受けて懈怠したる當事者を代理する爲め始審裁判所長の任命したる公證人一人を總ての不在者の爲めに呼出すべし
呼出は財産目録の調製を擔當する一人の公證人又は數人の公證人中の年長者の取扱に依り之を爲すべし呼出狀は郵便を以て之を送附すべし

第五百五十三條(現九四三) 財産目録には公證人の作成する總ての書類に共通なる方式の外左の事項を記載すべし

- 一 申請人、出席者、懈怠者、知られたる不在者、懈怠者及不在者を代理する爲めに呼出されたる公證人、評價人、及鑑定人の姓名、職業及住居並に不在者及懈怠者の爲めに公證人を選任する命令
- 二 財産目録の調製を爲したる場所の表示
- 三 財産の明細及掛値なき正當なる價格に於て爲したる評價
- 四 金銀物の品質、重量及實價の明示
- 五 通貨の明示

六 書類は初葉と末葉とに番號を附し公證人の一人之に花押を爲すべし

商業帳簿及商業登記簿は其の模様を検證し毎葉に番號及花押なきときは之を加へ記入ある頁に餘白あるときは線を引くべし

七 權利及義務に關する證書の表示

八 財産目録調製前に物件を占有したる者又は物件所在の家屋に住居したる者が物件を不正に領得し又は他人が不正に領得せるを見聞せざりしことに付財産目録調製の終結に際し爲したる宣誓の記載

九 當事者の合意したる人又は合意なき爲め始審裁判所長の選任したる人に財産又は書類を引渡したるときは其の旨

第五百五十四條(現九四四修正) 財産目録調製の際紛争を生じ又は共通財産若は遺産の管理に付或は他の物に付請求を爲す者ありて他の當事者が之を承認せざるときは公證人は退讓し當事者をして始審裁判所長の急速審判に訴へしむべし公證人は亦自身急速審判を求ることを得此の場合には始審裁判所長は其の命令を調書の原本に記載す可し

第五章 財産の賣却 (De la vente du mobilier)

第五百五十五條(現九四五) 民法第八百二十六條に従ひ遺産に屬する動産を賣却するときは第七編第七

第百五十七條(現九四七修正) 財産目録の調製に立會ふ権利を有し且二十萬米突の距離以内に居住し又は住所を選定したる當事者は之を呼出すべし呼出狀は書記課の取扱を以て郵便に依り選定住所に之を送附すべし但書記が賣却に任ずる公吏に此の取扱を委任することを適當とするときは此の限に在らず

第百五十八條(現九四八) 動産の賣却に付紛争を生ずるときは始審裁判所長急速審理に依り假に裁判を爲すことを得

第百五十九條(現九四九) 動産の賣却は其の所在地に於て之を爲すべし但し別段の命令あるときは此の限に在らず

第百六十條(現九五〇) 總ての當事者が成年者にして出席し且他に利害關係ある第三者なきときは合意に依り前數條の手續に従はざることを得

第六章 未成年者に屬する不動産の賣却 (De la vente des biens immeubles appartenant à des mineurs)

第百六十一條(現九五三) 未成年者に屬する不動産の賣却は其の不動産の性質及概近價格を表示したる親族會の意見に従はずして之を命ずることを得ず

前項の意見は不動産が同時に成年者に屬し且成年者より賣却の申立を爲すときは之を必要とせず此の場合に於ては次章に規定したる手續に従ふ可し

第百六十二條(現九五四修正第二項追加) 裁判所が親族會の意見を認許したるときは同一の判決を以て賣却を公賣法廷に於ける其の裁判所の判事一人の面前又は之が爲めに選定したる公證人一人の面前に於て爲すべきことを宣言す可し

最低價額は親族會の意見又は地券或は公正若は確定日附ある私署の賃貸借證書に依り之を定め賃貸借證書なきときは地租臺帳に依り之を定むべし

然れども裁判所は事情に従ひ不動産の全部又は一部の評價を命ずることを得、評價は不動産の大小及性質に従ひ裁判所に於て之が爲めに選定したる一名又は三名の鑑定人をして之を行はしむべし

第五百六十四條(現九五六) 評價を命じたるときは鑑定人は始審裁判所長の面前又は其の指命したる治安判事の面前に於て宣誓を爲したる後鑑定書を作成すべし鑑定書には賣却すべき不動産の詳細なる記述に亘ることなく評價の基礎を簡略に示すべし

鑑定書の原本は裁判所の書記課に之を差出すべし書記課は其の謄本を交付することを得ず

第五百六十五條(現九五七修正) 競賣は賣却條件書に基き報告判事の監督の下に之を開始すべし其の賣却條件書は書記之を作成し或は賣却が公證人の面前に於て行はるときは受命公證人之を作成す、賣却條件書には左の事項を記載すべし

- 一 賣却を許したる判決
- 二 所有權を證明する證書
- 三 賣却すべき不動産の性質所在一團と爲りたる相續不動産の位置概近面積横隣及裏隣
- 四 競賣を開始すべき價額及賣却條件

第五百六十六條(現九五八修正) 賣却條件書を書記課又は受命公證人の役場に保管したる後不動産差押に關し規定したると同一の公告を爲すべし

第五百六十七條(現九六〇) 未成年者の後見監督人は民法第四百五十九條に規定する如く賣却の際呼出すべし之が爲めに後見監督人に對し競賣の日時場所を一月前に告知し併て其の出席と闕席とに拘らず競賣を行ふことを通知すべし

第五百六十八條 競賣期日に競買金額が最低競賣價額に上らざるときは裁判所は單純なる申立に因り不動産を評價以下に競賣すべきことを評議室に於て命ずることを得此の場合に於ては判決を以て定めたる十五日を下らざる期間競賣を延期すべし

右競賣は競賣より少くとも八日前に掲示及前に規定したるが如き新聞紙上の掲載に依り之を公告すべし

第五百六十九條(現九六四修正) 前數條に規定する外は不動産差押に關する手續に従ふべし然れども公證人が競買申出を受くる場合には何人と雖も裁判上代理人の擔當に依らずして之を爲すことを得

公證人の面前に於ける競賣の場合に無算競賣を爲すべきときは其の執行は裁判所に於て之を爲すべし競落人が條件の履行を證明せざりしことの證明書は公證人之を交付すべし競落調書は無算競賣の用に供する爲め書記課に之を差出すべし

公證人の面前に於て競賣を爲したる場合に増價競賣を爲すべきときは報告判事は新競賣を同一公證人の面前に差戻し前に作成したる賣却條件書に基き手續を爲さしむることを得、開書が競賣一切の送達及呼出は郵便を以て書記課の取扱に依り之を爲すべし。

第七章 遺産の分割及競賣 (Des partages et licitations)

第五百七十條(現九六六修正) 法律上遺産の分割を裁判所に於て爲すことを要する總ての場合に於ては最も敏速なる當事者より其の請求を爲すべし同時に分割の訴を起さんとする共同相続人間に在りては相續開始地を管轄する始審裁判所の書記課に最初に請求を登記せしめたる當事者を以て原告と爲す(現九六七修正)

第五百七十一條(現九六八) 相反する利益を有する各未成年者には第八編第十章に規定したる手續に依り別異の特別後見人を附することを要す
第五百七十二條 分割の請求に付ては通常の手續に依り審理及判決を爲すべし當事者は本人出頭して答辯を爲すことを得
裁判所は遺産が分割を許すときは未成年者が訴訟に加はるときと雖も補足金を供せしめ又は供せしめずして分割を命ずることを得然らざる場合には競賣を命じ之を總ての場合に指命せらるべき
判事又は公證人の面前に移送することを得

競賣の場合には未成年者の不動産の賣却に付定めたる規則に従ふべし

第五百七十三條 分割すべき遺産財團(masse de partage)(現九七八)(民法八二九、八三〇、八三三参照)各利害關係人の爲すべき返戻(rapport)及先取(prélèvement)は受命公證人之を定むべし配當(Loi)は共同相続人が總て成年者にして其の中一人を一致して選定し且其の選定せられたる一人が委任を受諾したるときは其の共同相続人中の一人之を爲すべし反對の場合に於ては公證人は之が爲めに始審裁判所長の指命したる受命判事の面前に當事者を移送すべし受命判事は有益と認むるときは公證人の意見を徴して配當を爲し或は必要なる判定の資料ありと認めざるときは配當を行ふ爲めに鑑定人を選任すべし

第五百七十四條 分割の進行中に紛争を生ずるときは不動産差押事件に於けるが如く之を解決すべし

第五百七十五條 受任公證人は分割調書を作成し當事者の陳述及意見をも之に記入すべし當事者間に争あるときは其の陳述を調書に記載すべし裁判所は公證人より十五日間に理由を附したる意見添へて分割調書の謄本の送致ありたるときは争に付裁判すべし
當事者の資格ある代理人は謄本の交付を求むる権利を有す當事者は自身公證人役場又は書記課に就き分割調書を閲覽することを得

第五百七十六條(現九八二) 分割を許可し及争に付裁判する判決が既判力を生じたるときは公證人は配

當分の抽籤を行ひ抽籤後直に配當分の交付を爲し且當事者の請求に因り分割調書の全部又は一部の抄本を交付すべし(現九八三)

第五百七十七條(現九八五) 總ての所有者又は共同相続人が私權を享有する成年者にして出席し又は正當に代理せられたるときは裁判上の方法を避けし又は訴訟の如何なる程度に在るを問はず裁判上の方法を抛棄し且其の考案したる手續に依ることを合意することを得

第八章 相続の限定承認 (De bñsñce d'inventaire)

第五百七十八條(現九八六) 相続人が相続を承認する前民法の規定に従ひ相続財産に屬する動産の賣却を爲すことの許可を得んとするときは相続開始地を管轄する始審裁判所長に申請書を提出すべし前項の賣却は差押動産の賣却に付既に規定したる如き揭示及公告を爲したる後裁判官吏(Officier public)之を爲すべし

第五百七十九條(現九八七) 限定承認相続人(Héritier bénéficiaire)が相続財産に屬する不動産を賣却せんとするときは相続開始地の裁判所の長に其の不動産を簡略に表示したる申請書を提出すべし此申請は檢事に通知すべし裁判所の長は檢事意見及受命判事の報告に基き賣却を許可し且最低價額を定むる判決を爲し又は職權を以て選任したる鑑定人をして不動産を實見し且評價せしむべきことを豫め命ずる判決を爲すべし

前項末段の場合に於ては裁判所は申立に因り鑑定人の報告を檢定し且檢事の意見に基き賣却を命ずべし

賣却は未成年者に屬する不動産の賣却に付規定したる手續に依り之を爲すべし(現九八八ノ二)

第五百八十條(現九八八ノ三) 限定承認相続人が前條の規定に従はずして不動産を賣却したるときは之を單純承認相続人と看做す

第五百八十一條(現九八九修正) 相続財産に屬する動産及有價證券の賣却を爲すべきときは其の賣却は本法第五百七十八條に規定したる手續に依り之を爲すべし

第五百八十二條(現九九〇、九九一修正) 動産及不動産の賣却代金は第七編第九章に規定する如く之を配當すべし

第五百八十三條(現九九二修正) 限定承認相続人をして保證人を立つる義務を負はしめんと欲する債權者又は他の利害關係人は相続開始地の民事裁判所の書記課に其の請求を爲すべし此の請求は書記課の取扱に依り郵便を以て限定承認相続人に之を告知すべし

第五百八十四條(現九九三修正) 相続人は前條の告知ありたる日より八日以内に保證人の受諾に付前に規定したる手續に依り保證人を書記課に差出すことを要す

第五百八十五條(現九九五) 限定承認相続人の作成する計算書の提示に付ては第七編第二章に規定したる手續を遵守すべし